

飛脚立て候に付、啓上仕候。殿様當廿一日彌々被遊御發駕候積り、扱て此節川北百姓大勢打寄り、願筋有之趣にて、最初は五丁野各地三千人程打寄り、紅白の幟押立て、のぼりの内稻荷大明神と有之外の幟へは、願筋の譯記し、其外田畑踏荒申間敷く、或は萱乳等取散し申間敷くなどと相認め候趣に付、御代官其外色々の御役人罷出申含め候得共、其後酒田山王山西北大濱と申す處へ、川北三組之百姓二萬三千人程打寄り、殿様御登を差留め申候積りの由、右に付御郡代の内阿部孫太夫殿、御郡奉行の内相良文左衛門殿出役、漸く申含爲引取候趣、乍去是切にて相止事にも無之様相聞え、右打寄候大將と申すは、何れも有徳なる者の伴にて、年は何れも二十代の者と相聞え申候。勿論米金等は何方より差出候哉と申す事も不相知候得共、澤山に集り候趣に相聞え申候。然る處、當十一日の夜所々へ建札致し候趣注進申出て候。其文言別紙の通りに御座候處、今日中川通其外の百姓、中川谷地へ貝吹立て打寄り、人數の次第未だ相知れ不申候。扱て此節に相成り候ては、御所替之儀も相止み候と申す事に、御殿向迄専ら取沙汰の趣に相聞え候。何卒風聞の通り

相止候方に仕度心願に御座候。右可申上如此に御座候、以上。

二月十二日

平瀬林左衛門

磯部立玄様
皆々様

庄内にて認め差上候書付之寫

庄内百姓
の願書

乍恐以書付御申上候事。私共庄内の百姓共に御座候。此度御殿様御所替被仰付候御達御座候旨、誠に以て驚き入り奉存候。扱て御殿様の儀は、御代々様々蒙御高恩、昔よりの凶作又は變事の年柄は不及申上、既に八ヶ年已前已年は、前代未聞の凶作にて、庄内の外の御國々にては、餓死人其數不知様に承り候折柄、他所々國許へ袖乞の者多く參候に付、驚轉仕り候。其節庄内の御殿様には、在町之者へ御米大造に被下置、其外にも色々御拜借等被仰付、諸國々米穀大造に御買入御救被成下候間、於庄内は袖乞非人扱は一人も出候者無御座候間、老若男女彌々御國恩難有連、感涙を流し、此國恩奉報度由、日々心掛罷在候へ共、引續き年々凶作

にて、庄内二郡の百姓共、町人に至る迄所持の品物賣拂ひ、或は質物に置き盡し、此上親妻子ちりくゝに相成候外無之體に相成候仕合に付、御殿様にも御不便に被思召、以前の御救其外御物入等被爲在候。御金も盡き果て候て、以ての外御難儀被遊御成候上にも、諸國の金持衆大造に御借入被成候て、御救被成下、其上昔々御拜借米・金夫々に被下切に被成下候得共、御年貢御取立は不足に相成り候上、其外年々窮民救米等迄莫大に被下置候へば、御時節大造の御損失奉懸候へ共、先は町在の者共再生の心地にて、如此難有御殿様は有間敷く、夜は繩をなひ筵を織り、又は商の土地にては品物賣數の内々、一文二文の溜錢致し差上げ、少しも御苦勞薄に成行候はゞ、夫々御國報之氣差にも可相成と奉存候處、此度思召不寄御所替と承り候へば、庄内二郡の百姓老幼男女共、上を下へと驚き騒ぎ、或は悲歎の誠を以て、目も當られぬ風情にて、其上國中の御扶持頂戴候程の金持は、皆々御供仕り度と奉願上候由、三年々續いての凶作にて、皆々勞れ居候處に、當年は作合も宜敷くと悦び居り候得共、稻刈入合取仕候處、考へ候々は劣り候作合にて、御

年貢上納仕り候共、此節々□食薩張り無之に付、色々御救方被下米等を奉願、人々の親方衆へも、夫々食并に金銀等借り入れ可申處、夫等のねだりも不相成事にて、途方にくれ、どう考へ候ても難立體に奉存候。今度御所替に相成り候はゞ、御跡へは猶々難有候御殿様被仰御越候て、結構に御手段被成下候ても、在町の金持衆皆々長岡に參り候事に御座候へば、前條申上候通り極窮の我々計り相殘候迎、是迄とは違ひ大造淋敷き御國と相成可申と、一向歎騒ぎ仕候。此上は只々御殿様奉止候外無御座候迎、先達て御歎に罷登候者も御座候に付、國中嚴敷き御穿鑿にて、中々隣村へも通ひ相成難く、御仕置被仰付候へば、乍思罷登り兼ね、只々能き便宜も可參哉と、今日か明日かと相待居候得共、如何なる様子に御座候哉、一向安否も相聞不申候は、御締りの嚴重なる故、先登の人々々便り有之候ても、何方にてか被取上候事哉と案じ居無心許、密かに申合せ相登り度存候へば、口々御固めの御役人中嚴重にて、中々可通拔様も無之、據無く三十四日の日を送り候へば、老若男女の者共、尙更歎き悲み、誠に心中思計難忘、不得止事、我々申合せ、道も

なき山谷の白雪を踏み、身命いとひなく漸々罷登申候儀に御座候。二百年來御高恩の御殿様には別れ申上候儀故、大勢の百姓共御不便に被思召、何卒庄内に御殿様永々御在住に被成下候様、乍恐厚く御取扱被成下置候はゞ、二郡の百姓共難有仕合に奉存候。爲其差急ぎ以書付御願申上候。已上。

子十二月

庄内百姓

御役所様

天保十一子十二月廿三日、庄内出立、翌丑正月廿日江戸着。

庄内百姓
御駕訴の
人々

御老中
太田備中守様御駕籠人

飽海郡遊佐郷八日時村

四郎吉・長五郎

水野越前守様同

上ノ新田館中村

善三郎・藤七

脇坂中務大輔様同

鹿澤村・中島村

治右衛門・三郎左衛門

井伊掃部頭様同

手島村・丁坪村

信左衛門・彦四郎

閏正月廿八日、川北大庄屋々來狀之寫

川北大庄
屋の書翰

以飛札得御意候。昨日も一通り善作々申上候通り、川北三郷之御百姓、五丁野谷地

へ相詰め、私共不及申扱、佐平田之仲間共、私共役人召連右場所へ罷越し見届候處、追々驅集り候人數凡八九百計も可有之哉、集居候に付、何等の趣と糺し候處、去年中西松組之者江戸表へ罷登り候得共、願空敷く御下げに相成り、其後川北々罷登御駕籠訴願書差出候處、御取受無之、書付御返に相成り、残念至極に奉存候由、被遊御引移候へば、二百年餘の御恩澤を蒙り候儀、深難有奉存候間、一同に被召連被下置候様、鶴ヶ岡御城下へ罷登御願申上度段申聞候間、兼々御達之通り、大勢打寄候儀御停止之上、御城下へ罷登候儀甚だ不宜候間、罷登申間敷候。人々歎願之儀は、早速殿様へ御重役々被申上候間、別拂申候様、様々申諭候處、昨廿七日七ツ時過ぎ、皆々罷歸り候處見届け、私共引返申候。馳付候者途中にて行逢候者も、前段之趣申聞候。相詰め候者共、手道具等持參の者一人も無之、外に異變の次第無御座候に付、今日郡御奉行へも御届如斯に御座候。急々御上へ被仰上可被下度奉願上候。以上。

閏正月廿八日

天保十一年、十二年雜記

一六
荒下郷大庄屋
相馬 東助
堀 善右衛門
佐藤八右衛門

佐藤仁惣治様
渡邊儀兵衛様
村上伊之助様

平田村・牧曾根村建札之寫

平田村の牧曾根村の建札

兼ねて及相談候江戸表へ御歎に罷登候儀、西郷の衆と相願ひ、空しく御返しに相成候に付、二の手川北衆は艱難を致し、御訴訟首尾能く致し、願書を差上候得共、御取上不_レ相成候。寢ても起きても歎かは敷く奉_レ存候。依ては迎も人少々にては、御國中我々は歎き候處も御取上不_レ相成候に付、此上は最早御談に及び候通り、二郡の總百姓罷登り、御すがり付、御歎可_レ奉_レ申上_レ事に可_レ仕候間、皆々様左様御承知可_レ被_レ下候。以上。

一、黒の丸印の旗籠にて拵立て、村々半鐘打ち相集り候由。

一、先頃御下しに相成候者、公事場へ相願候積にて、又々罷登り候哉之旨相聞ゆ。

一、先達て罷登り候十一人の者共、江戸小塚原を通り候節、晒首二ツ有りしを見て、我々も定めて如斯に可_レ相成間、此内に不同心の者あらば、是々國元へ可_レ被_レ歸、彌々同心に候はゞ、血判可_レ被_レ致候と申し、一同同心にて血判致し、江戸へ被_レ致着候由。夫より旅宿へも我々御成敗にも相成候はゞ、跡々の儀宜敷御取計ひ可_レ被_レ下、又庄内へも其段早速に爲_レ御知被_レ遣可_レ被_レ下と吳々相願ひ、取置料の金子遣置候との事の由。

一、二月朔日又々庄内大濱千餘人相寄り、願書差出候て、二日には三千人計り鶴ヶ岡御城下へ罷出て、願書持參之由、朔日差出候願書は、大庄屋へ留置候由に相聞え候。

一、同三日心珠院様御法事にて、大督寺へ御參詣可有之旨、昨日被_レ仰出に御座候に付、早朝より坂上と申す町へ人數集り居り候由、爰に願の趣も可有之趣取沙汰致し候處、此日殿様御病氣にて、御參詣相止み候。但御供揃申上げ、御召替も

相濟候上御延引、八郎右衛門殿御名代相勤め申され候。昨^{【日カ】}中夜中、御家老始不寐に所々御固め、御下知有之候哉之由。

乍恐以書付奉願上候。

私共儀は

川北村百姓の願書

川北百姓共に御座候。此度御殿様御所替被爲蒙仰候段、一同奉驚入候。元來私先祖々蒙御高恩、當國に永久相續罷在候處、如何成凶作、又は往昔々種々の變御座候年柄は不及申上、莫大之御米・金等迄被下切被仰付、誠に以て無借財同様に罷成候間、右御高恩を荷ひ、晝夜一同農業出精仕り、民之竈も賑敷時節に相成り悦び居り候處、此度不存寄御所替被爲蒙仰、何共苦々敷く、一同歎悲之不得止事、先達て乍恐追々江戸へ委細以書付愁訴罷登候者も御座候に付、又々一統罷登り申度奉存候へ共、夫にては却て御爲筋に不相成趣にて、村々日々夜々に御役元々嚴重に被仰合候儀共、御尤も承知乍仕居、江戸表御左右相待罷在候處、此節御雜説には御座候へ共、御所替日延に相成り、又は川北御添地にも可相成坏、専ら風聞

御座候に付、少々は猶豫仕り居候處、當月中御發駕にて、御殿様江戸へ被遊御登候趣奉承知、再び驚轉を仕候て、願上候筋も御座候へ共、差掛り候儀、今度被遊御登候て、又々御下り遊され候儀難斗奉存候へば、二百餘年の憂歎悲之愁傷罷在候仕合に付、此度御登の儀は御延引被成下、庄内に永久被爲在御在城候様、御止め申上候外無御座候事と、一同打寄り評議仕り候間、此段御取上げ無御座候事にては、農業植付精行届かせ候て、跡々江戸表へ御迎に罷登り申すべく候より外無御座候間、此段得と被聞召譯、左様可相成様、此度の御登り御延引被成下候は、大小の百姓一同難有仕合に奉存候。爲其乍恐御書付を以て、奉願上候以上。

丑二月

川北總百姓

御役所様

右書付、二月二日庄内御家老松平甚三郎殿へ、川北總百姓共の内、重立候者大勢にて持參。若又御取用無レ之候は、同三日殿様大督寺へ御參詣之節、御駕籠訴可仕心組の處、甚三郎殿速に被留置、右百姓へ酒

天保十一年、十二年雜記

看大造に被下罷歸候由。

被仰渡書

其方共二百廿年來、先祖代々蒙御恩澤候百姓共の事に候へば、此度御所替御残り多く奉存上候儀は、尤も至極之事、亦殿様にも其方共先祖々、代々農業出精緻し、御年貢諸役も、畢竟其方共本務不怠故と常々御悦びの所、思召候は、地に付居候其方共の心中も同様の事にて、其方共心中も深く察入り候は同じ道、其方共殿様を大切に奉存上候は、殿様、公儀を大切に被思召候も御同様の御事にて、御由緒の被爲在候御家柄に候へ共、無他事御一筋被遊御恭敬候儀には、如此公儀を被遊御尊敬候に付ては、萬一其方共儀、殿様の御事斗は奉存上手前勝手の心得違よりして、御違背らしき筋仕出候は、却て殊の外被遊御心配度々被仰出も有之事に候。其方にも能々御尊慮を奉勘辨、殿様御爲めと奉存上候は、御爲めに不相成様之事仕出不申様に、此所は肝要に心得可申。此筋合能々勘辨仕候て、如斯物々敷き振舞いはれなき願ひまでは有るまじき事にて、是併し其方共の

心にしては、公儀への御勤筋被遊御立候處には、心付く場も無之、ひたすら殿様の御恩澤をしたひ奉りし心よりして、深雪嶮敷難路を忍びて、江戸へ出訴をも致し候へ共不相叶外には手段もなく、兎に角も御發駕候旨聞き傳へ、前後の辨なく、今度被遊御登候て、再度此地へ被遊御下間敷と一途に及び迫り、御留め申上げ、又は御跡が江戸へ一同可罷登と存付候は、愚昧の誠心無餘儀次第、不便至極に心中一同感涙に及び候事共に候。此心入の次第、神佛も加護可有。尤も殿様にも深く御不便に被思召候に付、被爲在御尊慮、大和守様へも御願方も可被爲在事、尤も是迄の御振合を以て、夫食御貸渡等の次第迄、委しく不遊御申送候事故、相談方の儀不心掛、此已後別て農業等出精緻し、貢物納物遅滞無之様、總て御役人中が被仰出候事相守り、御恩澤蒙り候殿様への御恩送りと可奉存候。然らば後來安榮にも可有之と被遊安心候御事に候。此段厚く申合候様にとの御沙汰に候。尙委細御上にて可申聞候。

丑二月

酒田御足輕目付山口五四郎殿々來狀之寫

山口五四郎の書翰

先月廿八日、川北御百姓六七百人、五丁野谷地へ打寄申候。只長岡へ御供被仰付被下度旨、鶴ヶ岡へ願出申度き相談にて、打寄り候者三四千人、所々村々にて差留め申候由に相聞き、右に付難捨置、御頭中へ申上候處、御在番所御差圖にて被仰付候者、角次郎太・金太夫・久太外一人、五丁野谷地へ罷越候處、大庄屋其外肝煎も相詰め居り候由、木綿一反の幟差立下寫なし。

所々建札之寫

覺

一、此度御所替被爲蒙候段、兩郡中一同愁傷難忍、已に十一月中兩郷組中十二人、江戸表へ御歎訴に罷登候處、空しく御下げ被成、續いて川北々十一人罷登り首尾能く爲仕課候へ共、願書御下げ戻に相成り候段、川北一同心外に存じ、又々二の手先月中出立、猶三の手も差出候哉に相決候。人數は乍恐、御殿様御發駕御留め奉申上度くと、五丁野谷地・大濱其外へ一萬餘人打寄り候儀、全く以て二百餘年

所々建札の寫

蒙御恩澤候儀につき、御郡中一同の人情勿論に可有之、差控ては對川北恥入候。乍去大勢騒立候ては、對公儀難被爲御濟、却て御爲筋に不宜。尙此上にも不得止事候はゞ、嚴しく御仕置可被仰付御旨、御重役之御方々度々御廻符にて被仰達、尙組々へ御役元々、日々夜々嚴重に御達有之、川南郷中の儀は、御膝元近く別て恐入、無餘儀差控罷在候へ共、心外不得止事、田川郡組の内々投身命密に申合ひ、尙又便にも兼々申合通り山濱・横川兩組は東山・狩川・中川・原田三組は中川各地へ打寄り候趣致約定候處、今般御中陰被仰達候間、一先差控可罷在候。若其内彌々御轉領御日限被仰達御詰候はゞ、右人數の内江戸へ罷登り、乍恐御訴訟可奉申上と存候。於然は御跡御領主様へ御敵對に罷成候に付、御仕置可被仰付と覺悟に候。右訴訟人共御引渡に相成候はゞ、相殘候組々一同爲打寄評定之通り、長岡へ御慕ひ申上度旨可奉願。若御取上げ無御座候はゞ、無據御跡に残り、組々手分を定め、御境目口々場所見立、一同餓死可仕所存相聞え候間、相圖次第組々村々御一同片時も猶豫なく、早速場所へ相詰可被申候。右は往古の變難、近くは十

年已來莫大の蒙御救、一同無難助命罷在候。貳百餘年の可奉報御高恩は此時也。若し身命を惜み不參の輩は、人面獸心に候。右爲承知致建札候。以上。

丑二月

川田統一郎

川南組々村々惣中

黒瀬橋東へ 大小札二枚 押江村へ 大札一枚 加藤村へ 小札一枚 地方長沼海道へ 同斷

藤島村大橋詰 大札一枚 押江村對馬村 同斷 長沼村小札一枚

庄内江戸御屋敷々公儀へ御届書之寫

左衛門尉只今迄の領分出羽國庄内、田川、飽海兩郡百姓共數百人、或は數千人、或は一萬人餘打群立ち、最寄々々騒がしく相集り候段、郷方役人共々訴出候に付、早速郡奉行代官并目附役の者等、右場所へ差出し、打寄候趣意爲承候處、今度左衛門尉所替被仰付、永く引離れ候儀相歎き、祈禱等の爲め打寄り候趣、或は長岡へ供致し度く、或は江戸へ供致し度き旨可申立爲めに打寄趣申聞、無謂無筋の願ひ心得違ひの趣、精々爲申諭候處、孰れ致承知退散候趣、在所表々申越候。全く愚昧の

庄内江戸御屋敷々公儀へ御届書の書狀

百姓共、一途に久來の離別を惜み候々の事のみ。外に子細無御座候得共、多人數物騒しく相集り候事に御座候間、此段御届申上候。以上。

三月

酒井左衛門尉内

關 茂太夫

庄内々江戸表へ御届書

此間家來の者々御届申上候通り、唯今迄の恩誼を相慕ひ、所替被仰付候に付、永々引離候儀相歎き、大勢所々へ打寄り、長岡へ供致し度杯、無謂申立候に付、役人共差出し、心得違の趣達て利害爲申諭候處、孰も致承伏一旦は引取候へ共、其後又々大勢の百姓共度々相集り、既に昨廿日には凡三四萬人に及び候て、兎角同様無謂申立は、對公儀候ても恐入り候筋故、尙其内役人共差出し、心得違不埒之旨、精々申含め相宥め悉く致從腹退散候得共、多人數度々群立候儀に付、尙此段御届申上候。已上。

二月廿一日

酒井左衛門尉

此書付、江戸へ三月七日御届に相成候由、右之通に御座候。

天保十一年、十二年雜記

庄内江戸御屋敷々公儀へ御届書の書狀

丑六月廿一日、御差出の御聞置書寫

私は迄の領分田川・飽海兩郡の百姓共、兎角愁訴之一念相止不申、最前々夫々急度申諭し、手當向無_レ油斷申付置候者勿論に御座候得共、不惜身命忍出、度々及御駕籠訴訟、既に越前守殿々御沙汰向御座候に付ては、猶又嚴く密に爲_レ致_レ手當役人共土着同様差出し、嚴しく制止置候處、誰魁首と申すも無之、夜中等五人・七人・八人宛密に忍出て、無路深山を抜出て、又は小船に取乗り風波を侵し、先々月末先月上旬迄、餘程多人數罷登候の由相聞え、其向役人共不_レ取敢_レ致_レ手分追驅つれど、中途爲_レ引返_レ候者も有之、兼て最上越後筋へ足輕共差出置候手にて差戻候も有之、又右役人共差留候を恐れ、何方へ潜居候哉、一向不_レ相知者も多分にて、役人共無_レ據此表迄致_レ參着、御府内口々は不_レ申及_レ四方其最寄に無之所迄手當相増し、船路等も悉く致_レ穿鑿押捕、屋敷へ引取候人數爲_レ相改_レ候處、庄内拔出候人別に相違無之、尤追々罷登候次第、具に遂_レ糺明_レ候處、別に子細無之、全く引離候を悲み、永城歎訴之心掛、又は長岡へ是非罷越度抔無_レ謂事のみ申聞候、且又右拔出候者其の内、

彼此人數追々三百餘人、仙臺領通り候處、松平陸奥守役人致_レ出張、多人數の儀に付通行差留め、逐一承_レ糺候上、再三利害爲_レ申聞、右之内五人引留め、其餘は不_レ殘引返し右之趣同人役人々、在京家來共へ及_レ掛合、差留置候五人の者も引渡受取候段申越候、私庄内發足前、丁寧懇志に申諭し致_レ承服、其後も無_レ油斷役人共爲_レ致_レ出張、増_レ手當嚴重に致置候得共、表向は農稼出精の様爲_レ相見、夜分等忍々拔出て、無路深山を越え或は小船にて海上相廻り、剩へ仙臺領相通り、被_レ差留_レ候砌、彼是愁訴等、愚昧の者共不_レ埒至極の致方、於_レ私迷惑至極存じ候間、夫々急度各申付置候、道中々引戻し候者も餘程有_レ之候得共、此表にて押捕へ候人數も二百人に餘り及び申候、近々手分け爲_レ致_レ警固差下可_レ申、此節柄少人數にも無之、御關所罷通り、其上於_レ仙臺領の始末、他に引合にも相成り、尤も最初々無_レ油斷手當者致置候處、御沙汰向も有_レ之、猶又嚴密申付置候得共、前段之次第にて、何分無_レ據恐入奉_レ存候、依て猶取締方精々沙汰致し置き候、此段御聞置被_レ成可_レ被_レ下候、以上。

六月

酒井左衛門尉

同五月中、庄内二郡百姓、仙臺領通行三百人餘有之、伊達彈正殿御出馬御利解、三百人餘庄内へ御返し、五人五月末酒井家代官中村右門へ御引渡し候始末、御評議の上公儀御届書之寫

松平陸奥守より庄内百姓の申出の事

松平陸奥守國許玉造郡の内、尿前と申處へ、去月五日、羽州庄内田川郡・飽海郡の百姓共、松島一見の由にて、五人・七人と申様、追々三百餘人相成候に付、怪しき儀と通行差留め、先以て右最寄り驛場々々に止宿爲仕置、其筋役人差出、尙承届候得共、委細別紙書取之通り、數百年來御高恩を受け、今更離散不堪悲歎、方々身命を抛候ても、御所替御沙汰止みに相成候様仕り方願の旨、無幾應申出、右様の事は不容易恐入候事に御座候間、再三利害申諭候得共、落涙一言之申開無之、尙又種々相諭候に及納得仕、依ては外に子細も無之候に付、右人數の内五人相殘し、外者共歸村爲仕、右之趣酒井左衛門尉役人へ、其筋役人共々及掛合、役人出張の上、右五人の者も引渡申候。尤も右百姓共願書可受取儀に無御座候間、其儘差戻候之旨、國許役人共々申聞候。如前文大勢舉て領内へ相越し、悲歎戀慕の狀、不容

易儀に御座候間、此段御聞置被下度候。以上。

六月

松平陸奥守

同六月廿一日大御目附へ御届書之寫

今般左衛門尉所替被仰付候に付、庄内領の百姓共、去冬已來度、御府仕り、御老中様方を始め、其外御役向へも御駕籠訴仕り候段、左衛門尉儀は不及申、於家來共、も深く奉恐入、在所表取締の儀は、兼々無油斷申付置候へ共、猶又在々村々へ役人共差出し能々利解爲申聞取鎮め、領内境口々へ其番人相増し嚴重爲相守、於御當地は當春已來、諸方往還筋千住・松戸・板橋・新宿・品川等の宿々へ目附役・足輕中間四五人宛止宿爲致置、庄内百姓共見當次第取押へ候手當仕り、御府内旅籠屋へも右百姓共致止宿候は、早速致注進候様申付置き、其外兩下馬御役屋敷邊へも、日々目附役下座見足輕等差出置き、其後追々罷登り候百姓共、旅籠を注進申越し、又は下馬にて取押へ候者共、是迄庄内表へ差下し候。右百姓共、其節に相糺候共、領内往還出口々々は嚴敷警固有之通行難相成、烏海山・月山等の深山幽谷を相越え、

險岨の艱難を不厭、道も無之山路を抜出て、海邊の者共は漁船又は手船等にて、他領へ罷出候趣申聞候。尤も路用に貯へ無之者は、田畑・家財等を賣拂ひ、中には妻子を奉公に差出し、路銀調達之者も有之由に御座候。一體邊鄙愚昧の百姓共、一圖に凝固り無謂歎願申立候條、不埒至極にて御座候へ共、何分兩郡百姓共一致の儀には、農業に相障り、嚴しく咎申付候事も相成り兼ね、誠に當惑仕候。既に先達て水野越前守様を御達之趣も御座候間、左衛門尉儀は不及申、家來共一同奉恐入領内手當向猶又嚴重申付置候。然る處今度又々百姓共多人數領内罷出候趣相聞候に付、郷方掛り役人郡奉行・郷目附・代官手代の者召連れ、近國往還筋諸方へ手分致し、見當り次第引戻し候手當には罷出候處、中途を引戻も有之、最上越後筋へ兼て足輕共差出置候手にて、引戻も有之候得共、右様役人共罷登り候を承傳へ、彌々間道に潜居候哉、往還筋にては其後見當り不申候。段々罷登り御府内近邊宿々へ右役人共罷出居り、追々罷登り候百姓共、品川・松戸・板橋は勿論、向寄に無之口々船路迄悉く致手當、見當り取押へ、屋敷へ引入候者共、此節迄都合二百廿三人に

相成申候。右の者共夫々相糺候處、庄内兩郡の百姓其申合せ、左衛門尉永城之儀、猶又歎願の爲、密々四五人或は七八人宛忍出て候處、前條の通り領内口には不申及、間道迄も嚴重手當有之候間山詣道者に相紛れ、他領へ罷越し、或は漁船にて越後路へ罷出て、其外御大名様方領内御通行の節、夫役に出候者直様罷登候由に有之、右何れも往還筋不罷通、野道・畑道を撰み通行致し、止宿等不仕、行當次第野宿致し罷登り候内、途中にて落合ひ、一群十人・廿人と相成り出府仕候趣、段々遂糺明候處、別に子細無之、兎角引離れ候を悲み、永城歎訴之心掛、又は長岡へ是非召連吳候様存詰候外無之候旨、種々愚昧の不辨より無謂事申聞候。右の外に三百人餘り仙臺領通行致候處、多人數無謂通行の儀に付被差留、精々預利解漸致納得、領分へ引戻し、其内五人被差留、在所役人彼方御役人引合之上、是又引戻し候趣、右に付於在所、夫々役人共猶又精々取調の上捕押へ、前文中途より爲引戻候者も彼是貳百人餘に相聞え申候。尙又取押への爲め、近國へ追々役人共差出し、境目口には申すに及ばず、海邊山路嚴しく手當中付置き候得共、何分庄内二郡の百姓共、一同

一圖に死を相極め存詰め候事に相聞え候付ては、自然制止方行届兼候姿にも相聞え可申哉と、一統甚以て心配當惑仕候。此段幾重にも厚く御含被成下候様仕り度奉存候。已上。

六月

酒井左衛門尉内
關 茂太夫

丑七月十七日御老中御連名、御奉書到來、明十二日四ツ時可令登城之旨、御不快故爲御名代、本田隼人正様江州膳所若殿也御登城之處、御老中列座之上、水野越前守様被仰渡。

所替中止

思召有立、今度所替不被及御沙汰、其儘庄内領被下置候。

酒井左衛門尉名代
本田隼人正

思召有之、不及所替長岡領被下置候。

牧野備前守名代
牧野玄蕃頭若殿

不及所替、大藏大輔願置候次第有之、二萬石御加増被付仰候。

松平大和守名代
山内遠江守土佐之分家

右恐悅被仰出候。本田隼人正様御下城は、八ツ時少し過にも相成候得共、江戸中評判は晝時頃より致し候哉、同日着六ツ時止、庄内兩郡の百姓何れも隠居り候哉、又何方にて相圖仕り候哉、五人組十人組として、西瓜一宛獻上とて、相集り候人數凡三四百も可有之候歟、右の者御役家又は外御大名様方へ入込み奉公致し、或は乞食又は其日過ぎの商ひ、色々姿變へ入込み有之候哉、前段御召捕の餘りに御座候。右之趣態々飛脚之者申居り候事。

早追にて恐悅庄内へ被仰下候御使者、

御使番 三百石
奥津彌傳次

右神田橋十二日八ツ時出立、庄内十六日夜六ツ時着、道中追々人足定式十二人之處、五六十人駕に付、庄内着の頃は百姓共も駕につき、追々六七百人に相成申候。一、庄内其夜市中夜通にて往來ばた向□て酒宴開き候由、誠に賑々しき儀に御座候。

天保十二丑七月十七日々同八月朔迄庄内御郡中恐悅獻上 左之通

天保十一年、十二年雜記

田川山濱郡加茂
 一金貳千兩 秋野茂右衛門、一金七百兩 酒田二の町中、酒田 一金千兩 伊藤四郎右衛門、
 鶴ヶ岡
 一金三百兩 金屋幸右衛門、同別家 一金二十兩 金屋富治郎 一金五十兩 脈屋大策、長兵衛別家 一金百
 兩 肴屋大八木、長兵衛別家 一金三百兩 西海三郎右衛門、長兵衛別家 一金二百兩 村井千右衛門、長兵衛別家 一金百兩
 西海有次、長兵衛別家 一金三百兩 鷺田長兵衛、長兵衛別家 一金二百兩 鷺田仁兵衛、長兵衛別家 一金百五十兩 西海五
 兵衛、長兵衛別家 一金百兩 西海順吉、長兵衛別家 一金二百兩 三井、長兵衛別家 一金五十兩 大山御領酒屋中、長兵衛別家 一金百兩
 田林半九郎、長兵衛別家 一金十五兩 三日町問屋中、長兵衛別家 一錢百貫文、長兵衛別家 八日町旅宿屋中、長兵衛別家 一金百兩
 永井喜兵衛、長兵衛別家 一金十兩 三日町與助、長兵衛別家 一金三兩 一步 錢八貫三百五十文 八日町小前
 者共、長兵衛別家 一金五十兩 三日町帶屋、長兵衛別家 一御口五ヶ年獻上、長兵衛別家 外に金三十兩 三浦菊三郎、長兵衛別家 一
 金五十兩 柴田慶藏、長兵衛別家 一金三百兩 孫右衛門、長兵衛別家 一金二百兩 同村勘藏、長兵衛別家 一金百兩
添川村
 鈴木彌一右衛門、長兵衛別家 一金五十兩 喜右衛門、長兵衛別家 一金二十兩 金子民彌、長兵衛別家 一米百俵 新奥屋彌
 右衛門、長兵衛別家 一金二百俵 田中徳右衛門、長兵衛別家 一金百俵 小野田吉右衛門、長兵衛別家 一餅五重差渡美濃 藤島
細切
 組、長兵衛別家 一同五重 同こんぶ 長沼組、長兵衛別家 一貳斗入十樽 鯉節二連 田澤組、長兵衛別家 一御樽五荷 鯉節
羽根田
 昆布 添川組、長兵衛別家 一上々白搗十俵 鯉節二連 黒川組、長兵衛別家 一昆布二十 御肴代金子五十兩 御

御預り所下余目
 樽一荷京田組、黒川 一御樽一荷 御肴代金五十兩 御田組、黒川 一てんこ一臺 たなご四臺 由
 良組 一餅二重 するめ 一把 能役者中、黒川 一餅二重 狩川組、黒川 一三斗入酒二樽 しほ鮎
 二桶本郷組、黒川 一長芋五十本 昆布二把 酒一樽 肴代金五十兩 京田組、黒川 一御酒一荷 鯉
 節五連 跡組、黒川 一御樽肴 鯉節 田澤組、黒川 一五重三俵 餅白木五斗入之酒 銘鶴命 石持か
 じか青龍寺百姓、

鶴龜の齡も永く御城持猶も石持添へ奉るなり
 日本に御名のかゞやく鏡餅御國たもちて民のしり餅

庄内ぶし 鮎海郡中 川北の踊歌

かけこゑ 御所替もあやめになりました。やれくおめてたう存じます。

萬代の君をとめて我等まで豊なる世に大泉

養老の瀧のようたのそして大濱焼腹合せて婚禮のさいたようたのく

汲ひとも盡せぬ龜ヶ崎草木もなびく時津風

目出度ひ酒井そのはやりうたて一ッおとろてく

はや船錠て留る君の御船は國のつなよいく。松も色増す時なれや。

右の外酒田金持衆献上金未不相定、第一本間家一統、矢橋・大屋酒田郡中追々献上、鶴ヶ岡にては地方林其外未定に候由。

大坂御館入御永城恐悦献上

御扇 白銀五枚 上田三郎右衛門、御馬具料 同五百枚 御藏元 米屋喜兵衛、御肴料 同五十枚 肥前屋篤兵衛、御扇料 同二枚 大津屋新助、同 金一兩 篤兵衛手代 肥前屋十兵衛、御酒料 白銀五十枚 攝州神戸俵屋利三郎、同五十枚、同二つ 茶臺木屋藤左衛門。

八月廿日於大阪御藏屋敷・大阪御館入・神戸其外船掛り口入迄御料理下され候事。

酒井左衛門尉家來留守居
關 茂太夫

右之者儀、去子十一月朔日、主人領分替被仰付候上は、歎願致迎相戻り候筋は無之處、主家の爲めと存じ迷ひ、一己の取斗ひを以て、元御側衆水野美濃守家來西川瀧之進其外へも歎願いたし候段、睨と音物等相贈候儀は無之共、右始末不埒に

つき、押込申付け候。

同人家來郡代役
石川權兵衛

右之者儀、主人領分替於在所表、同役共領内の者へ申渡し候處、領主の離別を歎き、去る子十一月已來、追々百姓共御當地へ出て、重き御役人方へ御駕訴致し、主人方へ引渡しに相成、在所表へ差出候者有之、不便に存じ候迎、自分心得を以て、聊かながら手當金差遣し候段、既に外百姓共賞美受け候儀と心得違ひ致し、尙又駕訴致し候仕儀に至り候段、鹿忽の取計ひ、右始末不埒につき押込申付け候。

八月十二日

右矢部左近將監宅に於て申渡。

以上庄内大坂藏屋敷々、右館入上田三郎右衛門が借り得て寫せる所也。

一、先達て庄内の沙汰申上候。全く實説と被存候。漸く右所替止み候に付、相分り申候。先達ての儀も申出候風説申觸す譯も有之候。此節川越不取沙汰にて、誠に大和守様にも面目無之次第也。

一、大和守様御家來小熊小仲太・鈴木宗藏其外八人計り、四月朔日立にて川越々庄内へ罷越し、何角の取調に罷下り候由。此人々庄内家中の内、兩三人并當時浪人者、御領分高持百姓の内、數多大和守様方に相成り、右役人へ□を以て附従ひ、江戸表へも罷越、大和守様へ入込み、或は家來になりし者も有之。大和守様引移の上にて、何れも夫々に役付度き趣を願ひ、追従致し、金子五百金も差上げ、御紋付をも拜領せし者も有之候由。多くの農商何れも一統に信義を盡せる中にも、又斯様なる不埒者も有之故、此者共は追つて取締の上、缺所・追放等相成候由に承り申候。是迄にも庄内の惡説を申觸し候も、川越の不評言語に絶したる事故、是を妨げんとて、是等の惡徒等川越の役人共と申合せて、跡形もなき事を事々しく言觸せし者なるべし。酒井家の由緒歎願の趣、悉く道理に當り、領中一統の愁訴投身命の鐵石心、天下の人をして大いに感動せしむるに至ること、全く數代仁政を施し、民を撫育せられしに、當侯又至りて仁君なる事顯然たる事也。又川越の不評なることは、言語同斷なることなり。

右庄内の一件の如きは、神君世を知召してより、元和已來、天下に無類の事に
して、酒井家代々仁政を施せし積善顯れ、當侯の仁慈諸人の知る所なり。此故
に國人幼子の慈母を慕ふが如くなるに至る。實に諸侯の龜鑑となるべき事な
り。

牧野備前守様御所替に付、在江戸御家中へ被遣候書付之寫

此度所替仰せ蒙り難有き事に候。乍去寶性院殿御武功を以て、拜領以來二百廿四
年苦樂を共に致し候地所、自分代に至り他所へ引移り候條悲歎の至り、家中の者共
同様に可有之、殊に銘々先祖よりの墓所に離れ、其外萬事幾許の哀愁深く察入り
痛心の事に候。然れ共公命に依つては水火をも辭すべからざる家柄の儀、殊更大
家の跡へ移轉命蒙り候はゞ難有可存之處、萬一不心得之眼中唱へ、又は不愼の次
第等有之候ては、公儀に對し恐れ多く、家に對し不孝之事に候。唯々勝手向差支の
時節、當惑之至りに候得共、含も有之候間、一統艱難を忍び平穩其事に引移相濟し、
家中風説の外聞宜しき様致し方也□心掛け候儀、第一之誠忠に候條、急々末々の者

迄希ふ所に候。猶自分心中委細頼母へ申含め、不遠差し下し候。

牧野侯は先年より京都諸司代を勤め、仙洞様御崩御等の御大禮等を相勧め、過分の物入等これありし事は、諸人の能く知れる所にして、勝手向の困窮なるは左もあるべき事に覺ゆ。所替の入用、京都町人を頼みて手當せられしが、其事止みし故、之を斷られしと云ふ噂なりし。

乍恐以書付御歎願奉申上候

酒井左衛門尉領分、羽州庄内田川、飽海兩郡十八ヶ村百姓總代三十三人の者共、一同奉申上候。去る子年十一月中領主所替仰せ蒙られ候趣承知仕り、一同驚入り奉り悲歎愁傷に堪ず罷在候。元來當御領主の儀は、二百二十ヶ年已前御出國、初めて鶴ヶ岡御再興有之候程の儀と承知仕り候。元來右兩郡之儀は、濕地多□□にて、最上川其外川々數多有之、荒地同様にて全く御高丈け無之程の場所、多年御丹誠遣され御手元御入用にて、右川々屈曲水吐等宜しらざる場所は、夫々堀割或は海邊へ切落し、種々御手入在らせられ、水損等の災害無之様罷成、其上追々新田畑開墾等遊され、近年御高並に罷成り候趣、然る處往古より變難有之候年柄は、莫大の御

庄内百姓
歎願書

高恩を蒙り、領内の者共一同安堵に相續仕り、就中近年に相成り、去る巳年當領の儀は、前代未聞の大凶作にて、餓死にも可及候處、領主役場に於て、總家中へ格外の省略仰付られ、右餘米を以て領内百姓共へ御救被成下、其上精力衰へざる様にとの御趣意を以て、鮭鹽引、鯉節等迄、村々家々人別にて下し置かれ、在町の分は日米穀御手當又は拜借等仰付けられ、諸國より米穀莫大に御買ひ入れ、御撫育被成下候に付、孤獨の者に至る迄餓死仕らず候段、誠に以て廣大無邊の御恩澤、重々難有一同感涙を流し、右御高恩九牛の一毛も奉報度く心掛け、農業出精罷在候へ共、兎角連年凶作相續き、別して去る申年迄は當領内冷氣強く、村々諸作共皆無にて、必至と難澁至極仕り凌ぎ方盡き果て、如何とも取續ぐべき手段無之、此上は乍恐御領主様にも如何可被成下哉に奉存候譯は、當御領主様御代に相成り、京都御名代再度迄御勤め遊され、其上御役向にて御物入多く、内連年の凶作、其度に百姓共御扱ひ方に付、莫大の御借財遊され候由に御座候へ共、猶又役場に於て、諸國身元宜しき者共より、金銀御借入被成下候て、又々巳年同様夫々御手當被成下、其

上前々々拜借之米穀金銀は、残らず被下切に被成下置、御年貢は格別の御宥免、不足の御取立に相成候に付、領内の者共一同無借同様に罷成り、猶又極く困窮の者共へは、別段の御救米錢被下置、其外古着類夜具等に至る迄御恵み被下置候段誠に以て莫大の御仁徳、言語筆紙に難申上、誠に難有仕合奉存候。此上は百姓共之丹誠を抽てて農業相勵み、粉骨碎身の餘情を以て、聊かづつも返納の錢仕り、少しは御恩徳奉報度、一同晝夜心掛罷在候處、此段存寄らず所替仰せ蒙られ候に付、領内百姓共闇夜に燈火を失ひ、赤子の母に放れ候如く、老幼男女共一同悲歎に堪へず、晝夜飲食も仕らざる程に愁傷仕り罷在候。右奉申上候通り、御恩君に奉離候儀何とも難忍、領内百姓共精進潔齋仕り、銘々居村の鎮守氏神は申すに及ばず、領内靈山・靈社・佛閣へ祈誓をかけ、只管御領主様御永城在らせられ度く願ひ奉り、各々手の舞ひ足の踏む所も覺え申さず、愁惻仕り候折柄、領主よりは御歎願等の儀は決して難相成旨、領内一同へ嚴重に被仰渡御取締にて、嚴しき所をも奉犯、去る子年十一月下旬嶮岨の深山雪中を潜り、漸く出府仕候處、領主屋敷にて御差留に相

成り、嚴重の御手當にて空しく國許へ御差下に相成り、其上愼み被仰付、猶又御境目口々には役人を増して差置かれ、歎願等心得違ひの者共は、嚴密の御調にて御取締に御座候へ共、如何にも心外不得止事、同十二月下旬より當丑二月迄に、四ヶ度忍び出てて江戸表へ罷登り、御役方様へ縋り愁訴奉申上候處、御取上は無之候へ共、御理解被仰諭、領主屋敷へ御引渡に相成候ては、空しく御國許へ御差下に相成候得共、前々申上げ奉り候通り、御恩君に離れ奉り候儀、各々一命に懸け忍び難く、御領内の者共一同申合せ、所々の廣場々々へ二三萬人又は三四萬人、或は五六萬人づつ追ひ々數ヶ所へ相集り、幸ひ此節御領主様御在城被遊候儀に付、向後御參府の儀御差留め申上奉るべき旨にて、何卒御永城被成下、領内一同の百姓共御撫育被成下、安堵之思ひ仕候様只管御歎願申上げ奉り候得共、更に御取上げ無之、且此時節柄大勢打ち寄り候ては、一揆の姿に相聞え、公儀様に對し奉り濟され難き旨、嚴重に仰付られ、御察し計りの段一同恐入り奉り、深く愼み候へ共、兎角一日片時も忍び難く、止む事を得ず御領主様御參府遊され候儀、組々村々密々申合

せ、嶮岨の深山幽谷を數日野宿仕り、度々出府の上重き御役方様御駕に縋り、愁訴奉_二申上_一候得共、是又御取上無之、一同歎かはしく彌々以て悲歎に沈み、夫々伊勢參宮を初め、諸國の名山諸州の神社・佛閣より、靈山・靈社の諸寺院代拜相立て、參籠祈禱・修法等怠りなく執行仕り候儀に付、定めて諸天神明の靈驗可有御座候と一筋に願ひ上奉り候處、未だ御永城之被_二仰出_一も無之候は、時至り申さず哉、是迄都合七ヶ度の歎願も空しく罷り成り候上は、最早や外に縋り奉るべき方無之候と、深く恐入り奉り候得共、水戸様御城内へ罷越し御歎願申上げ奉り候處、色々御教訓被_二成下_一候得共、御取上無之候に付、愚昧の百姓共辨へもなく様々手配勘定仕り、然る上は御隣國様方へ御愁訴奉_二申上_一候々外有之間敷事に奉_二存_一、極く密々夜中人跡無之山々谷々樹蔭より、追々五十人宛落合ひ、都合三百餘人に罷成候て、仙臺様御領分尿前御番所へ差かゝり候處、御差留に相成り御糺の上、段々御調を蒙り候につき、私共御領主様所替の儀につき、御歎願申上げ奉り候段有體申上候處、如此大勢にて騒ぎ立て、如何敷く相聞え却て御領主の御爲筋と相成間敷くと、厚く御教訓成し

下され候へ共、乍恐押し返し深く御歎願奉_二申上_一候處、願書は御預り成し下され、右人數の内五人は江戸表へ御伺ひの上御沙汰有之候迄と、御殘に相成り、あと三百餘人皆國元へ罷歸候様にと厚く御諭を蒙り候に付歸村仕り候。猶又會津様御儀は、御同席様にも在らせられ候様奉_二承知_一候に付、是又御歎願奉_二申上_一候處、前條同様の御理解にて御内々仰せ含められ候者、水戸様・仙臺様御方へ御問答の上、猶又御同席中様へ御内談在らせらるべく候趣御諭を蒙り、難有歸國仕り罷在候處、此節に至り川越より御役人方御引移りの由、中には御家内御召連にて御出での方有之候趣承り及び候。其上江戸表よりの御飛脚御模様承り候處、彌々日限御催促等在らせられ候由承知仕り候て、國中一同の人氣猶々騒ぎ立ち、荒々敷く罷成り、愚痴文盲の百姓共此上如何の儀相働可_二申哉_一も難_二計奉_一存候。乍恐當御代御治世より二百五十餘年以來御靜謐に相治り候御世、此庄内より如何之次第出來可_二仕哉_一、右に付ては尙御屋形様へ縋り奉_二申上_一、歎願御取扱奉_二願上_一候より外御座なくと存じ、先頃中より三ヶ度迄も罷出候へ共、山々谷々打越し候内、領主役人方に見咎められ御差留に相

成り、其上度々御取締を犯し奉り候儀に付、津々・浦々漁船迄も御差留に相成り候得共、人力の一心不得止事、此度押して罷出、乍恐領内百姓爲總代、私共斗り御國許へ推參仕り候。何卒格別の御憐愍を以て、尙領主御永城成らせられ、領内百姓共一同永く安堵に相續き仕候様、御慈悲御仁惠の御取扱被成下置候はゞ、國中一同御仁惠之段、生々世々忘却仕る間敷、難有仕合奉存候。偏に御救助の御憐愍、一同伏して奉願上候以上。

酒井左衛門尉領分

天保十二丑年六月

羽州庄内田川飽海兩郡百姓惣代

菅野村 永 藏

外三十二人

久保田御領主様

右書面丑六月廿二日、佐竹侯於御領分御川狩に御出張の處へ願ひ出て候に付、川狩延引、直に御城内へ御引取り御評定の上、七月二日於江戸、御屋敷留主席田代新左衛門取扱ひ、公邊へ進達、同十二日願濟に相成。

此書面天保十四癸卯年三月廿一日江戸住人

唐國風説書

唐國表エキリス人立騒ぎ候風聞有之、御尋ねの趣奉畏候。當十一月□浦出船迄大略左に奉申上候。

阿片戦争の風聞書

近年唐國所々、阿片にて製し候煙草相用ゐ、數多の人命を害するにより、去る亥年以來外國より阿片持參候て、商賣仕り候儀停止に相成候處、エキリス國商船に限り不相守、又候去る亥年廣東表へ多分持渡り候儀、京都上聞に達し候故、福建府に相詰め候官人林則徐を被差越、残らず差出させ焼捨てに相成り、已後持渡り停止の旨達し有之候へ共、エキリス人共種々苦情申立て強訴致し候に付、數十人刑罪に取り行はれ、其末去る亥年秋九月八日に至り、歸帆の砌數船參り、石火矢を打掛け候故、廣東表備場備船より同じく打出し、双方共手負、死人多く有之候に付、尙嚴重に備へ有之、尤も唐國の掟を相守り候外國の分は、是迄の通り商賣差免され候得共、エキリス國の商船に限り前條の次第故、其儀出來兼ね、之に依つて當子六月七日、寧

波附近へエキリス船四十八艘参り候。翌八日船山定海縣へ船寄せ参り、此所の官兵と双方石火矢を以て打合ひ、互に手負死人有之、纔かに總官兵討死致し候に付、知縣も恐怖の餘り、餘城の堀へ身を投じ死去仕り候儀故、居民共見聞致し、何れも相驚き四方へ散亂仕り候虚に乗じ、一縣を奪取り申候。此縣中に十五ヶ所の小湊有之、一湊に二三艘づつ般分け、上陸致し所々の墳墓を發掘し、石碑等取集め、城外には一重高塀を築き添へ、今以て割據仕り居り候。偕又當六月二十四日、□浦湊懸りエキリス船一艘來り候に付、城内より石火矢を打出し、エキリス人九人打殺し申候處、同じく打出し城門を打崩し、居民十一人程打殺され候故、居住共相驚き、住家を明け捨て、残らず蘇州海邊所々へ逃げ移り申候。その後九月二十日頃、寧波府入内餘妣縣へ、同じく一艘寄せ來り、處々相伺ひ居り候内、此處の居民共數萬馳寄り防禦いたし、双方戦ひ候半ばに、船中より石火矢二放程打出申候。此邊の海中至つて淺く、潮の満干に隨ひ砂高に相成候儀を、エキリス人共相辨ぜず打ち出て候故、右の餘勢にて船底を突破り相沈み候を、數萬人の居民追詰め相戦候に付、多勢に敵せず、端

船に乗り移り逃げ去り、漸く二十一人程生捕り申候。此内女一人有之、至つて勇猛にて鎗刀を數十本打折り申候。此女エキリス第三の王女の由に付、エキリス人共不得止事、定海縣へ引き退き書札を以て申越候は、右の王女返し呉れ候はば、奪ひ取り候定海縣早速相渡すべく、萬一殺し候時は領國の軍船を出し押し寄せるとの事故、當時寧波府へ差越に相成り居り候滿洲大將軍伊里布と申す者、二萬餘の兵卒を引き具し相集められ候、此伊里布より返書に、右王女受けとり度候はば、船々の諸軍器石火夫共残らず差出し、かつ定海縣引拂ひ廣東表へ罷越し、若し願の筋有之候はば、同所の官府へ申立て候様可致、右王女は陸地差返し、同所にて相渡すべき旨申越され候得共、エキリス人相欺かれ候哉も難計く惑ひ致候故哉、兎角の返答も致さず、今以て定海縣に滞船仕り居り、晝は上陸致し、夜に入り候はゞ日々滞船仕り候。依つて寧波府は申すに及ばず、海邊所々津留ながらに相成り、出入を嚴重に禁じ、備有之、漸く當十月來より、商船出入免され候儀に御座候。當時も右戦争の半と申し、殊更僅の間双方にて、三船程も破船に及び、商業

取り續くべき術に盡果て難澁仕り候得共、御取締り已來、専ら交易信義を不取失候事のみ肝膽を碎き候折柄、一乘にても仕出申さず候ては、貴國に於ても商情御憐恤下され候。重ねて御沙汰も蒙り、尙當時已來厚く御恩澤を戴き候儀に對し、相濟ざる譯に付、エキリス船亂妨中を顧ず、押して二艘仕出し申候處、天運とは申しながら、逆風強風の難に及び、不得止事、乗戻り、莫大の損毛相立ち逃去り候、空しき手を束ね居り候ては、御定數御受け仕る詮も無之儀に付、責めて爲御報恩當冬大艘の仕仕出し、信義を顯はし度心得にて、興廢を天に任せ、双方荷主共差憤りを付候はゞ、速に被仰出候御主意を存じ候故、乍恐御乘鑑可被成下候、エキリス一條も、人質も有之候事故、只今の模様にては、來夏迄の内には、極めて平和に相成可申候。然上は彌々以て出精仕出し度く、相勵候様可仕候。此段御尋ねに付大略申上奉候以上。

子十二月

諸荷主 代 副

和蘭曆數一千八百四十年天保十一子年二月十九日水曜日

アムステルダム中所

載抄録一節

記近也魯西要國長壽人又外國所無可想其地廣大人民衆多也

從百歲至百五歲人 八百五 從百十七歲至百二十歲人 百三 從百廿六歲至百四十歲
 三人 從百三十一歲至百四十歲 五人 百四十五歲人 一人 從百五十歲至百五十九
 歲人 三人 百六十歲人 一人 百六十五歲人 一人 通計一千百二人

唐國廣東湊の外に、古來より渡商致し候外國人の内、インキリス共何れの頃よりか唐國の者共へ、阿片にて製し候煙草を勅達に相引め置き、自分共には阿片持渡り商賣致し來り候處、阿片煙草の儀は、元より高料の品にて、數年相用候へば、終には人命をも害し候に至り候故、近年一統に制禁に相成候得共、相止まらず候に付、上意により、諸方より制禁の仕法奏問致し候内、山東の文官黃□と申者、申立て候通りを以て、改めて稠く制禁に相成候處、去秋尙又大造に文官阿片持渡り候に付、福建の文官林則徐と申す者、上使として廣東表へ罷越し、右持來候阿片二萬餘箱買上げ、殘らず燒捨に相成り以來は、持渡方停止の趣稠しく申度候。種々苦情申立候へ共、許容無

之所、イギリス人を始め廣東住居の外國人共、追つて本國へ引拂候由、其後尙六月寧波府之内定海縣と申す處へ、四十餘艘のイギリス船渡り來り、同廿八日鐵砲打ち掛け、双方死傷有之、別して定海縣の知縣並に同所總兵官討死致し、終に定海の縣をイギリス人に奪取られ候由、然る處六月廿四日、インキリス船、□浦表へ渡來、双方より鐵砲を以て打ち合ひ、死傷等有之候へ共引汐に乗り行方不知相成申候處、九月廿日頃、インキリス國第三の王女、精兵七八千人を率ゐ、端船に乗組み、寧波府の内餘姚縣の海岸に近寄り、大筒數挺打掛け候處、其處淺沼故、大筒餘勢にて終にインキリス船裂け、自然乗懸け候故、地方土民共馳せ集り右王女竝に兵卒二十人計り生捕し、其餘は逃げ去り候よし。

風説書

一、當年來朝の阿蘭陀船一艘、六月九日咬唱巴出帆仕り、海上別條無く今日着岸仕り候。右一艘の外類御座なく候。一、去年御當地より歸帆仕り候船、十一月十日海上滯りなく咬唱巴着船仕り候。一、ロシヤ國嗣子アレキサンドルニコライツ、和

蘭國を通行し、其節和蘭國王の方へ見舞に立ち寄り申し候。一、エケレス國王の娘フノキトリヤトと云へるを女王に立て申候。一、和蘭國王の嗣子ウユルテンブユルク(國名)之王女ツブイヤと縁組仕り候。一、トルコ國帝辭世仕り、嗣子位に即き申候。一、テイネマタル(國名)王辭世仕り嗣子位に即き申候。一、右エケレス國の女王サクセンコイブユルダツター(國名)王子を聳に成し申候。一、和蘭國支配之東印度奉行エーレンス病死仕り、テンカラヘフツホーケレトルブ跡役に相成り申候。一、イスツニヤ國一揆靜り、其重立ち候荷擔人共離散仕り、發頭人トンカルロスはフランス國へ追ひ去り申候。一、唐國にて、エケレス人無理非常の事共有之候處より、エケレス國より唐國へ師を出し、エケレス國は勿論、カブテクイホーフエーア州の内及び印度エケレス國の領地にて、専ら兵を揃へ唐國に仇を報ぜん爲めの仕組に御座候。一、右申上候外、印度邊相變儀無御座候。一、臺灣邊に於て、唐國船七艘見掛け申候へども、御當地通商の船には無御座候。且又右の邊に於て、歐羅巴洲の船二艘見掛け申候。右はエケレス船共には御座無く候哉に相察し申候。右之通船頭

并にへとる阿蘭陀人申口承申上候。右之通和解差上申候。已上。

カヒタンシデユアルト カランテソン

當春入津の船より申上候エンケレス人共阿片交易の儀に付、唐國に於て騷動に及び候處平定仕らず候様有増左に申上候

一、寧波府定海縣に罷在候イキリス人共、王女を捕へられ候後は、切りに和睦を乞ひ候故、當三月頃欽差伊里布若圖にて、王女并に虜兵二十人餘差し返し候處、イキリス人共定海の地を差し返し、和睦相整ひ出帆致し、當時寧波は以前廣東より御呼戻し、官を被削候。林則徐此節被召出新に四品京堂の官位に叙せられ、非常防禦の爲め定海に出張致し居り候由、之れに依て□浦並に江蘇の地は、先づ以て穩に相成り、御地通商の船仕出等には、差支御座無候。其後イキリス船安々廣東へ罷り越し、阿片商賣の儀歎願致し候由、右廣東にて欽差林則徐、先達つて京都に手越に相成り官職削られ候後、滿洲の官人琦善と申す者罷り越し居り候處、阿片商賣差し免し和睦致し度き段、奏間致し候故、帝逆鱗なり。右琦善を京都へ呼び

登せられ、并に定海より罷歸り伊里布兩人共、官職を削り居宅を收められ、右の代りに差遣さるべき者選ばれ候へ共、在京の官人共多分和睦を志し候趣上聞に達し、已に天子自ら六師を引ひて征伐可有之處、御第三親王錦暹是を諫め止め、其身大將として軍兵を率し、廣東へ發行有之由、其已前廣東表にはイキリス人共、願ひの趣相叶はざるにより、數度戰爭に及び、廣東の外手奥山門の内に兼て外國人押への爲め、文武の官人詰方致し居り候外城を放破し候に付、官兵共内城に逃げ入り候て、嚴しく防禦致し居り候由、尤も親王錦暹に軍略兵の剛臆未だ承知仕らず候。

丑ノ二番船

則剛沈藻香

右之通り私共唐船出船の頃申傳承知仕候に付、此段書付を以て奉申上候。已上。

天保十二丑六月

阿片烟草(一名ホウランタバコと云ふ)唐人共先年長崎へも持ち來りし事ありしかども、高金にして其性分らざる無用の物なる故、御買上にはならざりしと云ふ。原賀吉藏と云へる長崎の人に逢ひて、委しく此事を聞けり。御製一向に分らず。黒砂糖のゆるき様なる物にて、とろりとせし物なれば、決して炭火にては吸ふ事

なり難く、唐人共の之を吸ひつるを見るに、蠟燭に火を燈し烟管に之を詰めて、火皿を燈火に付け置きて、其沸立つるにつけて其氣を吸ふ事なりと云ふ。斯様の物なる故、炭火などは烟草の濕りにて、直に火消えて吸ひ難しといふ。奇なる事には、此烟草を一度吸ひつる時は、其味ひ忘れ難くして、之を止むる事なり難しと云ふ事なり。然れども此の烟草を吸へる者は、漸々に瘦衰へ、一身青草の如き色と變じて死失せると云ふ、恐るべき煙草なり。又此煙草を生にて少にても飲みぬれば、直ちに舌を卷き詰めて即死すと云ふ。唐人共長崎にて金を遣ひ過し、歸國したりとも身上立行き難き者之を食して、死したる者ありしとなり。心得べき事なり。

寛永十二乙亥年六月廿二日將軍家光公御當家先例に准じて

武家掟被仰候書附の寫

- 一、文武弓馬之道專可相嗜事。左文右武古之法也。兼備へずんば有るべからず、弓馬は是武家之要樞也。武器と申し用之。
- 一、止事を得ず治に亂を不忘、何ぞ條陳を不勵哉。
- 一、大名在江戸交替中相定也。毎年四月中參勤可致、從者員數近來多し。且國郡之費は且人民之勞也。向後相應を以減少すべし。但上洛之節は都合に任せ分限に可隨事。

一、新規之城郭構營禁止之、居城湟壘、石垣以下敗壞之時、奉行に達し其旨を可受、櫓・塀・門等之分は先規之如く可修補事。

一、於江戸並何國縱何遍之事有之と雖も、新規を止め徒黨を結び、誓約を成候儀制禁之事。

一、縱於何所刑罪に行といふ共、役者之外出向ふべからず。但檢使之左右に可任事。

一、諸國主并領主等、私之爭論致すべからず。平日須加謹慎也。若遲滯に可及儀あらば、奉行所へ達し其旨を可受事。

一、音信贈答、嫁娶之儀、或は饗應或は家宅營作等、當時甚だ華麗也。自今已後簡略可致。其外萬事儉約を可用事。

一、衣裳は料混亂たるべからず、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上聽之、紫袷・紫裏練・無紋之小袖猥に著之べからず。公諸家中郎徒諸輩、綾羅錦繡之服を飾事古法に非ず。全制禁之事。

一、乘輿一明之歴々〔頭書〕一明の字解し難し、本文の儘之を書記す。國主・城主一萬石以上、國大名之息・城主及

侍従以上之嫡子、或年五十以上醫院之兩道病人免之、禁鑑吸但免許之輩者格別也。諸家中に至ては其國に於て其人を選み可乗之。公卿・門跡・諸出家は可爲制外。

一、本玄障〔頭書〕有之ば、不可相拘。若叛逆人を殺害之告あらは可通之可追出之事。

一、陪臣人質所虞之者、追放・死刑に可及、右可伺上意、若當座難逃儀有ば、誅伐之者其仔細可言上事。

一、知行所務清廉に沙汰之非法を不致、國郡不可令衰弊事。

一、道路・驛馬・舟梁等、斷絶なく不可令往還停滯事。

一、私之關所・新法之津留制禁之事。

一、諸國散在寺社領、古より今に至り附來所は、向後不可取放事。

一、萬事江戸如法度國々所々不可過行事。

右之條々准當家先制之旨今度潤色して定訖。堅可相守者也

寛永十二年己亥六月廿一日

右御掟書は、昔仰出されし事なれば、諸家に其寫之ある事なれども、當時御政事改りぬる時節にして、質素儉約の事に付、種々の御觸限りなく仰出さるゝ事故、其本源を知らしめんが爲め、爰に之を記し置く者なり。公儀御政事、將軍御上洛、日光御社參、天草一揆、諸侯の興廢せるなど委細に書記せる處の元寛日記とて寫本あり。其中に右掟書も書記せり。總て將軍家常任座臥の御日記なれば、之も一見なし置くべき寫本なり。

一、問云ふ、乘輿の儀は以前も今時の如く、御吟味強くありたる事に候哉。答曰く、只今とてもと申す内に、我等抔若き時の儀は、乘輿の御制禁別て厳しく之あり候様に覺え申候。仔細を申すに、以前の儀は御直勤家の儀は格別、大名方は家來共五十有餘に罷成り、乘輿の御願を致す事は大家・小家によらず、其家に於て家老職を申付け置くと之ある儀を、主人方より御斷仰上げられ候へば、乗物を御免被遊、其外にはたとへ高知行を取置き役儀を勤め候者たりとも、竹輿ならては御免無之に付、何れも竹輿を濫塗りに仕て乗り申し候事有之、町人・職人の儀も五十以上に罷成り、

又は法體など仕り候者、御願を申上げ候へば、右の竹輿を御免遊ばされ候へ共、一同に黒く塗り候て乗り申す儀は、外々の竹輿に紛不申様との儀に有之候となり。右竹輿の儀に付、御代々公儀の御用を相勧め候者に、橋本甚三郎とやらん申したる町人御願を申上げ、法體仕り、橋本源入と改名仕り候頃、御禮日の事に候處、濫張の竹輿に乗り下乗橋迄乘來り候に付、御徒目附中是を見咎め、其方は何者なれば竹輿にて是へ參りたるぞと尋ね候に付、私儀は御用を承り候橋本源入と申す者の由申候へば、御徒目附中衆被聞、たとへ御用達にもあれ、下乗迄竹輿に乗り、御大法を背き候へば通し候事ならず。吟味を不相遂しては不叶との儀に付、源入大に迷惑仕り、御堀端につくばひ罷在候處に、朽木民部少殿登城あられ、源入を御見掛け御徒目附衆へ、あの者は何故に爰もとに居候哉と御尋有之候へば、總て町人類の者の儀は何れも御心外にて下乗仕り候筈の儀に御座候處に、此邊迄竹輿に乗り罷越候に付、差控罷在候様に申付候由申候へば、民部殿御聞有られ、あの者の儀は近き頃御願申上げ、法體の身となり竹輿に乗り候へば、いづく迄も乗り候事と心得、是迄も乗付

けたると相見え候。近頃不調法なる事共に候。乍然我等狂歌を一首詠み候間、此歌に免んじ、今日の儀は宥め被致申し給へと申候に付、御目附衆の儀も民部殿の御申しの儀に候へば、何か扱と被申候へば民部取あへず、

橋本でありべきものが乗物て深入をしてとがめられたり

右落穂集 友山といへる老人の聞書にして十卷の寫本なり、外に靈教夜話といへる聞書候、此も此人の著述なり にあつる處なり。前に寛永の御掟

を記置きぬる故、筆のつひてに之をも心得てよろしきことなるにぞ、こゝに書記せる者なり。友山といへる九十歳計りの老人にして、此聞書は元祿の頃諸人の尋ねによりて、己が幼年の頃より聞覚えし事共を悉く答へしよしを書けるなり。悉く御當家の始め、神君御代を知召してより以來の事を委しく書記しあり。

浮世の有様 卷之九下 終

浮世の有様 卷之十

元日の天候

天保十四癸卯年 物の直の五八度を守り二三割下げ、霜正に九にの問ひ、四海に天地を合せ、六の内十二小十も七九治れる御代

舊臘廿九日夜に入りて頻りに雨降出しかば、元朝の天氣如何あらんと思ひしに、寅の刻に至りて雨止みぬ。され共巳の刻頃迄は曇り勝なりしが、夫より空晴れて風もなく、天氣至つて穩なり。昨年御改革の仰を守り、何れも粗服を着て年禮を勤む、至つて物靜なる事なりし。四日晴、今日例年の如く米の初相場立つ、其直段書を見るに、

米穀相場

初相場

筑前米	六六	同古米	六三七	肥後米	七七一	同古米	七五	同餅米	七六
同小麥	四七	中國米	六三七	同古米	七五	廣島米	六六	同古米	六六
	四七		六九		七五		六八		六六

今宮の蛭子祭

九日晴、今日八ッ過ぎに至りて琉球人到着す。十日晴、昨今今宮の蛭子へ參詣群をなす事、例年の如し。され共御制禁嚴しき事故、遊女の駕籠に乗れる杯一人もなく、男女何れも粗服にして群集せる様、又商人共の商へる寶盡し、其外の品々至つて鹿相にして、見世物等の小屋掛せしもなく、さながら遠國邊境なる神事祭禮を見るが如し。今宮北なる處の小溝に架かれる石橋の邊にて、大に群をなし、押倒されて怪我せし者其數を知らず。死せる者二三人も有りしと云ふ。斯る程の參詣なりし故、蛭子の賽錢は例年よりも至つて多く、千三百貫餘ありしと云ふ事なりし。十三日晴、今日未の刻琉球人出帆す。見物群をなす。晦日晴、昨日より寒氣少しく緩み、春色を

肥前米	六七七	讚岐米	一六	備前米	七六	淡路米	三七	筑後米	六六
豊前米	六五八	薩摩米	七五	岡米	六六	柳川米	六五	白杵米	三五
	五八		六五		六五		五九		五
伊豫米	五五	加賀米	七五	米子米	七五	出雲米	五	秋田米	七四
	五		七		五		十		七
弘前米	六四	岡大豆	七五	大洲大豆	七	南部大豆	一六	帳合寄附	六八
	四		七		七		一		六
	六		五		七		六		八
	分		分		分		分		分

盛場移轉
を命ぜら
る

催すに至る。當月七日、島の内堀江新屋敷其外の青樓の者共、明後九日迄に新町幸町・北の新地・新堀等へ引取り候様仰付けらる。兼て當月廿五日迄の日延願は聞濟み有りし事なる故、其心得にて居たりし處、思掛けなく火急に引越申付けられし事なる故、何れも大に狼狽し、幸町杯は家なき處へ暴に繩張をなし、名前を引取り、家内の者共は何れも家々を明けて、各々其しるべ又は親類等へ引移り、詮方なくて外商賣をなしぬる者は、其儘にて矢張其家に有りて動く事なしと云ふ。早春よりして至つて騒々しき事なりし。九日琉球人到着し、十三日出帆す。道中に於て三人病死せしと云ふ、見物大に群集。廿三日美濃大垣城下二百軒餘焼失す。夷中の小城下にしては至つて大火なりと云ふ。京攝共昨冬盜賊の手當厳しく、町毎に自身番晝夜共怠る事なき故、賊の働き出來難きと見えて、少々宛の小盜の噂はありと雖も、格別の事はあらざりし。當月二十日過、丹州龜山の城下にて、矢田山と云へるに盜賊十二人にて籠り居しを、八人は召捕らる。残り四人は出奔せしと云ふ。直に龜山より京都へ差出しとなる。昨年専ら噂有りし大盜人の群れなりと云ふ事なりし。〔頭書〕琉球人胡龜

盜賊減ず

が來朝して詠める歌。松積年、年を経し子の日の祝ひ今日はまた君が八千代のためしにぞ引く無風散花、おのづから風も吹かぬに散る花は心かるしと云ふべかりける。富士山にて、白雪の空しき空に積もるかど怪むばかり高き不二の根。江戸出發立日、ふるさとを出でしにまさる涙かな又も問ふべき都ならねば。浪華にて津國のなには思はず倭人君が代よしと月を見るらん。伏見にて、今よりは鶉の床もうさからん初霜白し深草の里。以上中山王の詞五つなり。

昨五日北組火消年番町年寄當郷總會所へ被_レ招呼、總年寄永瀬幾代助より御達左之通

市中も取締宜しく、冬向火事沙汰少く竝に盜賊取締方も相付、畢竟精々世話行届き候故の儀と、一段の事に存じ候。此上無_レ油斷_レ届_レ候様末々迄急度被_レ及_レ沙汰候様に被_レ存候事。右の通り舊臘廿九日御城下_レ御沙汰有_レ之候。右は兼々其方共初め、末町役人共に於ても、世話行届き候故の儀にて、一同規模の事に候條、猶此上無_レ油斷_レ行届_レ候様末々迄可_レ申達_レ候事。

卯正月

今日當郷總會所へ通達年番町々年寄被_レ召招_レ永瀬七三郎_レ可_レ申聞_レ左之通衣類の事能く相心得、守居候内末々の者は行届きかね、用ひまじき品の帶又は裾廻

衣服の驕
奢を戒む

火消年番
年寄に覺
す

し。袷或は髪飾り等にも、稀には縮緬の類不相除、其儘相用ひ候も有之由にて、今一際右等の處不行届き残念の事に候。此上小前の者へ篤と被_レ申諭、聊にても右様の儀無之様精々勘辨可有之候。

女髮結嚴禁

女髮結の儀、先達で職替へ致し候後、弟子の内等に今以て不相止者も有之哉、左様の儀は無之筈に候へ共、猶又不束の儀無之様入念取調べ可_レ被_レ申候。右の通り可_レ相達旨被_レ申聞、尙乍序左に被_レ申聞候。

文恭院様御三回忌御法事、明後廿八日々來る晦日迄於_レ四天王寺就_レ執行、右御法事中於_レ三郷市中、喧嘩・口論無之様相慎み、火の元別て可_レ入_レ念事。右之通り被_レ仰出候間、町々入念可_レ被_レ相觸候。以上。

卯正月廿六日

北組 總年寄

一、文恭院様三回御忌之御法事、於_レ東叡山御執行の事に候間、今廿六日々廿八日迄町中致_レ穩便諸事相慎み、別て火の元可_レ入_レ念事。一、御法事中公事訴訟は令_レ裁許候事。一、御法事中、普請・鳴物・祭禮・法事等不及_レ相止候事。一、來る晦日は殺生の儀

阿部遠江守出府

停止申付け候事。右の通り三郷町中可_レ觸知者也。

卯正月廿六日若狭 遠江

北組 總年寄

西町奉行阿部遠江守殿、御改革の儀に付、剪紙を以て被_レ爲_レ召、當月晦日立にて出府ある。與力内山彦三郎供にて罷下りしと云ふ事なり。こは昨年御改革の儀に付、大坂表の儀は外々とは何か振合の違へる所なれば、餘りに厳しくも申付け難し。其始末出府仕りて申上げたしとの願ひ有りしに、其儀に及ばずとて、御差留になりし由なりしが、當春に至り召さるゝ様になりぬ。町奉行の在役中に出府せらるる事、昔よりして其例なき事なりと云ふ事なり。「頃昔」阿部の召されしは、御改革の事に付、大坂御政事御取締りの事に付、御尋の筋ありて、急御召の由事ら取汰沙にて、又大坂へ歸り來られ候由の噂なりしが、直に江戸町奉行となられぬ。その代りには久須美佐渡守といへる人小普請より大坂町奉行仰付けられしなり。

御觸

市中女醫師と唱へ候者、血道の療治正しく致し候儀は不_レ苦候處、中には一通り妊娠の者を、頼みに應じ預り置き、爲_レ致_レ墮胎候類も有之候哉に相聞え、不届の至りに候。向後右様の儀相聞き候に於ては、頼人迄も逐一致_レ穿鑿急度可_レ申問、右の趣

女醫師の禁止

久須美佐渡守大坂町奉行となる

三郷町中端々迄不洩様可申聞候事。

卯二月

二月朔日晴。二日雨、巳の刻より小雨。同下刻止む。午の刻又小雨にて時に止み降り不定しが、暮過戌の方より酉の方へ向つて白氣立つ、虹の如し。諸人怪しみ見る。十三日晴、今戌の刻御靈筋淡路町南東角より東南の方へ、小半(カ)計り焼失す。昨年來此邊焼失する事都合四度、其中には三度の火事毎に、近邊へ家を焼いて居を轉じて、三度ながら火難を不_レ免して丸裸になりし者不少。又火中の交りながらにして、灰屋九郎兵衛其隣家の賣藥屋等、昔よりして七度まで近火を逃れ、此度も亦無事なりし。幸不幸は之にて思ひ量るべき事なり。今月朔月より獨活うど・孟宗筍等を賣る事を免されしにぞ、天満市の側にて始めて之を賣出す。うど十本括り一把にて鳥目六百文なり。御城代よりの廻し者獨活一本を八十五文にて買取り歸りしが、忽ちに御咎を蒙り、鳥目十文の過料仰せられしと云ふ。然るに其翌日は十本にて七百文となり、又其翌日は八百文となる。昨年初物と稱し、早く作り出せる事を嚴しく禁ぜ

獨活筍の賣買

られし故、作れる事少き故か、又御趣意に逆うて態と斯くする事にや、其趣意知り難し。

覺

一、糸割職人數の外爲_二商賣_一、長崎へ罷下り候者共、於_二彼地_一御停止の品々堅く相守り拔荷物一圖に買取るべからず、若し相背く者有_レ之ば、後日に相知れ候といふ共可_レ行_二罪科_一事。

一、長崎へ罷下り候節、大坂にて居年寄へ相斷り、至長崎下着次第、下り年寄へ早速申届の面々、居處をも申聞可_レ受_二指圖_一事。

一、西國筋へ商賣に罷越し若し直に長崎へ罷下り候者、大坂にて居年寄へ不_レ相斷者有_レ之ば、於_二長崎下り年寄_一へは其旨申斷り、借宅知らせ置き、尤御法度之趣不_レ相背様諸商賣人手代共迄急度可_レ申_二合_一事。右の趣可_レ相守_二旨_一三郷町中可_レ觸_二知_一者也。

卯二月三日 若狭 遠江

北組 總年寄

昨年來於_二長崎_一囚人となりし科人共、當十五日大坂着にて江戸表へ罷越し、高島が

高島四郎 太夫等江 戸に召さる

天保十四年雜記

三九

罪の箇條二十餘箇條有りと云ふ。其内二十箇條計りは、長崎に於て白狀せしかども、其内にも重なる四箇條とやらんは、公邊に於て委細に申上ぐべしとて、之を白狀せざる故とも、又重き科人なる故江戸へ引るゝ共云へる噂なりし。

黒網乗物 與 力格會所相役 高島四郎大夫。同七島造り網 町年寄 同悴淺五郎。黒網乗物 唐大通詞 神代徳十郎。藤丸駕籠唐通 事出奔報城事 山田

蘇作。神清衛門と云ふ名をかへて、後 藤に到りくじら濱をなせしと云。同四郎大 夫手附 城戸利八。同同飯野 文太事 猶林嘉平。白七島造駕籠 唐方大通詞頭 西村駿

次郎。同長崎會 所元方 柘植長治郎。同同儀 物方 横瀬大助。同反物目利城戸御 役假親に付掛合 石井簾平。同清人周蕩寧合 方女郎簾平母親 遊女

初紫。同遊女初紫 親父貞助事 山口屋政八。

御附添 御役所附船番 町使 廿四人。町年寄藥師寺四郎大夫 親子附添 水野源太夫。同心二人。町乙名

六人。都合八十人餘、以上天滿總會所へ着、重たる罪人の分は、直に松屋町牢屋敷

へ遣し、輕き者共は總會所に止宿の由。長崎會所吟味 役並拂方役 佐藤忠八郎。河竹伴次郎。村上宗十

郎。春孫次郎。同拂 方 岡田又左衛門。大津山善八郎。小澤彌平太。俵物 掛り 山本玄太郎。筆工藤左

十郎。以上押込。長崎御 勘役 平林貞之助。是も不將にて其罪難逃 思へるにや 私に切腹 同御普 請役 篠原官次郎。平林が切腹 せし翌日に 未練の事なり

出奔せしと云ふ

江戸出火

井上河内
守退役

昨年召捕られ入牢せし、天滿與力安部文藏も牢死せしと云ふ。之も未だ御吟味申なれば、定めて鹽漬となりしならん。近年は大罪人の鹽漬至つて多く、礫に掛かれるも鹽漬にせし死骸なれば、見苦しきのみにて何の詮なきものなり。文藏が牢死せしも、餘りに與方同心共己れ同様に私欲にて、惡事多き事を頻りに言罵る故、何れも戰慄して恐れをなせる事なれば、此上如何なる事を申出さんも計り難き事故、態と牢死せしめしとも、亦牢中に羽交へになして縛せられぬる故、寒氣痛苦等に堪へ難くして死せしとも、種々の取沙汰なり。如何なる事にや知らず。

正月廿六日夜丑の刻、常盤橋内松平越前守殿上屋敷残らず焼失、寅の刻に至りて火鎮まりし由、江戸より申來る。

御老中井上河内守殿、舊冬退役仰付けられしが、今之を聞くに、此侯至つて貧窮にして暮し方むつかしく、當時御改革にて下地の如く賄賂を取る事も成難ければ、如何ともなし難き處よりして、家老用人、謀書謀判をなして、大金を外方にて借入れし事露顯に及び、家來用人共遠島仰付けられて、侯にも御役召上げられしと云ふ。

素より斯くなるべきは、兼ねて覺悟にて謀られし事なり。杯云へる風説にて、至て宜しからぬ取沙汰なり。

諸大名御改革に付、金紋先箱・虎皮鞍履・朱爪折傘等相止め候様仰出され、外々は之に従ひしかども、肥後と高松とは家格を落す事相成難しとて、相變らず之を用ふるにぞ、又々御沙汰之ありしにぞ、兩家共に夫より引込みて出勤せられざる由、三月には水戸侯御出府之ある事故、其上にて申立てんとこの了簡なりと云ふ噂なり。

近來賄賂又は大御處御品類等にて御免蒙り、金紋唐皮の類相用ひし諸侯の分は、相止めしとぞ。 四座の猿樂其外能役者共への仰渡されには、

「其方共何れも能興行の節は謝禮を多く取り候上に、ならひ事などいひて、又其上にも餘分に謝物を取り候事、金銀を食るに當りて、甚だ宜からざる事なり。諸大名にて能を爲さんと思へるも、過分の物入有る事故、之を厭ひ自らせざる様に成り行き、其方共の爲に相成り難し。此故に已來は何程にても、其家々の振合に任せ、謝物の多少に拘らず、頼人ある時は之を勤むべし。又他流の者とは一處には、之迄立會せざる事なれども、之よりしては互に申合せ、打混りて能を勤むべし。これ家業

能役者に
注意す

繁昌の基なり」と仰渡され、其後諸侯方へも、能役者共へ右の通り申渡しぬる事故、遠慮なく能を慰むべし」と御沙汰ありて、其よりしては御老中毎に月に二度づつ常例となつて、能の催し之ある故、能役者共何れも大に困り果つる事なりとて、當地にて其筋合の者へ申來りぬ。金春太夫より、能御興行被仰付候節、謝物には無頓着謝禮下さるゝ事なくとも、已來相勤め申すべけれ共、他流と打混じて興行の事は、古來よりして流儀の掟にてなざる事故、此儀は御免蒙るべし」と申出しにぞ「追て沙汰に及ぶべし」との事にて、其儘に成行き御老中方にて頻に能興行せらるゝ事なりと云ふ。定めて謝物も聊の事なるべし、之等は世間の嘲りを免れ難き事也。

御 觸 六日

諸寺院の僧侶破戒不律の儀に付、天明・寛政・文政の度追々取締方申渡し、殊に先般流弊改革の御趣意厚く被仰出候後も、今以て不如法の僧侶多く有之〔脱カ〕時々相聞え候。右は本寺觸頭・法類師兄等厚く教諭に及び、宗祖の戒行、法義の軌範を研窮致し候はゞ、風俗も堅固可相成處、追々申達し候次第心得方等閑故に候。出家の儀は殊

僧侶を取
締

更貪欲の情を絶ち、學徳を相磨き寺務專一に可相心掛處、利欲の念深く放逸無慙の輩不少、歎かはしき事に候。市中托鉢修業の僧徒行作不宣、又は略服美服を着、往來致し候類も今以て相見え、或は開帳・宗祖の法會・釋門に有之まじき造り物等致し候段は、佛戒に背き候のみならず、自ら世上の風俗に推移り、質素節儉の儀御改正の憲法に相響、以ての外に候。向後本寺觸頭等修學は勿論、精々宗風興隆の儀厚く申合ひ、夫々末流の者如法質朴に勤學修業致し候様嚴しく教戒を加へ、舊弊相去り候様可取計、一體不如法相聞え候輩、吟味の上夫々可處嚴科當然の儀に候得共、此度厚き御仁政の御改革に付、今一段教諭致し取締方念入れ申付け候はゞ、如法質朴に遷り候者も可有之。若不取用者於有之は、其段本寺觸頭等々可申出、向後何事に寄らず不如法の儀相聞ゆるに於ては、聊か無用捨嚴重に可及吟味間、其旨兼ねて心得可罷在候。右は今般御沙汰の趣を以て申渡し候。此上取締方不行届不如法の僧侶不絶に於ては、本寺觸頭の可爲越度間、精々無油斷可取計候。右之通り從江戸被仰下候條、此旨三郷町中可觸知者也。

卯二月 若狭遠江

衣類に對する觸書

衣類の儀に付ては、先達て已來追々被仰出、猶又先月廿六日御達有之候。然る處身輕き者の内には、帶其外衿・袖口・裾廻り又は衿裏等に至る迄、今以て御法度の品々押して相用ひ居り候者も有之哉にて、此間中於途中御見咎めに相或候者も有之、是迄度々被仰出候趣は、逐一申諭し、自分限り能く相辨へ罷在りながら、右體用ふまじき品々不相除其儘相用ひ候は不埒の事に付、夫々御捕の上嚴しく御咎被仰付候共致し方無之、左様相成り候節は、自分の心得違を忘れ、却て迷惑坏と申す族も有之、右に付ては家主・町役人迄も申付け方不行届の廉蒙御察當候次第、種々心配致し候詮無之残念の事に候。兎角に末々の者、別て女坏は不相用趣相聞え候間最早此上申渡しを背き候者は、御上にも思召有之趣御内沙汰有之候事。右の通り被仰渡候間、銘々は不及申、召仕其外借家有之向は末々迄篤と被申聞、聊心得違無之様精々入念可申聞候。已上。

卯二月六日

荷ひ賣致し候節の鳥と唱へ候者、又餅にて菓くだもの。或は人形等造り候者、畢竟幼き輩當座の翫び迄に候處、先般菓子類誂の外、價二分以上は製すまじき旨御沙汰の趣達置き候に付ては、右様餠餅等にて拵へ賣歩行き候品も隨分手籠り候事無之、直安專一に致し、尤も望み候者有之候共、二十文々以上の品賣り候儀無用可致、且如何しき形は勿論、兼ねて被仰出候通り歌舞伎役者の似顔紋等決して造り申すまじく候。右等の趣其業體の者へ爲心得置可被申事。

二月三日

直下げ掛り
總年寄

井上河内守殿病氣に付、願の通り御役御免被仰付候旨、從江戸被仰下候條、三郷市中可觸知者也。

卯二月

石州濱田の城主松平左近將監は、先年御老中にて仙石道之助家來仙石左京といへる好惡の者、主家を押領せんと工み事をなせし時賄賂を貪り、此者に荷擔し、御役柄の事故御威光を以て事を謀らんとせしに、其事忽ち露顯し、夫々に御仕置を蒙り

しが、其時濱田の城を被召上奥州棚倉所替被仰付、這々の體にて引越しぬる松平周防守が跡へ、上州館林よりして濱田へ引移りて、當時の領主たり。此時棚倉城主井上河内守上州館林へ所替とな然るに昨來異國船處々の沖を徘徊する由にて、濱手々々は申すに及ばず、深山幽谷と雖も其手當嚴重に被仰付、今にも異國より攻來れる杯とて騒々しき世間の風聞なりし。濱田の領地といへるは外々の國に比すれば、知行高よりも至つて廣うして、内分の所納餘分なり。如此なれば領中數十里の間に七濱有りと云ふ、所替被仰付しは、公儀よりして御養子に入らせられし君侯なり。此故に館林よりしてか、然るに家中至て少くして、る宜敷處へ御引越仰付けられしとなり。され共此候間もなく逝去なり。二濱の備へも立ち難く、其上大砲は漸々四挺ならではあらざれば、一濱へ一挺づつ仕掛けても三挺足り難く、人は足らず武器はなし、其狼狽せし有様至て見苦しき事にして、大に世間の物笑となりぬ。周防守には大砲二百挺も所持し、家來も至て多く、かゝる備に事を缺かざる程の用意は兼ねて有りし事なりと云ふ。され共御役被召上押込隠居と成り、棚倉へ所替被仰付程の事故、大に困窮に及べる上、斯る有様に至れる事故、下地より出入する處の町人共も、誰有りて金銀を貸せる者なく、

先祖代々持傳への家寶、其外書物類に至る迄之を賣り代なして、漸々と奥州へ引越しぬ。斯る有様なる故家來の者共三分にして、二は暇を出されしにぞ、此者共今更流浪して他國へさまよふも覺束なく思へるにぞ、多くは所縁を求めて濱田領中にて百姓町人となり、何れも哀れなる暮しをなして住居せる者共を悉く召出し、何れも不案なればとて、此者共の指圖を受け、百姓町人迄も其外に狩集め、纒なる家來を夫々に少々づつ交へてこれを割符し、大狼狽に狼狽へし様、餘りに見苦しくして目もあてられぬ事なりしとて、或人予にこの事を委しく語りぬ。防州所持の大砲の内、三百五十目の大砲一挺ありて、遠路の運送其費をなし難く、其儘にて濱田へ残し置き、此度借り用ひしと云ふ。差當り大砲に事缺きぬる故、暴に四挺拵へて、當時にては大砲八挺ありと云ふ。

忍川越兩
侯の貧窮

武州忍川越等は入海にて、江戸へ引續き里數も纒かなる處故、別て兩侯へ嚴重の備被仰付しにぞ、川越は別て貧乏の諸侯故大に困窮し、諸役人代るゝ出來たり。大坂の町人共が金借らんと種々肝膽を碎きぬれ共、下地よりして不實なる仕向故、誰有りて之を聞入るゝ事なし、淺ましき事なり。右手當として公儀より金子一萬兩被下しと云ふ。忍も定めて同様の事なるべし。此先如何なる事にや。二月九日、昨年來入牢せし専念寺・大長寺・不動寺等の惡僧共、何れも流罪となり、相手となりし女五人新町へ引渡され、一人は押込めとなりしと云ふ。

御觸

疱瘡見舞に遣ひ候人形・鯛・馬等の形の類、全く手遊の譯に付、銀一匁・錢百文已下に限り可申候。此旨心得違無之様、其筋商人へは猶更可被申聞置候。已上。

卯二月八日

北組
總年寄

口達

願人共作法近年猥に相成り、連立市中其外踊歩行き、三衣も不着頭を包み、又裸にて家々門口へ立ち、押して施物を乞ひ往來の妨げをなし、其上姪奔戲論を唱へ、或は判じ物の札を配り、兒女子の興に入り候事のみを心掛け、錢貫請け候段不行跡の上、佛門に有之間敷儀、右故惰弱放蕩にて産業を嫌ひ候者、多く弟子に相成り乞食非人

等に等しく、以の外の事に候。殊に半田稻荷勸進・住吉祭之類、近年の仕癖にて全く僧侶の體を失ひ、且つ新規之儀、以來右類之修行難相成、縦へ貧窮の者に候共、輪袈裟計り或は裸にて勸進致し候儀は、僧形に背き候事に付、水行其外願人共作業頭を包まず、三衣を着し佛道を唱へ、乞食非人に不紛様無違失鑑札處持致し、如法質朴に修行を可致、且仕來りにて六十六部廻國順禮・千ヶ寺參等止宿爲致候趣相聞え、右體の儀は有之間敷筋にて、既に奉行所より尋の者隠れ居り候次第にも至り不取締に付、以來他處の者決して止宿爲致間敷候。

右の通り配下の者共へ嚴しく可申渡、向後三衣不着不行作之者有之候はゞ、嚴重の可及沙汰候間、無等閑精々取締可致候。

右の通り於江戸表被仰渡候間、可令承知。尤當表願人共儀も勸進修行の内、寒垢離と唱へ、施主人有之節、町内空地・濱地等に於て、裸にて水をあび、火災除祈念を致し、其餘にも頭を包み輪袈裟を不拭法衣を不着修行致し、或は兒女子の興に入り候板行物の札を與へ、施物を乞ひ候族も有之由相聞え候。僧侶の體を失ひ、風儀

僧徒を取締る

不宜以の外の事に候。前々より仕癖に泥み候は全く心得違の至りに候。以來右體の處作は勿論、假令水行たり共裸にて修行致し候儀は不相成候。總て頭を不包勸進修行致し候節は、三衣を着僧體を不失様相心得、其餘先年より申渡し候御法度の次第并に文政元寅年申渡し候通り堅相守り、奉行所へ書出し有之行作の外、猥の儀致すまじく候。尤組入の者鑑札印紙等相渡し候儀、右文政度申渡し節、差留め置き候得共御改革に付、江戸表同様鑑札所持致し、勸進修行致し、不行作無之様願人共へ申付け、取締可致候。自今申渡し節の趣相背き候者有之に於ては、嚴しく可被沙汰候。右の通り鞍馬大藏院下願人組頭へ申渡し候間、爲心得三郷町中へ不洩様可申通候事。

卯二月九日

右之通り被仰出候間、町々入念可被相觸候。以上

北組 總年寄

日光御社參に付國司諸大名御役割

御城番安藝・御本丸大姫路榊原式部・西御本丸追松平大和守・御本丸留守居但水戸・中西丸兼帶

日光御社參の役割

天保十四年雜記

三二

山道より尾張・千住通りより紀州。御所様は中道より御三人様御同道若年寄衆御老中三人其外御老中方は日光并に東海道御通り、其外上目附以下の御役人衆數不知、日光御山内の御人數凡三萬八千人、御番代の面々大方御供奉様衆は三十六人目附共入れ

仙臺、箱根固め、人數六千人、騎馬七百人、萬石以上七人、番頭以上五人、先陣三島宿片倉小十郎、右日數十三日の間。信州上州堺 碓井峠 加賀早州 駒木根 細川相州 浦賀 薩摩下總

銚子 小笠原常州 大津 備前奥州 玉川 毛利下野 高原峠 藤堂日光 中禪寺 酒井左衛門常關宿道 丹波東海 大井川 南部同新井 佐竹駿河府中 御城番久能山兼帶 上杉有馬 上野宮土佐芝官 出雲御濱御殿 津輕日光今市 阿波宇都宮 御城番 黒田古河 御城番 松平相模守。

昨年至て豊作なりし故、田舎は都會と違ひ物毎豊かなるにぞ、何れの國々も大勢連立ちて正月の半ば過より伊勢參宮せる者其限りなく、次第々々に多く出來り、參宮下向の道者行違ひ、市中を徘徊せる有様は、大坂の不景氣なるに引替へて、何れも勇ましき有様に見ゆ。

有賀湯

感涙 有賀湯 ムミハ袋入一夕、一帖不_レ論
銘肝 折々御觸出御用可_レ被_レ成候

抑々此御藥の儀は、往昔天照大神天津兒屋根命に勅して、初て調合有りしより以來、聖代世に相傳の王法にして、剩へ中華は三皇五帝より傳ふる孔老の名法、又四天釋氏の佛意合法の神丹にして、海内無双稀代の靈藥なり。故に享保寛政の頃普く世に行はれしも、良星霜推移り、加減感應の良正なく、自然功能衰へ用ふる人稀にして、病の爲に苦しむ者少からず。予之を歎く事數年、然るに或夜夢中に不思議の神靈忽然として現じ給ひ、善哉々々今より汝等が塗炭の苦みを救ひ得させんと、忽ち目覺めぬ。餘りの難有さに感涙止まざりければ、頓て之を藥名に標し、廣く世に弘まる者なり。第一、上下和し、國家を治め内をとへ、驕奢を止め職を勧め和らげ、心を安くし身を明かにするの良劑なり。一、時のはやりを止むるによし。一、分限を忘れ氣の高ぶるによし。一、様々熱をふくによし。一、欲心にて眼闇み天窓の割るゝを不知によし。一、義理を失ひ冥加に氣の付かざるによし。一、錢金逼迫によし。一、一寸先の見えぬによし。一、貧にして食事ならざるによし。一、節季胸に支ふるによし。一、財布腹を下すによし。一、此藥を常に服する時は三理に通じ、借貸

の滞りを解かし、物前・頭痛鉢巻どうせよの患ひなく、近所悪黨ごろつきを退け、枕を高く寐らるゝ事妙なり。尤病により反て動じて萬事差支へ融通止り、途方に暮れ、持ちたる物を取られたる様に覺ゆる事あり。或は泥水を吐き苦しむ者有り、是皆藥の的中したるにて、暫時堪ゆれば後目の覺めたる如く、本快する事神の如し。株仲間贅澤・疾け・邪淫・物好・勝負事・喧嘩口論・不實人の害に成る事、其外諸商賣故障差合ひなし。

調合所 御免

三都御觸通り立町行度り

道温世和吳海製

同御侍町正銘戸西

尾神伍九郎

南名一道安都

今仁伍郎治

取次處

諸國內津と喜豊年

泰平萬作

此節世上紛らはしき贗藥有之由、御用心可被成候。

一、此御藥近頃諸人に與へて試むるに、藥力强嚴なるに依り、瞑眩する者多し。斯くては角を直さん爲に牛を殺すの害あり。病治する共命を失うては甲斐なく、是本法に非ず。體を養ひ元氣を落さずして病を退けてこそ、古法の仁術共いふべけれな

と誹る人有り。是等は病の爲に本心を奪はれ、病本心に侵さるゝが如し。斯る人々は疾難症に成りて心づかず、是迄流行の外邪に三日藥を用ひ、頭上に蠅の留まらぬを心得、上は直にして濟む故に、病根深く入つて一旦治する共再發自滅の外有るべからず。又良藥口に苦し共合點して、病動て苦むと雖も、後已前の無病に勝る壯健の身となるべしとのみ思ふ者有り、是又違へり。譬是迄三椀の常食満腹すと雖も、尙不足の心有り、當時此藥を服して當時一椀を凌ぎて病全く治す時は、已前三椀にて不足の處、二椀にて満腹の不足を思はざるは、是正法の良劑にて全快の驗と思ふべし。偶五七椀も進む事あらば、是又病の萌しと知るべし。或人癰疽を病める者水に浸して快とせんより、疾まざるに如かずといへり。されども身を動しての大食はさのみ害なし。兎ても角ても一升の袋は一升なれば、分限の上を不顧、八合にて事足る工夫をする事、服藥中の慎なり。養生惡るければ奇法の妙藥たりと雖も其功空しかるべし。尤藥性至て劇劑なりと雖も人を殺すの害なし。唯疾病を懲らし根元を助け、身命を堅固に保たしむるのみ。一、婦人身の廻り、及び天窓の上に時々望み

出来る症には、五制湯絶えず用ひてよし。一、小兒の倭左には、御趣意を能く嚼碎き含ませてよし。

地獄御觸之趣

一、娑婆世界以外勘略に付、佛事等取扱方軽く相成り候間、地獄一統困窮に付、何卒御救被遊度思召候へ共、時節柄故被成方無之候に付、向後は急度儉約爲相守可申條被仰出候。一、先年より善人成佛申付け方、其品々上中下の三段に分けて、九品の淨土を相立て有之候へ共、法事の施物等軽く有之、依て大概は下品下生にて事相濟み可申事。一、菩薩の位に至り候善人及往生候節、只今迄三尊佛來迎に被及候へ共、向後は夫に及び申間敷候。併觀音勢至計りは迎に被差出候事勝手次第之事。但し靈香を薰じ、花を降らせ候儀にも、華美を不用、虎屋の五種香竝に花は神明前又は淺草邊に有之候出來合の造花、隨分手輕き方を相用ひ可申事。一、觀音勢至迎に被出候節、天蓋又は蓮台等持參被致候へ共、以來は堅く無用可爲候。蓮の葉一枚の上に亡者を乗せ、成佛の規式を相用ひ、餘り目立ち不申候様可相濟

佛事の簡なるを諷す

候事。一、死人共致持參候六道錢の儀、是迄は牛頭馬頭の鬼共致配分候へ共停止被仰付候。向後は集置き、月々切に致算用、急度相納可申候。地獄極樂諸色修復に相成り候事。但し地獄極樂共兩役所に一人宛元々役人定置き取集め候上、追々に利付に貸付可申事。一、弘誓の船毎年修復入用夥しく候間、以後は亡者の分は陸を通し可申候。廿五の菩薩の音樂堅く停止の事。一、地藏菩薩毎度賽の河原に被出候に付、衣の裾損じ迷惑の由相聞え候間、是も月に三度宛被出子供のみ集め見譯等可被致候事。但し慈愛の子供たり共、毎度手土産持參の儀は可被致無用候。其内施主方賽錢等にて被致候取納無據筋たり共、隨分手輕の品等可被致持參候事。一、十王千體閻魔大王へ出仕の節、束帯にて相勤め來り候へ共、御時節柄の儀にも候間、五節句之外袴計りにて可被相勤候。朔望廿八日は御目見え致し候事故、羽織袴着用可申事。一、三途川の姥只今迄は剝取り候帷子の類、致所務來り候へ共、向後は先方役人へ相渡し、太布の類は雜巾に相用ひ可申事。一、極樂世界佛達の家造等隨分致手輕、金銀瑠璃之□竝に金銀砂子の類急度可爲停止候程は、

杉丸太等胡粉にて塗り、金銀は石砂・濱砂等敷き可申事。一、罪人御改の節、見る眼、鼻鼻兩人共罷出て、立合ひ相改め來り候へ共、一人宛罷出東帶相勤め可申候。且又常破利の鏡の儀、磨き夥しく費え候間、仕廻置き重き科人計り寫置き見せ可申候。尤度々つや切れにて拭ひ曇り不申様手入れ可致候。一、鬼共儀是迄虎の皮の脚布致し來り候へ共、以後は令停止候。重ねては猫の皮、馬の皮等相用ひ可申候。但し馬の皮は新規に取調へ候ては、却て費に相成り候間、持參の品破れ損じ候迄は、相用ひ可申事。

右の條々急度相守り可申候。支配向鬼共へは、其頭より能々申渡し、一百三十六地獄の末々迄心を付、儉約を相用ひ候様可被致候。別て無間地獄の釜の始末仕焚可申候。鬼共私を以て薪等盜取り候趣相聞え候へば、早速召捕り於六道の辻三日晒の上、鐵棒にて五十たゝき、死出の山へ追放可申事。但修羅の太鼓度々張替の儀費に候間、成るたけ靜に打ち可申候。萬端娑婆世界に准じ、其旨役々より巨細心付た少も御益に相成り候儀は無遠慮可申上候事、右之趣向々へ可相觸候。

俱生神

御觸

造酒の取締

一、諸國酒造取締方の儀、先達て申渡し候通り、箇條の内去る巳年巳前迄造來る米高を以て、永々造高等相定め、諸國一統御料私領寺社共以後爲取締、鑑札相渡し置き、酒造人身上衰へ酒造相止め候はゞ、鑑札取上げ候迄有之候へ共、親所持の酒造稼高悴相續致し、或は親類身寄の者へ相譲り同様爲致相續の儀は勿論、譬へ親類身寄等の者に無之迄も、勝手を以て餘人へ讓渡し候儀も、其向々にて吟味の上聞届け候筈に有之候。尤酒造人身上衰へ酒造稼相止め候分は、鑑札取上げ減切り申付候。

一、酒造人居宅手狭に付、兼ねて他所に酒造場所持致し、右場處にて稼來り候分は、出造出稼等迄其譯も違ひ候間、是迄の通り取計り候ても不苦候得共、右酒造□他支配他領有之候分は不相成候。

右之通り猶又取締方申渡し候。其餘の儀は先達て申渡し置き候定めを通り心得、正路に相稼ぎ可申候。右之趣被仰渡候間、此段御達し申上候。御承知の上無御止置

刻付にて早々御順達可被下候。以上。

卯二月十九日 午前刻

通達年番
江戸堀二丁目

御改正に付諸商人竝に職人等正路に致し、其外節儉の儀厚く心掛け、御趣意を難有奉存相守、格別奇特成る者は可被申聞候。且各より被致教諭候ても不相用者有之候はゞ、是又名前可被申聞候。追て質素の儀も相心得、猶此上の處精々風儀宜様相成り候儀、專一に各方竝に町内老分の町人等申合せ、平世に世話致し取締有之候様取計らひ可被申候事。

卯二月

朝鮮人參の儀、拂底の品にて高値なる故、輕き者共及大病候ても、容易に用候事成難きに付、享保年中より朝鮮種を以て人參作殖の儀御世話有之候處、次第に增長致し、當時は諸國にて作り覺え、世上差支に無之趣に候間、公儀より作殖被仰付候儀以來被差止、製法所にて座賣相止め候。是迄は朝鮮種人參作り候儀無謂候て

人參の増殖を計る

は不相成候處、以來は作候儀は勿論賣買共可爲勝手次第候。右の通り寛政二戊年十二月相觸れ候處、享和三亥年三月、當分の内野州一國の儀は不殘御用作被申付候旨相達し候。以來又々人參拂底にて高價に相成り、下賤の者共及難儀旨相聞え候に付、猶又向後は寛政の度相觸れ候通り相心得、作り候儀竝に賣買勝手次第に候間、可成丈人參作増し候様可被申付候。

右の趣下野・陸奥・出羽・信濃・越後國御料所は御代官、私領は領主・地頭より可相達旨可相觸候。

十二月

右の通り從江戸被仰下候條、此旨三郷市中可觸知者也。

卯二月廿八日 若狭遠江

京都御大工頭中井岡治郎支配五畿内・近江六箇國の大工・杣・木挽三職の者共、是迄向寄々々にて組合相立て、京・大坂・伏見・奈良・堺・大津其外國違へは互に稼ぎに罷越、且他の得意先へ立入り候節は届合ひ、口錢取遣仕來り候由の處、今般株札竝に問

大工等取締

屋組合等御停止に付、向後右三職の者共組々の唱へ相止め、互に國違へも入込み手廣に相稼ぎ、届合ひ口錢取遣致すまじく、雇主に於ても、何方の職人相雇ひ候共勝手次第に致し、三職共作料賃銀は其土地仕來り又は自他の見競に不拘、銘々成るたけ引下げ可申候。右三職の者共多人數に付、向寄々々人數改之者岡治郎より申付、印札は是迄の通り可相渡候。以來他國之者六箇國內へ罷越し、又は六箇國內の者にても百姓共新規三職の稼致し候節は、御領は御代官、「私領は脱カ」領主地頭へ相願ひ、其筋より岡治郎方へ達有之印札受取りの上、相稼ぎ可申候。尤新規の分は、高役免除不相成候。

一、洛中・洛外三職之者共より差出し來り候、岡治郎方火消人足夫代銀竝に見分大工の儀は、一通り無賃人足共譯違ひ候間、是迄の通り可差出候。右の通り今度申渡し候間、岡治郎支配三職の者共心得違ひ致すまじく候。若不相守者有之候は、急度可申付候。尤右三職之者共は、前々より御所方御造營竝に御普請の節、役仕事等相勤め候事に候間、右體之節は岡治郎指圖次第無遲滯可被出候。

右の趣五畿内・近江國中其不洩様可相觸者也。

右の通り從江戶被仰下候條、此旨三郷町中可觸知者也。

卯二月若狭遠江

下げ紙に

かもし髻の形に致し賣出し候儀不相成候旨、先日申渡し置候。有來りのかもし計りを賣り可申様、其筋商人へ爲心得可申事。

昨二十八日町觸の節通達年番町々へ總年寄永瀬幾代助々口上にて、左の通り被申渡候。

今日乍序に候得共申達し置き候。町々の内かもしを髻の形に致し賣出し候儀、女の嗜にも相背き不宜候間、賣買可相止旨則ち張出しに下げ紙致し置き候に付、承知にも之有候得共、猶又序の砌組合町々へ通達可被致置候。猶又町々商賣體に寄り、看板の内には金銀の箔置き候も有之、且襖・屏風其外品々に役者似顔・紋付・杯書き・繪・張繪等有之、是等は先達て被仰出も有之聊にても不相成候處、既に今以て不

風俗上善
からざる
繪類を
禁す

用者有之哉御察度受け候者不少候間、町々に於て能々行き届取調べ聊にても看板に金銀の箔置き有之類、又襖・屏風其外品物に役者似顔・紋・妓女姿繪坏有之候は、早々取除けさせ可被申候。尤隣町相互に御趣意に相觸候儀も見當り候は、互に心を付合ひ、御趣意厚く行届き候様可被致候。是又寄々組合町々へ申達し可被置候。

卯二月二十九日

二月九日、江戸大地震、箱根・小田原等尤も甚しく、人馬鶏犬多く死せしと云ふ。

阿部遠江守町奉行被仰付候。此旨三郷町中可觸知者也。

卯三月三日若狭

右之通り被仰出候間、町々入念可被相觸候。

大坂町奉行なりしが、御改革の儀に付、御用の筋有りて御召に相成候由なりしに、此御奉行には仁慈の心有る人故、大坂の土風を申上げられ、何か緩かに相なるべしなどとして様々の取沙汰なりしが、直に江戸表に於て、遠山左衛門尉大目附に轉役被仰付、其跡役に被仰付町奉行になられしと云ふ。

阿部遠江守大坂町奉行とな

白氣出現

二月上旬よりして、西方に白氣立ちし事に付、種々の浮説有りて、世人大に恐怖せり。こは只水氣のなせる業にして、少しも怪むに足らず。於京都陰陽寮よりして奏聞せし勘文左の如し。

勘申白氣出現之事

當月上旬以來昏白氣出現於申酉之方、其形如布、長數十丈、戌刻後没。從十日頃晴陰不定委難測。十三日・十四日之夜所見白氣次第薄、從婁宿之度至參星之南東南指、非雲慧星如光芒。天氣者種々の氣雖多此度所現、去秋已來晴寒暖、至于今不順而所爲也。但歴史舉其占兵革・疾病・喪亡・水火等之徵也。氣出現之事和漢其徵有無者、因時之治亂無定例者也。此度氣所發分野當西國・金氣冒陽、其所大風若有洪水・失火・疾病之類歟。雖有其理・妖不勝德、元來治世聖德遍四方、何有變異之應乎。白氣漸薄、無異而可消散、勤勘申如件。

右に對する勘文

天保十四年二月十八日

從五位下

幸徳井權曆博士加茂保行

從五位上

同陰陽權介播磨同 保源

從五位下 同陰陽介兼曆博士同 保行

前にもいへる如く、怪しむに足らざる事なれども、何となりとも名目をつけて奏聞せざれば、陰陽博士の立ち難き故、斯る事を捧げしものなり。之に付博士は勿論諸社寺々へ御祈禱の勅命下さるゝ事、古よりの定例なり。此度も同様の事なるべければ、何れも其徒の利益なるべし。

土御門様勘文

從今月上旬、毎夜昏時見白氣。長五許丈、自西方向東南方。其芒氣所指赤道以南二十五六度、夜々漸移北、指赤道以南十一二度也。因是推之有慧星微働似移座。太陽天與慧星所潤、天雖有高卑、被照太陽生光芒、又隨太陽入地下者也。天經或問慧星之條云、慧者火氣挾土上舛、結聚而成慧云々。又云、晨見東方芒則東指云云。又云、日久勢盡力衰、漸乃滅云云。近來時氣不順、今春餘寒難去之故、上舛之氣漸結成慧者歟、又諸書舉其占者、或爲兵革、喪亡、水火、地震、流疫等之徵、然而慧星出現古來每度其應徵有無者、因治亂之時世無定例。今也聖德遍四方、恩光及萬民之時也。何有變異應乎。況今度所出現不近紫微天市等之垣、何有其恐乎。且追日春暖舒暢、芒氣自然可消散歟。

天保十四年二月廿一日

晴雄

勘申天變之事

當月上旬以來出現白氣申酉間、如一匹布之長數丈、自天因之邊至參南。前漢建平元年十二月白氣出西南從地上至天出參、下貫天厠、皇天子有疾病。晉書云、凡白虹者百殃之本、衆亂所基、霧者衆邪之氣、陰來冒陽、凡白虹霧者姦巨謀、同光熙元年十二月甲申有白氣如虹、中天北下至地有夜見。五日乃滅、占云大兵起。謹考此度之天變、疾病、或大風或大旱、大水狀、不勝德云々、依御慎災却爲慶。

天保十四年二月

陰陽助保救

御觸

當表金錢延賣買會所之儀、寶曆度より商致し來、南農人町一丁目茨木屋季兵衛年季請負致し候に付、延賣買望の者は、右會所に於て賣買可致旨、去る子正月相觸置き

金錢延商
賣の者に
さとする

天保十四年雜記

二七

候處、今般御改革之御趣意に依て、右延賣買は勿論、會所も以來差留め候段、其筋の者へ申渡し、會所爲引拂候。右の通り三郷町中へ可觸知者也。

卯三月廿八日 若狭 佐渡

北組 總年寄

舊冬江戸の觸の寫

非人を取
締る

近年無宿竝に野非人共多く御府内徘徊致し、右之内には品々不届きの及所業候類不少。依之今般御府内立廻り候分は、於町奉行所召捕り、糺の上男女共夫々舊里へ歸郷申付け、御料分其所の奉行所、又は御代官御預り所役人方、萬石以上は領主家來、萬石以下給知、且つ寺社領の分は、家來竝に村役人等呼出し、可引渡遣候間、全帳外迄の者、或は格別の罪科も無之分は村役人竝に身寄りの者共へ引渡し、可成丈改心歸農爲致、又は山海の稼其外人夫に遣ひ候共勝手次第、都て舊里を不離様取計らひ可申候。尤右の内所役人共申付けても不_レ相用、手餘り候類竝に舊里にて手放難_レ差置_レ惡黨、或は度々出奔等致し候者は、公儀に於ても京大坂其外奉行所有之場處は勿論、御代官御預り處等へ新規寄場取建て差置き、夫々相應の手業爲致、又は

荒地起返等其外夫役に遣ひ候共、是又勝手次第之旨申渡し候間、私領に於ても同様相心得、萬石以上は一領毎に牢體之圍を補理ひ、萬石以下知行給知の分は、最寄奉行或は御代官御預り所の寄場へ引渡し、其外寺社領之分は附屬の有無に隨ひ、其領主の圍又は右寄場へ入れ置き候様相心得、且私領に於て領分拂村拂等に相成候者も、其品に寄り同様引渡し可遣候間、萬石以上の分は是又右圍へ入れ置き、不_レ斷教諭致し、右の者共却て心底を改め歸農を遂げ候はゞ、圍外の住居差免し候儀は勿論、往々身分有付をも厚く世話致し遣し、若又右圍内逃去り候歟、又は盜其外惡事致し候類は罪の輕重に隨ひ、罪刑其外仕置をも申付け其段兼て申諭し置き、右女は別圍に致し差置き候様取計らひ、且此度引渡し候者の内には、其以前牢拔顯然の者は直に入牢申付け、尙吟味の上夫々仕置き申付け候様可_レ被_レ致候。何れも其度に伺届けにも不_レ及候。但引渡の者の内、歸農致し候歟、又家業等有付き候か、或は出奔病罪等致し候者有_レ之候はゞ、急度申出て候様兼て村役人共等へ申渡し置き、一ヶ年限り奉行所へ可_レ被_レ相届候。尤村役人等計り方行届き、本心に立歸り候者多く有_レ之候は

ば、其品に應じ、夫々譽め置き、若心得違等閑にて度々出奔等爲致候類は、相當の答をも可被申付候。

一、穢多・非人の類は其處の頭穢多へ引渡し、手放し難差置分は別段圍補理ひ差置き、手業等爲致萬石以下最寄奉行所又は御代官御預り所の寄場へ差遣し候儀、都て前條の通りたるべく候。右引渡し候無宿共可成丈相應の百姓にも相成り、身分有付き出来候様との御趣意に候條、村役人共等平日厚く教諭を加へ、歸農の儀行届さ候様精々可被申付候事。右之趣萬石以上以下領分知行所給知有之面々、竝に寺社の向々へ不洩様可被相觸候。

寅十一月

右は水野越前守様御渡被成候書付の寫、江戸表へ申來り候故、爰に記置く者也。

三月廿九日京都大雷鳴にて、仙洞御所御庭・勸修寺殿御門・富小路・二條・堀川其餘三箇處、都合七箇處に落ちしと云ふ。中にも勸修寺殿は大典侍御局の御里なり、近來御所勞の故御所を御下りにて、勸修寺殿の御内に別に御殿を建て、御築地の内日野殿

と竝に新に御門を建て、當時御局をば建禮門院と稱し奉る。然るに御養生叶はせられずして御逝去あり。廿九日御葬式にて出棺の時に當りて、右の通りなる大雷鳴なりしが、御門内の柳に落ちかゝり、御門焼失せしと云ふ。御局様には、今上皇帝の御腹なりと云ふ。此局には至て嫉妬深く、飛鳥井殿の姫君を新典侍殿と稱し、光格天皇の至て御寵愛にして、皇子御降誕ありしにぞ深く之を妬み、北野に於て祝子に命じて新典侍殿を呪咀し、藁人形を拵へて之に釘打等せられし事有り。又皇子をば年久しく京極宮御無位なる故、此宮をつがせ給ふ叡慮なりしに、大典侍殿手づから之を懷き庭へ取落し、誤て落せし様にもてなされしが、之より驚風となりて皇子も薨じ、新典侍殿にも逝去し給ひしが、其事餘り甚しかりし故、御所を御下げとなりしが、今上帝の御腹なる故、御下げとなりし迄にて事濟みしが、三年許りも立ちて後、御機嫌伺ひ申上げ度き由を願ひ奉りて勅許を蒙り、參内せられしが、其儘にて御下りなく禁中に留まられしと云ふ。斯る大變なりし事故、玉藻前などと云ひて其頃の世評甚しき事なりし。

其頃の噂には、此一件は宰相典侍殿なりと云ひしなり。此局は正親町殿の姫君なり。されども其節の噂に、勸修寺家の姫なりと専らいひし事なれば、大典侍殿の事なるが、大典侍といへるは昔勾當内侍といへる者にして、武家寺社等の事共を取次げる御役にして、御局の頭なり。此故に御局方の取調べをなす。左右手役にして此局には天子の御手かゝりぬる事なきが御定法なり。之を思へば矢張宰相典侍どのなるべき様に思はる。勸修寺殿の姫君といひ、同家へ御下げ有りしには故ある事ならんと思はる。

覺

- 一、日光御社參に付、明後十三日より還御の御左右有之迄、町中火用心彌々無油斷、自身番可仕候。總て物騒がしき事無之様に諸事相慎み可申候。
- 一、夜中四ツ打門を建通り候者吟味致し、不叶用事有之て斷り申す者は、自身番の者罷出て承届け、其上町送り可仕事。
- 一、若し怪しき者有之候は、早速召捕り奉行所へ召連れ可罷出候。縦ひ致捕違

日光社參に付ての諸注意

候ても、其段は不苦候事。

- 一、明後十三日より還御の御沙汰有之迄、人集竝に諸開帳處々芝居辻打令停止候。且又遊山所等穩便に可仕事。

右の通り三郷町中へ爲觸知、急度可相守者也。

卯四月十一日

北組 總年寄

總年寄心得を以て口達の覺

- 一、明後十三日より自身番町人自分罷出て可申候。老人或は長病名代の者差遣し候は、慥かなる者出し可申。夜に入り候は、立番相増し可申候。一、町々寄木戸無之處は、町境に立番相務め可申候。火を取扱ひ候職人、急度火の元入念勿論風吹き候日は相止め可申候。一、傾城町商賣は御差留め無之候間、火の元の儀は不及申、喧嘩・口論無之様諸事致穩便相慎可申候。

- 一、近來上方筋錢相場下直にて、専ら諸色小賣直段にも拘り身輕の者致難澁に付、以來錢一貫文に付銀十匁内の相場を以て賣買致間敷候。尤十匁以上の相場相立候

總年寄の諸注意

錢相場の注意

儀は不苦候間、其旨相心得一統可致通用候。右の趣三郷町中不洩様可觸知者也。

卯四月若狭佐渡

口達

御役者常表へ罷越し、勸進能興行の儀は、寛政の度より五年目毎興行致し來り候處、文政十亥年御役者共依願、前々町割金の内六十五兩餘相減じ、増口竝に諸祝儀等も相止め、隔年興行致し候様被仰渡候處、隔年興行に付ては、右の通り金高相減じ候とは乍申、五年目毎興行の割に引當て候はゞ、町々出金格別相増し町人共致難澁候趣にも相聞き候に付、向後寛政度の振合の通り、五年目毎興行の積、於江戶表御役者共へ被仰渡候間、町割金の儀も寛政度振合の通り出金可致積相心得可申候。此段令承知町々へ可申達候事。

卯四月

兩替する者にとす

常表富有の町人共は、多分兩替致渡世金銀を貸出し、又は右を口入致し候より、外身過無之者も以來相應の商賣相營み、其餘暇を以て金銀貸付又は口入等可致旨、去

駕籠にて歩行するを禁ず

河船に對する注意

る寅六月相觸れ候に付、追々商賣相始め候儀に可有之候へ共、右富有の者共は兩替計りに無之、何なり共有用の品一と廉の商ひ相始め、諸國荷元より便宜き品勝手次第に引受け、其餘無商賣の者共は猶更身分相應の商賣相始め、可成丈手廣に渡世可致候。尤此後新規に商賣相始め候者は、此段一郷限り總會所へ可申出候。

一、町人共の内山駕籠と唱へ、乗駕籠仕立ての引戸駕籠乗歩行くの趣相聞え候。右は町人の身分にては不相當の筋に付、向後病人或は足痛等にて無據駕籠相用ひ候共、通例乗駕籠に乗り候儀は格別、引戸に紛らはしき駕籠に乗歩行くの儀は、堅く不相成候。

一、當表市中川々相働き候諸船の内、家形船竝にかふだいな茶船入家形杯と唱へ候船は、全く川涼遊興之品に候へ共、元來枝川多き土地柄に付、病人又は足痛の者往來の助にも可相成儀に付、右かふだいな茶船入家形の類は、先づ其儘差免し。家形の儀は向後町人共乗組み、川筋に横行致し候儀堅く不相成候。

右三箇條の趣無違失可相守、若相背き候者有之候はゞ、急度可沙汰候。右の趣三

郷町中未々迄不洩様可觸知者也。

卯四月十六日 若狭 佐渡

北組 總年寄

酒造者への注意

諸國酒造御取締被仰出候に付、上方筋より江戸表へ積下しの酒荷物の儀、送り高相極め、其場所限り酒造人共竝に江戸表酒屋共方にて大行司相立て、銘々送り状の外に〔符カ〕一船積一船積高何程銘々送り状何通と認候一紙送り状、其場所に大行司より江戸大行司宛にて差添へ候。右送り状へ浦賀御番所にて改印請け通船致し候仕法相立ち候處、此度問屋組合等御差止め被仰出候に付ては、大行司難相立候間、以來江戸表酒屋共へ差遣し候一紙送り状は、其時に積送り候酒造人共總體の名前にて、誰外何人と認め、宛名の儀は江戸酒屋共方にて年々六人宛申付け、其者共より酒造人へ及掛合候筈に付、右の者共宛名にて一紙送り状差遣し、浦賀御番所改印受け可申候。右の通り三郷町中不洩様可觸知者也。

卯四月十七日 若狭 佐渡

口達

諸問屋組合への御達

去る寅三月問屋名目相唱へ候儀堅く停止、其外品々御觸面の内、品物手前に買込み置き、追々賣出し候儀は勝手次第に候得共、他國へ前金遣し買留め積送り爲見合、其前へ圍置き候は、賣に相當り不筋之筋に候間、以後右様の儀は致すまじき旨御觸渡有之候處、當表商人國々取引先へ貸出し候金銀は、夫々産物類稼出候仕入れにて品物買留め候筋には無之、國々の者も右金銀を以て稼方取續け候譯柄に付、前書前金の廉へは不引當勿論、當表より仕入れの厚薄に寄り、國々稼元盛衰にも拘り候趣に、口上は旁々右仕入先貸金銀は唯今の通り相心得、銘々手厚に致し取組み、何れにも諸色及潤澤候様掛引可致候。右の通り三郷町中不洩様可申通候事。

卯四月

中國筋海岸の儀は、四國・西國・北國等より、上方筋へ荷物積廻り候船路にて、殊に長州赤間ヶ關は船附便利の所柄にて、風雨等に拘らず輻輳致し候に付ては、所々奸商共一己の利潤に拘はり、近來諸色不融通の地合に乗じ、右赤間ヶ關へ出張、國々より上方筋を目當に積寄せ候品を引留め、其外の者馴合高直に糶賣糶買致し、其外瀬

中國筋廻漕船への注意

戸内と唱へ、右赤間ヶ關より大坂迄の浦々迄も國積致し、糶賣又は上方筋へ荷物劔越し候ても、其所の相場に拘はらず瀬戸内糶買直段を、荷主船頭共見競ひ賣放さず候に付、自ら相場引上り候由相聞ゆ。元來途中賣買之儀は、其所限りの融通にて、世上の爲には相成らず、却て糶賣糶買の直段大坂等へ相響き夫々相場引上げ、右場猶又所々へ相移り、先繰に直段糶上げ候仕儀に至り候に付、諸色融通の道を塞ぎ如何の事に候。向後上方筋へ積登し候荷物の分、赤間ヶ關其外瀬戸内浦々等にて、横取り同然と糶買致間敷、假令夫々浦方へ着致し候筈の處にても、兼ねての取引相當の見積を以つて引受け候儀は格別、利欲に耽り多分の荷物買締持圍等致し候儀は勿論、或他所より出買に相廻り候胡亂の商人、船頭等へ、決して取引致間敷候。夫々所役人共も兼ねて厚く心を付け取締り正路の賣買可致候。若此後にも如何の儀相聞え候はゞ、無用捨及吟味、所役人共迄も急度可令沙汰候。右之通り三郷町中可觸知者也。

四月十七日

三月五月の節句の飾りに制限す

今日通達年番町々町代被召呼書取を以つて左に被申渡候。

三月節句飾物 御殿三尺以下直、内裏八寸以下一ツ、組二一筋二付六、官女八寸以下同十、但三一筋に付三十分、但五一筋に付五分、隨身八寸以下十、但二一筋に付三十分、仕丁八寸以下、但三一筋に付五分、立雛八寸以下一、對三十日以下、五月節句飾物 人形八寸以下一ツ、但二一筋に付六十日、但三一筋に付九十日、飾具百目以下、木綿門立百目以下、角火打一つに付十二分、猿十五分以下。

右之通りに御座候

卯四月十二日

通達年寄 江戸堀一丁目

今日通達年番町々町代被召呼書取を以つて左に被申渡候。

菖蒲太鼓十六分、軍配圍十三分、鐵砲十六分、陣笠鞭臺共一組二十五分、臺提灯二十分、但以下。

右之通りに御座候以上

卯四月十七日

通達年寄 江戸堀一丁目

御觸

天保十四年雜記

金銀具所持致間敷旨、前々より度々御觸有之、其上去る寅六月中引替の儀申渡し置き候處、今以つて内々所持致し候者有之哉に相聞え、右は畢竟奢侈の風儀に候。自今以後若聊の品たりとも取隠し所持致し居り候を、内密相探り相顯れ候か、又は被盜取吟味相成候節は、嚴重の咎可申付候間、此上心得違不致、所持罷在り候者共は、當五月限り爲差出可申候。此段令承知町々へ可申達事。右之通り被仰出候間、町々入念可被相觸候。以上。

五月七日

北組
總年寄

淨光寺の
怪奇

五月上旬の頃より、北江戸堀二丁目淨光寺といへる門徒寺の庭に有る處の銀杏樹に新芽出し、さま婦人の西方に向ひて、手を合せぬるさまによく似たりとて、人の噂する様になりしが、之を聞傳へ、初旬の頃よりして見物群集りしが、追々仰山になりて、晝夜の分ちなく大勢群集して、往來するにも差支へぬる程の事に及び、商人共は種々様々の物共を出し竝べ、之を商へるに、銀杏の簪、銀杏の菓子等其形を寫せしありて、多くの利を得るに至る。邊鄙の山林等には如此に枝振のをかしく生

僧侶の淫
事

ひ繁り、人と見れば人の形、犬、猫、鹿、猿の類の如くにも思ひ見らるゝ、澤山に有れる樹木の事なれども、市中には之を珍しが、別に大坂といへる所は、三都の内にも尤も大湊にて大都會の事なる故、自然と大狼狽に狼狽へぬる飛上りの大馬鹿者澤山の事なる故、一犬虛に吠え萬犬實を傳ふるが如し。騒々しき事なり。

大川町淀屋橋にて、肥前屋八兵衛といへる者の母、甚しき悪徒の爲に謀られ、素より淫婦の事なる故之に陥り、公邊に召捕られ、世間にて大評判の事なり。又京都に於て、或る法華寺の住職、其檀家なる八百屋何某の妻を犯さんとて、面を墨にて眞黒に塗り、頬被にて長劍を横へ、八百屋が門口を打破り、白刃を振つて盜賊の状をなし、主を柱に縛付け置き、其目前にて其妻を犯す。かくなして其儘に歸りなば、不審に思はれん事を思へるにや、歸りがけに手元に有る處の聊の品を取り歸りしと云ふ。僧徒の好悪なる俗盜も及び難し、憎むべき事なり。其事忽ちに露顯し、明る日直に召捕られ入牢せしと、心地よき事なり。銀杏樹と斯様の噂のみにて、世間騒々しき事なりし。淨光寺は親鸞末派の本堂の側らに生ひし銀杏樹に、新に芽

淨光寺の
銀杏樹

天保十四年雜記

を出し繁りぬる形、娘の西に向ひて手を合せ、佛を拜みぬる様に能く似たりしとて、老も若さも群れ集ひて、不可思議なり、奇妙なり杯口々に言囃し、面白がり嬉しがり、氣も徐ろにて浮かれぬる様の可笑しきに、其邊りには多くの商人、何れも店を出し連れ、種々の物など商へる様。言葉にも盡し難く、浮れ人の氣に乗りて、頻りに利を貪らんとせる等をかしき事になんぞありぬ。斯る有様なれば、叶はざる事の有りて、其邊りを往來せんと思ひぬるも、其浮れぬる人々に障へられて、其所をば通りぬくる事の難き程の事なるにぞ、餘りにをかしかりしと思ひ侍りしにぞ、

木を人と見る諸人も木か石かいてふもさぞやをかしかるらん
皆髪をかく結へかしと心なき木さへもひとをあはれむと知れ
髪結はぬひとはしらべと銀杏樹の心有りてや芽出しぬるらん
髪結はぬひとに見せばや砂場なる法の庭木のしげるすがたを
木を人と見れば銀杏も人をまたさるによく似た人と云ふらん〔頭書〕

木を人と見て浮かれぬる諸人を猿かひとかと木もまどふらん〔頭書〕

銀杏樹の女の姿せる事の珍らかなりとて、狂歌・落首等其邊りに數限りなく張付けて有りぬるを見るに、頻りに木娘といへる事を書記しぬるにぞ

木娘といへる言の葉ふるめかしわれなくなれる枝のすがたを
銀杏より見る諸人のかみかたち木も心あらばをかしかるらん
取りみだすがたに同じ心かなまなき見ゆる世の浮かれ人

和光寺の失態

淨光寺の銀杏を見物せんとて、大に群集するに、之を羨しが、堀江和光寺阿彌陀稱すの姦僧人寄せをなして賽錢を貪らんと思ひて、此寺内に有る所の銀杏樹を密に遊女の姿に造り爲して置きぬるにぞ、愚人等又之を不思議がり、珍らしがりて大に群集せしが、素より自然の物に非ずして、姦僧の工みなせし事なれば、公邊より嚴しき御咎被_レ仰付、見物の人をも禁ぜられしと云ふ。之に限らず坊主等の姦惡をなせる事、世間に於て澤山の事なり、惡むべし、く

御 觸 五月十九日

天保十四年雜記

町中は勿論、國々在町共家作の儀に付ては、先年より度々相觸れ置き候處、追々相
 緩み、長押・杉戸・附書院・入側附等に珍らしき家作致し、櫛形彫物・縁・棧櫃を塗り、金
 銀の唐紙等相用ひ、門・玄關様の物取建て、或は外見質素にても、□て工手間取懸
 け候茶席同様好事の普請も有之候趣相聞え、奢侈僭上の儀不埒の至に候。假令先
 代に取建て候家作に候共、此節早々造作相改め、其外別莊を補理ひ、格別手廣不相
 應の家作も有之候由相聞え候間、當六月を限り、質素の家作に相改め可申候。町
 人共の家作にて手廣に候共、華麗・奢侈又は身分不相應には無之候共、物好の家作は
 自然耕作等怠慢の萌を生じ、風俗頹敗の基にも相成り候間、農家並の通りに家作
 相改め可申候。農家の家作にて手廣に候共、華麗にも無之物好み儀も無之分は、
 取毀ち申付け候に不及候。尤農家の家作に聊か引違有之分は、追て普請修復等
 の節に古代之家作に引直し可申候。且又百姓家不相應の家作にて引直し可申付
 分、江戸町中共國々在町に准じ、急速引直し可申は勿論に候得共、専ら耕作の時節
 に差向ひ、難儀も可致候間、農事の隙明を考へ、當十二月中迄に引直し可申候。右

限り月を越え等閑に相心得候者も有之候は、吟味の上嚴重の咎可申付候。右の
 趣町々は町奉行、御領は其所の奉行、御代官、御預り處、私領は、領主・地頭并に寺社
 領共得其意、其向々にて嚴重に可被申付候。若等閑の取計らひも於有之は可爲
 越度候。

右之通可被相觸候。

四月

右之趣從江戸被仰下候條、此旨三郷町中不洩様可觸知者也。

若狭
遠江

口 達 五月十
九日

北組
總年寄

町人男女衣服其外身の廻りの儀、先達てより追々相觸れ候に付、町役人共よりも
 精々申しさとし、一同質素に相守り候趣には候得共、處々往來致し候女の内には、
 有合せ候古物故苦しからずと心得違ひ候哉、天鷲絨・縮緬・縹子等の襟・裾除、又は履
 物は鼻緒などにも天鷲絨を用ひ候儘、相改めず者も有之由相聞え、觸渡を不相用

衣服の禁
を嚴にす

裾を捲る
を禁ず

段不埒の至に候。右は畢竟親夫の教示不行届故の儀とは乍申、素々町役人共御趣意等閑に相心得、取締方疎に致し置き候故の儀と相聞え候。右の趣にては、御趣意相辨へ早速相改め候者は、却て心得違の様に相成り、以の外に候。町人男女、絹・紬以上は不相成との御觸規則も有之上は、分限に寄り差別迷はしき廉も有之間敷儀に付、町役人共此上精々不相許様、嚴密に世話致し、永久御趣意相貫き候様可致候。一、所々往來致し候女共の内、近來裾除に種々物好を致し、衣服の裾を捲上げ歩き候者一般に相成候。右は都會の風儀には有之間敷事に付、向後女共裾を捲上げ、往來致し候儀は相謹しみ可申候。

喪服の制

一、男女喪服縮は不相成、布に限り可申旨、明曆三百年伺の上達置き候箇條に有之候處、年古き儀にて心得候者無之。依之猶又右の趣相心得、夏冬に不限色は布相用以候様可被申聞候。貸色渡世の者へは、猶更爲心得可被申候。

一、葬送りに出て候者方へ挨拶罷越し候節、色着用致し候儀に付ては、最前御觸達の趣無違失相守り、横行無之様相嗜み可申旨可被申聞候。

一、辻占と唱へ商ひ候煎餅・比布に包み候文句、風儀不宜分は無用に可致事。

〔御觸脱カ〕

問屋組合
に覺す

去る寅三月問屋唱へ方等の儀に付、御觸渡し有之節、賣買筋の儀、先づ唯今迄の通り可相心得旨申渡し置き候口々の内、大坂表兩替屋の儀は、本兩替屋・南兩替屋。錢屋は三組に相分ち商賣仕來り候處、以來右仲間組合は彌々以つて差止め、總體兩替屋と相唱へ可申候。尤も銀錢相場の儀は、融通第一の品にて、殊に上方の儀は、専ら銀通用之場處に付、右相場異同有之、自儘の取引に相成り候ては、萬價に拘はり不輕易儀に付、取計らひ方の儀は唯今迄通り居續ぎ候間、一統此旨を存じ、此後新規に兩替屋相始め候者は、奉行所へ可申出候。勿論右相場處の儀は、是迄の通り十人兩替屋共差配致し、不正の取計らひ無之様取締り可申候。右の趣三郷町中不洩様可觸知者也。

五月廿二日

神道・軍書講釋・昔咄し・小見せ物等、夜に入り致す間敷旨被仰出候間、暮六つ時前

迄に相仕舞ひ候様、右等に携り候者へ不洩様可被申聞置候事。

卯五月

六月朔日定例御觸

祭禮の注意

一、祭禮の時分、彌々諸事軽く仕り、笠鉾に掛け候小袖竝に帯・小袋、又は吹貫・小旗・送り物・人形の装束等に至る迄、緋・麻布・木綿の外可爲無用。衣類・道具等に金銀の箔押間敷、祭に出候町人、衣類、麻布・木綿の外着用仕間敷事。

神輿の注意

一、天滿天神宮祭禮の節、神輿昇き候者立願などと名付け、大勢立會ひ騒動仕り候由相聞え、不作法に付、兼ねて神輿昇き、員數竝に装束相定め置き候。随分物靜に可仕、定の者の外一人にても罷出て、神輿にさはり候者於有之は、急度可申付候。總て外々祭禮にも無用の者神輿にさはり騒動爲致候は、詮議の上急度可致沙汰事。

住吉祭の注意

一、住吉祭禮の節、大坂町中より持參候提灯棹、一本に人數多く付き候故、火の元無用心に候間、棹一本に提灯一つ宛可附候。且又祭禮仕舞ひ、提灯持歸り候刻、今

宮の内にて火を可消候。若大坂町内迄火をともし歸り候者有之は、其町の者出會ひ可爲消候。令違背ば番所へ可召連候。竝に外の祭禮にも夜中提灯・松明を放埒に致し候は、可爲越度事。

一、祭禮見物に出候者、銘々留守の火を用心堅く可申付候。不沙汰致し手過ち有之は可爲曲事。總て町々に残置き候者町中を見廻り、別て可致用心事。

一、祭禮の節暴者有之候は、其處の町人早速出會ひ、前後の門を打ち可捕來。若見逃し候に於ては越度可申付事。右之通り三郷町中可觸知者也。

口達

毎年六月は諸社神事に付、ねり物・地車・太鼓等差出し候儀に付、前々口達を以つて爲觸知置候通り相心得、神事の節は随分相賑ひ候ても不苦候事に候。無程神事月に至り候に付、申付け置き候。乍去御時節柄追々觸渡し置き候趣も相心得。地車・太鼓又はぬり物等の飭り、藝者の衣裳・木綿晒を相用ひ、華美の儀致す間敷候。尤右の外新規に相工み候品、決して差出し申間敷候。且地車・太鼓・ねり物等奉行所へ

神事を簡約にすべきことを

不及持參候。衣裳等は郷々總會所へ被書出、此方より役人を差出し爲引合、見分可及候。氏地の外夜に入り地車曳歩行き申間敷候。若違背候者有之ば、急度可令沙汰候。右之通り三郷町中末々迄不洩様可申聞候事。

六月朔日御觸

去る寅三月間屋唱へ方等の儀に付、御觸有之候節、賣買筋の儀先づ只今迄の通り相心得旨申渡し置き候口々の内、當表旅籠屋之儀天満橋外十橋掛直御修復等の爲手當常盤町三丁目塚口屋重三郎へ旅籠屋支配差免し、右助成を以つて橋受負ひ申付け來り候處、以後右十一橋掛直し御修復等の儀は、公儀御入用にて致し候間、重三郎橋受負ひ、旅籠屋支配共差止め候。

一、大坂町々より相納め候川浚冥加金の儀は、株仲間等より上金致し候旨は譯も違ひ候に付、右の廉は居置き候間、此後も唯今迄の通無滯上納可致候。

一、當表歌舞伎役者の儀、去る寅五月以來追々身分取締方竝に住所の儀は、古來より道頓堀に限り有之候に付、以來も唯今迄の通り相心得、市中所々に立別れ住居

歌舞伎役者を取締る

致す間敷旨をも申渡し候上は、歌舞伎役者振付師共一同道頓堀へ一纏に住居可致儀に有之候處、右住居外にて微若の男子を抱へ、振付師の唱へを以つて、右男子を弟子召仕杯に致し、旅籠屋竝に料理屋、又は自宅にても客有之候節、酒の相手に差出し、就中出家に爲買揚猥りなる儀も有之由相聞ゆ。右は前書申渡しにも觸れ、旁々難捨置次第に付、今般嚴敷可及吟味處、御改革後男子共髮の形衣服等をも替へ、質素の風俗に相改め候趣に相聞え、如何敷しき儀に候へ共、年久敷右渡世致し來り候儀も有之候間、格別の宥如を以つて吟味の不及沙汰候。尤以來右渡世致し候儀、決して不相成候間、早々渡世替可致。若渡世替差支候男子共は、道頓堀へ引移り、歌舞伎役者共弟子に相成り可申、主人共も同所にて振付渡世致し候儀は格別、都て前書申渡しに通可相心得候、右の趣其筋渡世の者共へ申達し、以後の儀急度取締可申事。

六月

一、久須美佐渡守様、今日御到着被成候間、此段可被致承知候。以上。

久須美佐渡守

六月二日

北組 三年 寄

久須美氏は七十餘の老人なる由、昨年の事かと覺ゆ。佐渡に百姓の一揆起り、奉行其外諸役人何れも散々の仕合にて、大變に及びしにぞ、此人台命を蒙り彼地へ到り、之れを取鎮めしと云ひて、大に評判せし事有り。斯る人物なる故、當時御改革の折柄なれば、選出されて大坂町奉行を命ぜられしと云ふ噂なりし。

在領の御觸

一、諸國人別改め方の儀、此度被_レ仰出候に付ては、自今以後在方の者身上相仕舞ひ、江戸人別に入り候儀、決して不相成候間、領分知行所役場等に罷り在り候家來、精々勸農の儀申諭し、成る丈人別不相減様取計らひ、且つ職分に付當分出稼の者竝に奉公稼にて出府致し候者共は、村役人共連印の願書爲_レ差出、右願の趣承届け候旨右役場へ相詰め候家來奥書印形致し相渡し、小高の分知行所家來不差置、遠國にて當地へ願等手重の向は、割元役の者奥書印形致し候積り、其外出家致し候者の儀は、由緒なき者弟子の望有りと雖も、猥りに不可_レ令_レ出家。若無據仔細於、

人口を調査す

有_レ之は、其所の領主代官へ相斷り可_レ任_レ其意旨、寛文五年諸宗へ御條目を以つて被_レ仰渡候處、近年糺方等閑の向も有_レ之哉に相聞え候間、以來は出家相願ひ候者は、人柄竝に仔細等、領主地頭にて篤と吟味の上、寺社奉行へ申斷り聞き置き、挨拶有_レ之上にて可_レ差免、竝に廻國修行六十六部順禮等に罷出で候者も、前書出稼の者同様に取計らひ、尤も出家願等仕來にて添翰等致し候向は、其通りに可_レ致。諸藩中無據仔細にて出家致し候分は、是又寺社奉行へ可_レ相斷、且つ吉田・白川陰陽師、神事・舞太夫等許狀申受け候者共も、其度々添翰又は前同様願書へ奥書致し可_レ被_レ相渡事。

一、近年御府内入込み、妻子等も無_レ之裏店借受の者の内には、一期住同様の者も可_レ有_レ之、左様の者は呼戻し、在方人別不相減様取計らひ可_レ申事、右の趣在所に罷在り候家來へ精々可_レ被_レ申付候。

三月

在方の者當地へ出居、馴れ候に隨ひ、故郷へ立戻り候念慮を絶し、其儘人別に加は

江戸出稼の者に規定しむに歸らし

り候者追年相増し、在方の人別相減じ候趣相聞え、不可然儀に付、今般悉く相改め不殘歸郷可被仰付候處、商賣等相始め、妻子等持ち候者も一般に差戻し被相成候ては可致難澁筋に付、格別の御仁惠を以つて、是迄年來人別に加はり居り候分は、歸郷の御沙汰は不被及、以後取締方左の通り被仰出候。

在方の者身上相仕舞ひ、江戸人別に入り候儀、自今以後決して不相成。大工・左官・木挽・袖其外職分に付、當分出稼ぎの爲め出府致し、同居又は店持或は奉公稼に出て候者は、月限り年限を以つて村役人へ申立て、御代官・領主・地頭へ願出て候へば、村役人連印、御代官所は手代、私領は家來に奥書・印形免狀相渡し遣し候間、出府之上家來或は主人へ差出し、且つ何方に同居竝に奉公仕致し候旨、村方へ及通達、期月・年限等に至り候はゞ、一旦村方へ立歸り、何箇度出府致し候共、右同様の手續に相心得可申事。但し在方より出入別入手重に相成り候由を申唱へ、職人は賃銀を増し、奉公人は給金せり上げ候儀、決して致す間敷候。以來男奉公人の分は、武家方中間・町方下男迄も、金二兩二分より三兩迄、女は

一兩二分より二兩を限り、年若幼弱の者共は、其限に無之候間、何程も給金引下げ、奉公住可致候。若相背き主人方相對の上、給金増しの取極致すに於ては、吟味の上急度答可申付事。

一、廻國修行・六部順禮等罷出て候者、是迄は村役人共或は菩提所寺院、相對の上往來手形受取る由の處、以來は村役人共より御代官・領主・地頭へ願出て、前書の振合を以つて許狀相渡し可申事。出家致し候者共の儀、以來無違失所役人より御代官・領主・地頭へ相願ひ、聞濟みの上添翰又は奥書可申受。且つ吉田・白川家陰陽師・神事・舞太夫等より新規門下に相成り、又は百姓・町人にて、身分相應の許狀受け候者勿論、縦令前々より配下にて、神道葬祭或は繼目許狀受け候節も、其度に支配領主へ相願ひ添翰又は奥書を以つて、其筋より許狀可申受事。

一、在方人別改方等閑の趣相聞え候。向後死亡・出生・嫁娶・出稼・奉公稼の者共、巨細に相改め、當人印判取の印判改め候はゞ、其段斷り書き致し置き、職分に付出稼・奉公稼の者、期月・期年に不相戻候はゞ、其段御代官・領主・地頭へ訴出て可申事。

順禮等の
取締

一、近年御府内へ入込み、裏店借受居り候者の内には、妻子等も無之、一期住同様の者も可有之、左様の類は早々村方へ呼戻し可申事。
右の趣村役人共厚く相心得、勤農の趣意深切に申諭し、村方人別相減じ不申様精々心付可申候。若人別改め方等閑之取計らひ致すに於ては、村役人共役儀取放しの上、急度曲事可申付者也。右之通り可被相觸候。

三月

廻國修行六十六部順禮等に罷出て候者、是迄村役人菩提所寺院より、勝手に往來手形差出し候へ共、以來村役人より御代官領主地頭へ相願ひ、期月をもつて承届け許狀相渡す筈に候間、右許狀無之者は關所相通し申間敷旨、關所有之向々へ可被相達候。右攝津守殿御渡し候御書付寫し差遣し候間、御關所有之御代官へ御達可有之候。已上。

三月廿八日

御目附役
櫻井庄兵衛

右の通り從江戸表被仰渡候間、御趣意の趣厚く相守り可申候。右は畢竟其所の

人別相改め方に猥りに相成り、勝手次第出歩行き、終に故郷へも不立歸、先々に於て人別等致し、故郷出生之國所人別を減じ、土地の衰微を招き、又は物貫等致し歩行き、終には遠國他所にて行倒れ等に相成り、不取締は勿論、先々に於て無謂世話相掛け、其身銘々等も本業を失ひ候に付、種々御世話も被成下候儀に候へば、厚く御仁政の御沙汰を辨へ可申儀、尤以來支配所の者共儀、他所へ出稼ぎ、其外神社・佛閣順拜等に罷出て、或は諸用有之他國出等致し候類、右御觸面の通り聊の儀も役所に申立て、手付手代の奥印形申受け候様可致候。別て市中續支配所村々、池田村等借家人又は店借等多き場處は、尙更村役人共厚く心掛け可申候。若不沙汰に他國出等致し、一旦缺落届等に相成り、立歸り歸住等願ひ候共、其節に及び吟味若しくは前書御觸面の趣相背き、不沙汰に他國等致し候段申立て候共、其始末に應じ、急度御咎等可申渡候間、其旨兼て可相心得候。此觸書小前竝に借家人へも逸々爲讀聞可申候。

卯四月廿九日

築山茂左衛門
御役所

右御觸書の趣、遂一承知奉畏。向後急度相守り心得違の儀仕間敷候。爲其御受印形如件

天保十四年卯年五月

節儉の法に觸るる者罪せらる

刑を恐れて警戒す

六月中旬、島の内心齋橋南詰の人形屋、金二百疋の馬を賣りて御預けと成る。昨年

文・三文の繪、三十文の猪口などを賣りて、御預けの上、十貫文の過料取上げられし者共澤山に有りて、世間にもよく之れを知れる事なるに、此節に至り斯様の事に及べば、怨深きたはけ者と云ふべし。

島の内八幡筋にて、天鷲絨鼻結脫カの下駄を履さし者有りしを、役人衆に見付け

られ、當人は召捕られ、其町之年寄町預けと成りしにぞ、其噂大に響き渡り、毎町

にぬり下駄・天鷲絨鼻緒の下駄・草履等を會所へ取上ぐるあり。又家毎に町役人出來

り、下駄・草履の緒を鋏にて切り廻るありて、嚴重の事共なり。

六月十九日御堂筋邊の人形屋何れも申合せ、八寸以上の人形五月・三月等に用ふる

諸道具除置きしとして、之を商ふ事ならざる故、悉く引さらへて御奉行所へ差上げ

し由、大層の事なりしと云ふ噂なりし。

島の内八幡筋の蒲鉾屋、是迄諸人に金銀を借り、身代限をなし、外方にて名前を

換へ店出し致し、盛んに商賣をなせる悪漢あり。又此度も諸人より數口の金銀を

借入れ、之を取込む手段を工み、借財數口の内に金高僅かなる貸人に相計り、此

者より願付けさせ、之に身代限を渡し、多くの貸人共を悉く倒して、此度は道頓堀

二つ井戸の邊に立派なる店出せしが、忽ち露顯にて召捕られ、日本橋に於て晒の

上御拂となる。相對にて此度身代限を取りし者は、晒者の繩取を被仰付しと云ふ、

心地よき事なり。

六月十六日御觸

金銀貸借取締

世上金銀貸借利息の儀、金二十兩に付一分の割合を以つて取引可致旨、去る寅九

月中相觸れ候に付ては、双方とも不實の儀無之様可致は勿論に候處、借方の者と

も兎角等閑に相心得、濟方不揃取、金主共も利益薄さを厭ひ、融通不宜趣相聞え

候。依之奉行所に於て吟味の上、裁許申付け候分、向後切金には不申付、直に日

限を以つて濟方申付け、埒不明に於ては、身代限り金主へ爲相渡候間、金主共彌

々無懸念十分に取り引可致候。勿論借方に於ても、其旨相心得等閑の儀無之様、實

意に濟方可致候。

一、寛政九巳年以來の借金銀は、是迄の通り取上げ、裁許可申付候へ共、古貸借にて追々に元金に詰め、新規借用又は願金等の證文に直し候類吟味之於無紛は、素より不實の取引に付、向後相對濟申付、奉行所にては取扱致間敷候事。

一、賣掛十箇年以上の滞は、向後相對濟申付、是又奉行所にては致間敷候事。但十箇年以上の滞りにても、引續取引致し候分は、吟味の上取上げ裁許可申付候。

一、遊女町・傾城町等より願出て候遊女揚代金滞の儀、向後相對に可濟は格別、奉行所にては取上げ申間敷候事。

右の通り相心得、彌々此上金銀融通不脱カ可差支様取計らひ、借方の者共も勿論、貸方に於ても相互實意専らに心掛け取引可致候。且つ以來身代限り爲相渡候に付ては、先訴の分取上げ日限濟方申付置き候内、同様の後訴有之候とも、金銀出入に限り先訴相濟し候上に無之候ては、取上げ裁許は申付間敷候條、其旨可相心得候。尤右に付身代を隠し、或は如何はしき所業に及び候者、其外利慾に拘はり不

埒なる心訴の類於有之は、當人は不及申、其處々町役人・村役人等迄、吟味の上嚴重に答可申付候。且又武家・寺社等は是迄の裁許可申付候へ共、兎角濟方等閑勝或は申渡の金高不足に差出し候輩も有之由相聞え、尤不埒の事に候、向後右體の類有之に於ては、糺の上急度可及沙汰候。右の通り可被相觸候。

五月

右の趣從江戸被仰下候條、此旨三郷町中可觸知者也。

卯六月若狭
佐渡

北組

總年寄

昨年鴻池屋治兵衛といへる者の妻、伊勢參宮をなし、道中に於て土佐堀常安橋邊の仲衆と不義をなし、宿に歸りし後も數々金を此者に搖取にせられしが、此事相顯れ、仲衆は召捕られて入牢す。治兵衛妻も召出され、嚴しき御吟味に遇ひて、明らかに白狀す。治兵衛をも召出され御しらべ有りしに、此者甚だ面目を失ひ、外聞惡き故此沙汰有ると直に、妻を離縁をなし、前以つて暇を遣せし由に申上げしにぞ、密夫せしには相ならざれども、不義の始末不宜故、男は鳥目五貫文の過

料にて相濟み、女は奉行所に於て髪を剃らせ、尼となして親元へ引渡しとなる。
炭屋治兵衛といへる青樓の娘にして、之迄素人は云ふに及ばず、芝居役者なども相手となり、
 亂行甚だしと云ふ。鴻池治兵衛此女に惚れ込み、高金を出して妻に迎へ取りしと云ふ事なり。 此者吟味
 掛りは、田中左馬五郎といへる與力なりしが、吟味中より此女に惚込み、己が手に
 て之を裁許し、落着に至ると直に手を廻し、權威を以て此女は勿論、親迄をも大に
 威し、直に此女を妾となし圍ひ置きしが、此事相顯れ、六月中阿房拂に被仰付し
 と云ふ、心地よき事なりし。

今日通達年番町々年寄當郷總會所へ被招呼、永瀬幾代助様より被仰渡候は、先達
 て被仰出候家作の儀、伺濟みの上左の通りに候事、尤も口達觸坏と申し候には
 無之、町々年寄心得迄に候間、組合町にても可被申達置候。

家作の心得

家作の儀是迄被伺出候向々心得相達し候覺

- 一、長押 去年御觸の節取拂ひ候へ共、猶不殘様可申候。
- 一、杉戸 通り杉の戸は不苦、椽は棧等眞塗の分は御改可申候。
- 一、附書院 取拂ひ候事勿論、荷ひ書院と唱へ、床の横へ掛け候分も、都て縁へ張

出し候分は、御改可申候。

- 一、入側 外立の雨戸有之候ても、板縁に候へば入側に無之、疊を入れ候を入側
 と申し候。其心得を以つて相改め可申候。
- 一、櫛形 附書院に有之物にて、一通りの書院等には見當り不申、此分竝に瓦燈
 口等は相改め可申候。
- 一、彫物 右若し有之候は、夫々取拂ひ可申、欄間等有之候も、たとへば草木、
 花鳥杯隧に彫り透し候は、彫物とも違ひ候間、年寄先計ひ透し候迄に彫抜き候
 内にも、目立結構相見え候分は、爲取除、尤塗候椽は取替へさせ可申候。
- 一、床縁・棧框 襖の縁の外は、都て建具類、棧框等眞塗は取除け可申候。
- 一、金銀の唐紙 唐紙に金銀の箔等相交へ候には無之、唐紙と申すは襖を唱へ候
 事にて、金銀の襖は取除け、金銀箔に似寄り候砂子少々相用ひ候類は、其儘に差
 置き不苦候。
- 一、玄關 本玄關に無之、只式臺は一同爲取除け揚候。踏石或は踏臺に爲仕替

可申候。

一、茶席 家續補理ひ候分は、其儘數寄屋と唱へ、別に取補理ひ候分茶道指南の者は、稽古場の儀に付不及取拂、其外の分は取拂ひ可申、乍併實に手輕の普譜も有之、又は手輕に相見え手籠り候も有之候間、不分明の分は相伺可申候。

一、町々會所式臺の儀御用宿も相勤め候分其儘、尤も兩開戸も同様心學講舎に有之候處、臺形の物不苦候。

一、三箇所旅籠屋は勿論、傾城町家作の儀も、御觸面の通り可相心得候。右の通り伺濟みに候間、相心得可被申候。御用掛り町人・醫師・儒者家作の儀は、追て御沙汰可有之候に付、其節可相達候。

卯六月廿九日

取締掛り
總年寄

五海道助
濟金を上
納す

昨年春の頃より御國恩を難有思ひ候て、五海道助濟金を隨分出精致し候様被仰出、五畿内は昨秋の頃専らにして、昔より之無き事なるに、京都市中小なる裏借家に至る迄之を上納す。大坂近在も去冬仰付けられし故、市中も同様ならんと専ら噂

有りしかども、餘りに御觸の口數も多く、賣物御取調べ二割下げ、青樓其外種々様様の事にて轉々反覆せる事多く、餘り混雜せる故か其御沙汰なかりしが、當六月二十九日に至り、三郷の年寄共を不殘總年寄の宅へ召出し、左の通り申渡しある。

覺

一、此度東海道・甲州道中・日光道中・中山道、其外宿々及困窮候に付、江戸表より右宿々へ御成助として御手傳被爲在候に付、當表於町々も國恩を難有存じ、御冥加差出し度き者有之候は、聊にても可被差出候事。

卯六月二十九日

右の通り口上にて言渡し有りしにぞ、其趣を以つて年寄共何れも其町々へ申渡せしに、御堂筋は人形屋の多き處なるにぞ、之迄仕入れ置きし人形類の高金なるは一つも商ふ事なり難く、已に當十九日に何れも高金の人形雛の道具類悉く御取上げに成りて、船車等に之を持運び、手元に残れる商ひ物の類は、下直なる品計りなるにぞ、何れも大に困窮に及びしと云ふ。斯る者共へも御國恩金の事申付けぬ

人形商冥
加金を否
む

る故、何れも申合ひ年寄宅へ罷出て、「御國恩の難有事は誰しも能く相辨へぬる事にして、御改革の結構なる事も難有承知仕る、何れ近年の内には一統に安堵するに至るべし。去りながら此節差當り一統に日々の暮し方に當惑し、大に困苦せる故、如何程に御國恩を難有思へばとて、冥加金上納の事は力に及び難き事なれば、宜しく御斷被_レ仰上下さるべし」と申しぬるにぞ、年寄のいへるには、「尤なる申立にはあれども、三郷市中一統の事なれば、多少には拘らず、之を御斷り申上ぐる事は相成り難く、是非に勘辨せらるべし」と云ひしかば、御前より御斷下さる事難相成_レ候はゞ、御勝手になさるべし。此上は其旨總年寄へ一統に罷出て相斷り申すべし。之も亦取上なくば、御奉行所へ出て御斷申上ぐべし」といへる故、年寄も大に困りぬる事なりと云ふ噂なりし。又外々の町とても、此度の御趣意に依りて差支へぬる商賣多く、世間一統に大に響渡り、大に金銀不融通にて、至つて困窮せる者少なからざる事故、御堂筋の如き事を申出づる者はなしと雖も、一統に難有がりて承伏せし様には非ず、種々様々の風説なりし。然る上に又々七月六日に至り、

右冥加金
を町人に
課す

西御役所に於て御奉行久須美佐渡守・水野若狹守御勘定吟味役羽倉外記、御兩人立會にて鴻池善右衛門・加島屋久右衛門を始めとして、大家の町人共大勢召出され、御用金被_レ仰付被_レ仰渡_レ左の通り、

去る丑年以來幕政一新、格別御儉素に被_レ遊、追々被_レ仰出候御仁徳の程は、銘々難有相心得候儀に可有之、猶此上も上下安穩に太平を樂み候様被_レ遊度くとの台意に有之、因て此度諸家御救助窮民御賑恤の爲め多分の府財棄捐被_レ仰出、諸家之面々へも分限を守り、節儉行届き候様御沙汰有之、然る上は追年勝手向も立直り可_レ申、左候はゞ町人共融通の甘きにも相成り、自ら御餘澤を蒙り候様可_レ成行候、當地の儀は天下の中央、其上海運の利宜しき要地故、數百甲外より諸品輻輳し、自ら商買の取引手廣く、巨萬之富を保ち候事にて、是迄御用金相勤め、近くは文化年中兩度に七十餘萬兩差出し、一廉の御奉公致し候事に付、御恩意も渥く、容易に御用金をも不被_レ仰付、既に先年西城御普請の節を首として、御用金可_レ被_レ仰付候を、諸家竝に餘國の獻金等も有之、旁々以て御除に相成る

は、全く臨時窮民御賑恤、其外普く御仁政を被爲播度く、右御手當御府財を以つて可被辨處、是迄打續き莫大の御用途も有之上の儀、萬一非常御備に響合ひ候ては、不容易の儀に付、其方共一同へ御用金被仰付候事に候。勿論御用金の儀に付、明年暮より夫々二十箇年に割合せ、一箇年に二銖の被下金御差加へ、御下げ戻可有之候。畢竟巨萬の富を握り、又は一時に數千金の貨殖を致し候儀、皆銘々差働にて外々の助に依り候には無之候得共、諸家の先祖矢石を冒し、鋒鏑に觸れ候功勞を以つて爵祿を保ち候子孫にても、參勤等にて安居の暇無之、其上御軍役の外臨時御手傳等相勤め、大金獻納致し候儀有之、商賈に至りては、平生の勤筋と申すも無之、二百餘年昇平の御德澤に浴し、安逸に暮候難有儀は、何れも辨へ居り候儀に有之、此度の御用金は新政の御德意を奉助事にて、如斯明時に逢ひ、一際御奉公致し、永世御記録に家名を署し候と、子孫迄も聞傳へ、自ら淳實を尙び、驕惰の所行相慎み、家業彌々盛に可相成問、右申渡しの趣意篤と相辨へ、無異議御受可致候。

久須美佐渡守の人物

右の通り被仰渡、明る日は七夕にて節句の事なる故、休日なりしが、八日よりして追々に町人共被召出、右の趣仰付らるゝ事なりとぞ。

久須美佐渡守には、小身より御小納戸に出て、先年佐渡大に騒動せしを、此人に命ぜらしに、程能く取鎮められし人なりと云ふ。當時御改革にて肝要の折節なれば、西御町奉行堀遠江守殿に代りて、此人に命ぜらる。當年七十六歳なりと云ふ。此事大坂へ聞えしかば、此度遠州に代り來らる御奉行は極老なれども、至つて嚴格なる人故、此人を御選にて奉行職を命ぜられし人なる故、至つて堅くろしき人なるべし。此上如何なる事申出さるゝ事共計り難し。此上に若し左様に有りては、此人の苗字の如く大坂も彌々大くすみとなるべし。困り果てたる事なりとて、大につぶやける人など少なからざりしに、大坂へ着せらるゝと間もなく、國恩冥加金の事を申出され、引續き御用金仰出さる。下地より大に陰氣なりし處へ、國恩金の仰出されにて一際立て陰氣を増し、御用金の仰出されにて益々物淋しく、片田舎も同様なる有様なり。當年は處々の神事も大方は日の暮れ限りに相濟し、天神祭にも遊

江戸近在
すを天領と

舟船は云ふに及ばず、花火等上ぐる事なく、だんじりも漸く三つ計り有りしと云ふ。之迄の神事に比れば、三つ割にして其一つにも當り難く、物静かなる事なりし。江戸十里四方悉く公料計りに此度新になし給へるにぞ、武藏・上總の間にて、之迄入組みし諸侯の飛地、御家人の知行等悉く被召上、代りの地追て下し置かるゝと云へる事にて、未だ何れにて代地下し置かるゝとも其御沙汰なき事故、十三人の諸侯其數限りなき御家人衆、何れ途方にくれらるゝ事なりと云ふ。尤も諸侯と雖も、忍川越の如き堀持は其儘にて、飛地にて陣屋の向は悉く召上げられしなり。御家人衆には何れも悪しき代地を給はるか、又は御藏米にて御渡になれる事もありもやせんと、一統に大に心勞せる事なりと云ふ。

新田開拓
を評計す

上織國に印幡が沼とて、至て大なる沼あり。此沼の水を利根川へ切落しぬれば、方八里餘の新田となれる見積りにて、此度之を催さる。右御手傳として、松平因幡守・酒井左衛門尉・水野出羽守・林肥後守・黒田筑前守等へ被仰付しと云ふ。中にも林肥後守は、一萬石の身上にて、金二萬兩計りの物入なりと云ふ事なり。親肥後守一昨

大阪近在
も天領と
なる

御
引越

金井伊太
天

年八千石を被召上、大仕くじりなりしに、又過當なる御手傳被仰付しには、定めて故有る事なるべし。大坂も五里四方悉く公料に改まりぬるにぞ、攝・河・泉の間に有る處の諸侯の領地、悉く召上げられ、陣屋引拂ひ等にて騒々しく、百姓町人の類是迄聊の出銀等にて、領主の用を承り、又庄屋等何れも金銀にて苗字・帯刀せし者共、暴に其事なり難く、何れも平百姓となりぬる故、之迄の如く威勢振る事なり難く、之迄之等に這ひつくばひし者共も、心地よき事に思ひぬるにぞ、騒々しき中にも可笑しき事多し云ふ。又上町は谷町筋より東は悉く町家をば取拂ひとなり、江戸表より御旗本・與力・同心の類引越し來れる由。又天満川崎町奉行附與力・同心、是も御役所近くへ替地と成り、引越し來れる由。與力・同心は云ふに不及、上町邊に住める町人共、戦々兢々として安さ心なる者なしと云ふ。又難波御藏番にも、江戸より代り來りて、何れも江戸へ引越しとなれる等いへる風説にて、之れも安さ心なしと云ふ。御破損奉行金井伊太夫、昨年來組下の同心共私曲有りし由にて、數多の人々を罪し

大に評判高かりしが、暴の御召にて出府をなす。御勘定奉行となるか、大津御代官なるべしなどいへる噂なりしが、以の外不首尾にて、薪問へ追込まる。近來仕くじり者を追込ぬるために薪問といへる場所出來す。こは小普請へ追込む迄には至らざる者を、此處へ追ひやらぬと云ふ事なり。

伏見なる木村宗右衛門、年來淀川筋にて大に私慾筋有りし由相顯れ、此度改易になりて、川筋の事は角倉爲二郎一人の支配となると云ふ噂なり。京都御代官小堀は前にもいへる如く、支配地六七萬石被_レ召放、宇治神林も甚驕り強く、不法事有る故、御咎蒙りしと云ふ。

水戸侯江戸と本國にて、侯の目通りする處の百姓・町人共にて、六十以上の者を選ばれしに、都合六十二人之有りしにぞ、何れも目通りへ召出し、縮緬の小袖一つづつ下し置かれ、「何れも勝手次第に澤山に着用すべし」と仰付けられしにぞ、本國の者共は、領主の賜なれば仔細なしと雖も、江戸の町人共は當時厳しき御制禁の事なる故、水戸様よりして御法度の縮緬の小袖頂戴被_レ仰付候へ共、御法度の事に候

伏見奉行
改易

水戸侯高
齡者給
縮緬

へば、如何可_レ仕哉と伺出てしと云ふ。町奉行より、御大名より、被_レ下置候品故、随分大切に致し箱に入れ置き、着るべき時には勝手次第に着用致すべしとの事なりしとぞ。當時至て厳しき處の縮緬を、斯様に町人・百姓共へ下されしには、定めて水戸侯の深き思慮有る事なるべし。

大井川は名におふ大河にして、少し雨降れば忽ち川支に及び、諸侯の參觀交代は云ふに及ばず、旅人の大に困りて大造なる物入をなし、其費莫大の事なる故、此度船橋掛る様になるといへる噂なり。

或人の方へ江戸より申來りし書付の寫

羽州山形秋元但馬守殿、御領地の内南河内に御座候處、去る十五日於_レ江戸

表_レ左の通り被_レ仰渡。

一、今度爲_レ御取締、大坂御城最寄一圓御料所に可_レ被_レ成置旨被_レ仰出候。依_レ之但馬守領分河内國丹北郡・丹南郡の内、二萬七千百廿一石餘上知被_レ仰付、代知は追て可_レ被_レ下旨被_レ蒙_レ仰候段、爲_レ知參候事。

秋元但馬
守領地を
替へらる

大小名貨
附の布令

印磨沼工
事任命の
面々

一、此度武家方御勝手向相直り候様被_レ仰出兼ねて追々拜借有_レ之馬喰町御貸付方、
年來の御借財是迄毎年利分御上納相成り居り候處、格別の思召を以つて、御借財高
の内半分棄損、半分無利益年賦濟旨被_レ仰出候。依之大小名共先づ安心の形に御座
候。尙其上にも御勝手向不如意の大小名は、願の通り御貸付有_レ之候に付、期月の
通り無_レ相違上納可_レ仕被_レ仰渡候。大小名共此上堅く節儉御用ひ去勝手向相直り候
様可_レ心掛旨厚被_レ仰渡。右の外差を相變りし儀無_レ御座候。右卯月六日出に申來る。
關西利根川筋分水路印磨沼御用御手傳被_レ仰付候

因州島取三十 二萬五千石 松平因幡守 羽州庄内 十四萬石 酒井左衛門尉 駿州沼津 五萬石 水野出羽守 筑前秋月 五萬石 黒田甲斐守 上總貝淵 一萬石 林播磨守 三ノ宮 小川支分又ハ、關西の邊國交分可_レ辨の右同處御用掛事有_レ之

江戸御町奉行 鳥居甲斐守 御勘定奉行 堀野土佐守 御吟味役百 篠田藤四郎 御目附組御 高三千石 高二千五百石 同和泉 一人着 上福田所左衛門 丁目へ着 田寛十郎 御勘定奉行 御勘定 羽倉外記 一人着 同福田所左衛門 丁目へ着 右の通り被_レ仰渡候趣、爲_レ御知奉_レ申上候。一、御勘定奉行 御勘定 羽倉外記 一人着 同福田所左衛門 丁目へ着 同櫻井三郎 御勘定奉行 御勘定 羽倉外記 一人着 同福田所左衛門 丁目へ着

東海道筋
用命の面々

法度の條
申出
請書
金

品目
本目録

東海道筋御用に付御暇

御勘定御道 跡部能登守 大坂南組總 御勘定 羽倉外記 同和泉 一人着 上福田所左衛門 丁目へ着
中奉行兼 會所へ着 吟味役 同本町上三 御普請 請方 北村亮三郎 太郎左衛門 町へ着
支配 逸見市太郎 材木町 御勘定吟 榎本定右衛門 丁へ着 同本町上三 御普請 請方 北村亮三郎 太郎左衛門 町へ着
定役 同櫻井三郎 御勘定奉行 御勘定 羽倉外記 一人着 同福田所左衛門 丁目へ着
同櫻井三郎 御勘定奉行 御勘定 羽倉外記 一人着 同福田所左衛門 丁目へ着
御勘定御道 跡部能登守 大坂南組總 御勘定 羽倉外記 同和泉 一人着 上福田所左衛門 丁目へ着
中奉行兼 會所へ着 吟味役 同本町上三 御普請 請方 北村亮三郎 太郎左衛門 町へ着
支配 逸見市太郎 材木町 御勘定吟 榎本定右衛門 丁へ着 同本町上三 御普請 請方 北村亮三郎 太郎左衛門 町へ着
定役 同櫻井三郎 御勘定奉行 御勘定 羽倉外記 一人着 同福田所左衛門 丁目へ着
同櫻井三郎 御勘定奉行 御勘定 羽倉外記 一人着 同福田所左衛門 丁目へ着
一、髮の飭は金銀類は不成相候。籠甲・袴繪物共、前々に御觸の通り通り急度相守
り、都て高直の品々相用ひ申間敷事。一、女帯は天鷲絨・縹子・小柳博多不相成候。
紬・太織八丈迄の内を相用ひ可_レ申事。一、縮緬・紹不御成候。尤も紛らはしき織方
の品々、縦令古く共相用ひ申間敷事。一、男羽織は絹、其外薄羽織共不相成候。絹
布・麻を相用ひ可_レ申事。一、袴は仙臺川越平にても何程古く有來り候共不相成候。
葛布・木綿計り相用可_レ申事。右の通り此度被_レ仰渡候儀御守り不_レ申候者は御召捕に
相成り候間、心得違無_レ之様爲_レ念相達置き候。一、一人別承知印形仕候

水戸侯拜領品目

右は江戸表觸書の寫にて御座候。奉入御覽候。

一、水府公御拜領 包清毛貫形御太刀代金五枚、御鞍鐙一筋代にて七十枚、黄金百枚

右包清の御太刀拵へ、柄鞘共金板がねにて、包縁頭の處、御目貫の品、毛彫有之、

誠に無類結構なる物にて、代金の位何千兩共難申由拜見仕り候。御城坊主より富

永某へ咄の段承り候儘、認め差上候事。右御使者は水野越前守なり。上意の趣、此處へ

此儀は前に書記し置き候故、此處には之を略して記す事なし。

一、五海道へ勤め候助郷村々の儀は、近年及困窮候に付、自ら宿々も窮迫致し、

難澁の旅人も難儀相嵩み、今度格別の御救御慈悲の御沙汰より、五海道御取締被

仰出、御救御取締も相成候に付、多分の御救御入用可相掛候儀、右付元々御慈悲

御救の廉には、諸家へ御手傳、或は身元相應の者へ御用金等不被仰候に付、此旨

難有奉存候て、御國恩の冥加を辨へ候へば、御國用辨理融通第一の海道筋、宿々

助郷困窮を御救候儀、數千箇村の人馬を助け、又難澁の旅人を厭ひ遣し候儀故、銘々

會得致し、身柄に應じ出金致し候へば、假令一人の上は僅かの高も、諸人の上に及

海道用金を課すべきを申出づ

びなし、不容易陰徳も有之間、相應に營み暮し候者は、御救金に差加へ候儀申立て、陰徳の志相立て候様可致候。右の趣は身元宜しき者へ御用金被仰付、迷惑に存じ候者有之共、諸方萬人御救の處には難爲換儀に候へ共、元來御救筋の御慈悲の方に付、都て御威光を以つて被仰出者被爲加御趣意に付、全く其身より筋道を辨へ、出銀致し候脱カ者御取調べに相成候段は、偏に難有可御心付、且つ寄持筋相辨へ、勵し方致し候者は、自然先祖へ孝道等存じ合せ、兼々内願等在之者も難計、左にては何様なる願ひ筋なり共、存込みは可申立候。右の次第に付猥に御用金等被仰出候儀は心得違致す間敷候。尤も納方火急にては無之、委細の儀は御役所に心得方等都て認め在之候間、勝手次第に罷出て、一覽可致候事。

寅十一月

乍恐奉願上候書付

一、何程但御下知次第早速上納可仕候。

右は五海道筋竝に助郷村々困窮に付、此度御救方御取調被爲仰出、右に付身元相

應に相暮し候者御國恩の冥加を相辨へ、陰徳の志有之者は、右御救金へ御差加への儀相願ひ候者、御取調の趣奉承知。然る處私儀御國恩を以つてかなりを取續き罷在候者、何共恐多く候儀に御座候へ共、右御救の廉々へ、乍聊書面の通り御差加へ相成候へば、冥加至極難有仕合に奉存候。尤右御差加へ奉願上候とて、内願等無御座候。右の趣御聞届被成下候は、難有仕合に奉存候。別紙の通り口達にて御申付、銘々志の者外に見競ひ不申、思はく丈け書付を以つて可申出様被仰付候に付、外々の出銀高一向承知不仕候へ共、大に不同在之、則ち承知仕居り候口々、五百兩蛭子屋、百兩岩城、五十兩槌屋、四郎右衛門、百兩池田屋、右衛門、五十兩大黒屋喜介、百兩づつ萬治、萬忠、萬甚、銀五十枚づつ伊彌太、竹原。右の通り三井始め大丸何程一向承り不申候。身分大に不同在之様子に御座候。表借家近邊にては、金一朱より二百疋位に御座候。右の分承り候丈け申上候。水戸侯御在國の節、御領分中寺々の本尊の金佛竝に鈞鐘・半鐘の類、悉く御取上にて、之を以つて石炮を鑄させられ、代りの本尊竝に鐘の類は、勝手に致し候様に仰

水戸領佛鐘を鑄潰す

文書山古

矢部駿河守家名相續

大阪城修築

付けられしと云ふ。又元祿已前より有之宮寺の類は、其儘になし置かれ、元祿已後に建立せし宮寺をば悉く取拂ひ被申付、社人坊主共何れも百姓となし給ひしと云ふ。至つて快き事と云へ、とてもものに天下一統如此に至らば、大に田畠もふえ、奸惡を事とする處の遊民も減じて、御國益も多くなるに至るべし。

其後、矢部駿河守家名相續被仰付左の通り

元寄合 矢部鶴松

其方儀寅年就父科改易申付け候處、此度日光御參詣相濟み候に付、爲御祝儀御赦免被仰付候。右鶴松・同道人・清右は水野越前守殿依御指圖申渡す。其旨可被存。

大 卯六月十八日

當春よりして大坂御城内大普請あり。來る午年には將軍御上洛あると云ふ噂有り。又朝鮮人來朝を先年對州にて御受なりしが、此度は當所にて御受に成り、御老中一人登坂有る由。是も兩三年の内なりと云ふ。右に付中の島對州の屋敷も廣く成りて、當時の處より難波橋筋迄一構に成れる由。夫に付是迄有り來れる處の尾ヶ

崎・津輕・佐伯等の三屋敷、其外町家等藥罐屋町へ代地仰付けられしとなり。何れも混雜の様子なり。琉球人も之迄出府せしかども、日數多く掛り候故、何時にても二三人程づつ死せる者之あり、道筋の諸侯何れも物入り多く、道中宿々も難澁なる故、之も當所にて引受けぬる様になりしと云ふ事なり。

金峯山探

大和國金峯山には金氣充々て、澤山に黄金有之事をば、昔より云ひ傳ふる事なり。されども藏王權現之を惜しみ給ふにぞ、之を掘る時は大なる祟りをなすと云ひ傳へて、之を恐れて昔よりして掘る事のなかりしに、此度台命を受け奉りて、羽倉外記といへる勘定吟味役、黄金を掘出す事になりぬるにぞ、山神へ告ぐる碑を立て其銘を作り、篠崎長左衛門をして之を書かしむ。山神の黄金を惜しみ、之を掘りぬる時は忽ち其罪を蒙りぬるとて、此節に至る迄之を掘る事のなかりしは、至て趣の深き事ならんと思はる。此節に至りて之を掘れる時至りしと思はる。

告紫苑山神文

羽倉用九撰

篠崎弼書

維天保十四年、歲次癸卯八月初吉、征夷府内署司兼審決官羽倉用九祇承官員敢昭

紫苑山に
掘る文を告

告于大和州紫苑山神。夫金之於民利用無窮、然其在山鑛氣時發、或作災害、民之蚩蚩至曰。山神惜金採之致祟、何其誣妄之甚也、蓋金之多出雖世瑞、然其非時而出反爲不瑞者有焉。嗚呼神之呵護盪□以至今日、豈有待而然歟。今奉旨入山、神其導之敢披丹衷以告。

江戸より參り候書狀の寫

印幡沼埋
立作業

一、下總印幡沼を同州船橋・大和田兩驛の間へ新川掘割、海へ水を吐かせ、新田開發の目論見は、先年田沼氏の時代取懸り候事に御座候處、丁度其頃信州淺間山燒け候て、未曾有の天災有之、此は印幡沼より淺間山へ地中の水脈相通じ有之候故の事と専ら風説致し、其上掘割り成り兼ね候場所も多く有之、成就不仕、其儘捨置き有之候を、此度は其頃の掘場所より少々違ひ候由。是迄其筋の御役人再三の御見分にて、井戸の様なる物を幾箇も御掘らせ、豫め掘割出來可申候御ためしも有之候て、彌々の被仰出と相成り、諸家へ御手傳被仰付候事に御座候由。右沼より海邊迄凡そ四里半計りの處、幅十二三間有之川の由に御座候。因州・庄内・沼津、

黒田御分家・林右の五家へ御手傳被仰付、是迄何れの御手傳にても、多分御金納にて相濟し候處、此度は右掘割場處へ御銘々御懸り、役人前に引かれ、御出役御高に應じ、町場を御割渡し相成り、御掘立有之候事に御座候。下地田沼御時代、掘かけに形ち残り居り候を掘廣げ候場所も御座候由。因州・庄内御兩侯御持場、至つて惡しき處有之候趣に御座候。黒田と沼津の沙汰は一向無之候へども、因州と庄内・林御三家の御沙汰のみ色々に申觸らし候。

一、因州家には、御國も遠路の事故、御領地の人夫御呼下しにも成り兼ね候故哉、右掘立て候近郷の者の潤ひに成り候様にとの思召の由。明六つ時より八つ半時を限り、一人前五百銅もの御手當にて、持運びの土、一荷二人持の積に候由、至て軽く候故、老人・子供にも心やすく持運び出來候趣、御手當は何れも五百文も被下候に付、其邊の者大に潤ひ、近郷の百姓大悦にて、流石御大家の事、外様と同日の論にあらず杯申觸らし、其邊の評判至て宜しく、晴天三百箇日に成就致し候様にとの御沙汰に候由、三箇年も可相懸哉、併當夏の様ならば、十箇月にも成就可致か難計、御

因州侯の評判
立書筆
申觸らし候

庄内持場の評判

同家右御場所御出役十箇月目御交代の筈にて、御出張の趣に候。又或は山師申し候には、右掘割總て一式請負ひ五百兩ならば、註文通り因州の持場だけ不日成就可仕段申出て候者有之候へども、御取用ひ不相成由、前書の御仕法にて、此節専ら御出精御座候趣承り可申候。

一、庄内御持場の儀は、平地より餘程高き所の由、夫故人夫も一倍骨折れ候場處に候へ共、御領分の總百姓申合ひ、御新替の代りに被蒙仰候御事故、一同身命を捨てても御領主へ御失費不相懸様百姓の手限にて、全く成就可爲致との事にて、三百人・四百人程も要處に働き馴れ候届竟の百姓選立て、一組々々いろは印を以つて合印を分け、三十日目々々々の交代にて、庄内より江戸迄の道中蟻の往來致し候如く引切りなした往返にて、當時場處へ出居り候者、千七百餘人出精罷在り候由、猶秋作取入れ相濟み候後は、成るべきだけの人數御領分中不殘申合はせ罷出て、相働き可申候積の由、當御持場の儀は至てむづかしき掘場處に候處、何れも要處に馴れ候者計り故、何の苦しみもなく働き候由、御領主にても手厚く御世話有之

場處へ、至て手廣なる長家御取立て、食事竝に暑中凌ぐ湯水の手當、竝に更代道中筋旅籠屋中食場竝に行水等も一日に兩度とも這入り候様御手當有之、合印付の木札、又は木綿手拭に印を染め、宿々立場等へ差出し有之、三度々々の食魚類付にて被下候由、其外とも手厚き御賄に有之趣、斯く迄御領主に歸降致し居り候事、全く仁政故の事と被存候。江戸の沙汰は庄内の方評判宜しく、乍去右場處近郷の潤ひには一向不相成候故、其邊の評判は薩張無之候趣可申候。

林の評判

一、林様は御少祿の御事故、人夫御雇入方も御存分には御届不被成、最初殊の外御手支の事も有之候由、然る處中程よりは追々人夫も駆集め、掘立方抄取り候様には成り候へ共、總人夫へ辨當被下候にも、結構なる煮染物等御添被下候由、晝休みの節、水飲み候者へも葛砂糖干飯等被下候故、人夫の評判宜しく相成り、且つ御持場平地にて働きの致しよき處の由、夫故抄取り候趣なれ共、大造なる御物入り、一日に百五十金も平均に御拂出し有之、何時を限りとも難相知御心配の趣、先づやれるだけをやつて見るより外無之との思召の由及承可申候。御身上御震

ひ上るの事と巷説仕り候。

右三家の評判のみ、外々御兩家は一向善惡之沙汰無御座候。其外江戸御城近郷處處上地被仰付候場處、凡十里四方の間□上り申し候。右高五十餘萬石、其内七萬餘石は五百石以下の御知行の分に有之、其分不殘御藏米取に相成り可申候。是にも色々風説の事有之候へ共、取用に相成り兼ね候事故不申上候。猶此後承り候儀も有之候はゞ、追て可申上候。以上。

八月十六日

尙々腫物かゆく又は痛く、執筆むづかしく候へ共、無理に認め候間、御分り被成兼候處は、御判じ物に御座候。且つ此書附御覽後、引裂き捨て可被下候。別て浮世の有さま坏へ、此文體のまゝに御寫上などは、決して御免奉願上候。口から出任せ、滅汰彌八に認め候故、他見を相恥ぢ、右の通り御斷り申上候。齋藤町先生様へ御見せも被下候はゞ、くれぐれ御斷り可被下候。己上。

改革篇 七十二項

六十餘州歸仁政二十二年來奏太平 安樂世界極人奢 衣裳新形着流行
 脚燃板綾紅鹿子 頭光金銀珊瑚珠 或有縮緬肌障惡 羽三重任起居輕
 辨當提重高時繪 華麗爭開御室櫻 嗟峨開帳稻荷祭 風流競立無不征
 芝居役者登江戸 最肩多從初日疑 檀那殘切沒茶屋 家内夜更至生洲
 無春夏無無秋冬 費多不知身代傾 依去今度御改革 江戸已定及直京
 尚一番諸株仲間潰 運上萬金成御免 嚴重御觸難違背 洛中洛外謹奉承
 縮緬問屋鬢毛縮 青物初賣顔色青 日傘入藏陽不拜 塗履削漆再作晴
 上田米澤收篋筒 何年得見此世明 青樓殘留服他行 曠着纔見小紋縮
 可憐與樣御新造 於三與不異於清 却說河東藝子輩 急被呼出胸打驚
 御居作並芝居裡 即今何故望看棚 我童芝翫見不見 堂堂役人張肩肱
 重忠豈用琴攻粹 只如岩永發雷聲 汝等近來好雜臥 約束應對三倍情
 不埒至極蒙御叱 於許者共難作答 一生未逢當樣事 罪重似出閻魔廳
 且呼亭主嚴穿繫 逐一客方各記帳 客方心配夜不寢 偏恐銘々及難遊

御破損奉
行の交替

三代官所
替となる

又憐新地敗風景 樓上無客軒無燈 三鼓寂寂無彈所 彌登口敦不可應
 妾宅張札表貸家 髮結切髮爲尼僧 舞子爲翻羨山猫 幫漢胃口非猩猩
 其他世上無益輩 細有詮議爲改正 若猩々有尙相喜 酒價下 一升
 諸色萬物總准之 渡世安樂家又榮 實是廣大御仁惠 日本國中彌安寧
 雖然今度御改革 雜言似男女交合 其譯不知試相問 上善下善中有鳴
 大坂御破損奉行榊原太郎左衛門石渡彦太夫私欲甚しく、何か不埒の筋有之、急に
 御召にて焚火間詰に被仰付、至て不首尾なり。之に代りて當地御金奉行金井伊太
 夫跡役となりて、組下の同心これ迄私欲せし者共、悉く夫々に咎申付け、中には暇
 を出されし者も有りと云ふ事なりし。
 大津御代官石原も、何か不埒の事有りて、神君より永々大津の御代官の蒙仰、不易
 の身上にて由緒有之事なれ共、此度越後へ所替被仰付、京都御代官小堀にも支配地
 の内を數萬石御取上げと成り、江州信樂の御代官多羅尾にも不埒にて、所替被仰
 付しと云ふ。御代官の内にて、此三人は何れも急度せし由緒有る身分なれ共、數

御破損奉
行榮進

百年の土着にて敖に長ぜし故、御政道を正しうせざりし故なるべし。
五月下旬、御破損奉行金井伊太夫急に御召にて出府、至つて上首尾にて大津御代官か御勘定奉行に轉役ならんと云ふ取沙汰なり。五月下旬御徒士目附永田鑑八・森澄太郎作、御小人目附松永定作・武井左源太・春日井藤三郎・蘆谷啓藏以上六人、御城内外兩町奉行、天滿其外何かの様子篤と見分致すべき由にて、武家總目附役被仰付、上町に役屋敷出來し、何時となく何處彼處の差別なく、づか／＼と踏込まれ候由、何れも大に恐れをなす。中にも天滿與力大に慄恐れ、暴に式臺を取拂ひ、屏の腰板・書院床縁等を取拂ひ、大狼狽にて混雜甚しき事なりと云ふ。元來天滿與力・同心は、先繰りに御奉行へ附贈りにはなれる事なれども、一代切の雇はれ奉公人も同様の身分にして、至て軽く、御役を離れ隱居する時は、町人も同様の者なりといへり。斯る身分なれば、町御奉行の御代り毎に、彼等の身上引受けの印形せし證札を、總年寄共より差入れ、以て引受人となれる由。又同心共の受人は、高津に住居せる五右衛門といへる者之をなす事なりと云ふ。此事をば唐物町にて唐物の商ひ

兩替方に
御金を命
ず

せる山本屋より、委しく聞きし故へ筆の序に此處に記し置く者なり。與力・同心等世間へ恥づる事にして、深く隱せる事なりと云ふ。
先日鴻池・加島屋を始め十人、兩替御融通方十六人又十九人被召出、御用金の儀を仰付けられしにぞ、加島屋久右衛門・鴻池善右衛門の兩人は金五萬兩づつ、加島屋作兵衛金三萬八千兩、其餘は分限に應じ、二萬兩・一萬五千兩・一萬兩・八千兩など上納の儀申出て候處、右様成る事にては、決して御聞届なく、鴻池・加島久・加島作右三人は、金子十萬兩づつ、其餘も是に准じ上納の儀被仰付、此度斯様に御用金被仰付しとして、是を申立になして、是迄仕送り致し來り候處の諸大名、仕送を相斷り候ては、諸家の差支に相成り候事故、決して斷り難相成候間、是迄の通り差支無し之様用事を承り勤むべし、又此事申立てに致し、儉約致し候ては、出入其外下々の者等の難澁と相成る事なる故、家々の暮し方は是迄の通りにて、別に儉約すべからず、芝居・角力・青樓等の、遊び見物等勝手次第になすべしと云ふ申渡に、何れも大に膽を潰し、心中に於て感服せし者一人もなく、此度の御申渡の御改革にて、

質素儉約被_レ仰出_レし御趣意とは大に轉變せし事なりと、密につぶやける事なりと云ふ、左も有るべき事なり。如何なれる事にや。

佛壇屋某
の伴の建
白

京都西六條木津屋橋町名なり、今橋佛壇屋何某予に語りし人も、其名を確かに聞きし
かども、之を忘れしと云ふ事なりし。とやらん
いへる者の伴、三十四五歳の者なりと云ふ。此者町奉行所へ至り、「此度諸人の驕を
禁ぜられ、一統安穩に渡世仕り候様、諸人の難澁御救被_レ下置_レ候様にと難有御趣意
を以つて、質素儉約の儀仰出され、諸人御救の爲め難有御改革被_レ仰出、御仁惠の
御趣意一統に難有仕合に感服仕り候。然る處近頃に至り、難澁迫り渡世も難相成、
日々の暮し方等大に差支に及び、飢渴に苦しみ候者共數限なき事にて、何れも困
窮至極に及び申候。諸人難澁せざる様にとの難有御趣意に違ひ候様に、乍恐奉_レ存
候へば、逆もの事に御政道の御仁惠を蒙り、一統に安心仕り、斯る困窮不仕候様
なし下し置かれ候様偏に奉_レ願上_レ候。斯様の儀御願ひ申上ぐる事故、御聞届御座候
上は、私儀に於ては如何様の御咎め被_レ仰付、如何なる嚴科に處せられ候ても苦しか
らずとて、思ひ切つて願ひ立てしと云ふ。されども是を御取上なき故、「御聞届の

仰を蒙らざれば、何迄も此處に有るべし」と腰を居ゑて動かさざる故、亂心者となし
繩付にして親町内の役人等と呼出して、之を引渡され、町預け仰付けられ、町内よ
り番人を附置きしに、三十日計りに及びぬ。然る處此者出奔して其行衛知れざる
故、其由を届けしと云ふ。然るに程經て、江戸表より此者の親を六十四五才
なりと云ふ召連れ候
て、町役人附添ひ出府致すべき由の御差紙來りしにぞ、此者の江戸に出し事始め
て相知れぬと云ふ。此男一命を投ち、江戸町奉行所に出でて、同様の事を申立て、諸
書の引ことなどなして少しもひるめる事なく申募れるにぞ、當時にては三奉行の
町奉行。勘定奉
行。寺社奉行掛りなりと云ふ。何にもせよ、諸人の困窮を救はんとて、一命を捨て此
事を思ひ立てるは、一癖ある者ならんと思はる。

京都島原は、所々の青樓悉く此處へ引移されし事故、近邊の地面を買取り家を建
て、又因幡藥師の芝居をも、此廓中へ引移し、青樓々々も混雜せざる様に祇園町・
宮川町・五條橋下、其外の青樓々々も一町々々に一群になりて、芝居見せつさなど
之有る故、至て賑やかなる事なりと云ふ。されども古法なりとて、此度入口の番人

に穢多を居置き、毎夜青樓毎に客の有無を糺し、其客の名前町處迄悉く委しく帳面に書留むる様になりしと云ふ。又遊女の死せしをば、棺桶等に入れ、之迄平人の通りになせし事なれども、之も其事なり難く、菰包になして手足を一つに引く、之に棒を通し、牛馬をかたげし如くにて、焼くとも埋むる共其儘にてなす事なりと云ふ。近頃至て全盛にて、諸人之が爲に多くの黄金を費せしに、此者死して右の如くせられしと、穢多の番人に町處名前等帳面に書記さるゝとに恥ぢて、身を持てる者は、自ら遠慮して行かざる様になりしとぞ。斯る事なれば、遊處「女カ」を受出し妾となして之を圍ひ、又甚しきに至りて、之を妻にし、又妻持てる身分にして、其色に迷ひ妻に易へて引入るゝなど、是迄不珍事にて、又少しく垢抜けせし娘を持てる中人已下の親々は、其娘を總て右の如き風俗に仕立て、遊女に賣らされば妾となし金儲せんと思へる者共、澤山なる事なりしに、此後に至ては、左様なる者共も自ら減ずる様になれる事なるべし。之等は至て宜しき事に思はる。

御觸

明礬賣買の注意

唐和明礬の儀、江戸・京・大坂・堺四箇所の會所に於て、致賣買候間、諸國出明礬の分、四箇處最寄の會所へ賣渡し可申旨、先達て相觸れ候處、右會所の外薩摩並に唐明礬計り引受け、是又江戸・京・大坂・堺四箇所へ會所相建て賣捌き候間、其旨相心得、右兩會所の外山方より直賣買一切致す間敷旨、天明二寅年相觸れ、且つ伊豫砥の儀も、大坂表江戸積問屋に於て、一手に引受け賣買致し來り候處、右は今般明礬會所並に伊豫砥江戸積問屋共差止め候間、向後銘々勝手次第可致賣買候。

七月十一日

右の通り其處の奉行、其外御料は御代官、私領は領主・地頭より可相觸候。

御觸

諸國寺社修覆爲助成相對勸化巡行の節、自今は寺社奉行一判の印形持參、御料・私領・寺社領・在町可致巡行候。公儀御免の勸化には無之、相對次第の事に候間、御免勸化と不紛様可致旨、御料は御代官、私領は領主・地頭より、兼ねて可申開置候。右の通り明和三戌年相觸れ置きし處、年曆相立ち御免勸化の者、其度々觸有

御免巡行と勸化巡行と觸書に對

之、相對勸化は、寺社奉行一判の印状を持參候故、不審に存じ候向も相聞え候へ共紛らはしき者には無之候間、其段相心得べく候。右の通り御料は御代官、私領は領主地頭より不洩様可觸知者也。

卯月七月十四日

御觸 口達

用金を仰
付けらる

一、此度大坂・兵庫・西宮・堺表等の身元宜しき者共へ、御用金被仰付候處、右人數の内には如何にも御趣意を重んじ、格別致出精、分限よりも相増し出金致度く存じ含み候者有之候ても、以來諸家への用達金、又は商賣筋取引、或は仕入金等の類、前々より凡そ割合申合せ置き候類の廉へ相響き、此後自餘割合の出金高可相増哉と存じ量り、又は他の出金高の手本に相成り、外々の者より難澁可被申掛杯と斟酌致し候者も有之哉に相聞え、以つての外に候。此度御用金の儀は、左様の譯柄に拘はり候筋には毛頭無之、最前も直に申諭し候通り、御新政の御徳意を奉助事にて、二百餘年昇平の御恩澤に浴し、安逸に暮し御國恩を難有存じ、銘々力一杯

冥加金上
納を許可

御用金可差出筈にて、却て自餘取引の見競に致し候者、甚だ以つて心得違の至に候間、右體の儀無之様可致候。

一、此度御用金申付け候人數の外にも、御國恩の有難を存じ候者同事の儀に付、如此明時ならては、冥加を辨へ候儀不相顯申事を残念に存じ候者も可有之哉に付、たとへ右人數に相洩れ居り候共、奇特の志有之、上納金致し度く存じ候者は、聊か不及遠慮銘々以來出可申出候。

一、右御用金の儀、前條にも申諭し候通り、銘々力を盡し納め候儀、正金に限らず、手形にて相納め候にても不苦、尤も調達の仕儀に寄り、當年より三箇年に割合相納め候ても、是又不苦事に候。然る上は銘々調達致し易く、差向き金銀融通等に差障り候筋、更に無之處、何角と浮説申觸れ、右に拘泥し、當然入用にも無之、兼ねての預け金銀、或は兩替屋等への入込金銀等過急に取立て、又は米切手入替へ參り、種類並合取組み、諸品仕入等差控ふる者有之候はて、重々心得違に候條、一統此旨を存じ、金銀取引萬事不_レ差支様可致候。自然一己の利慾に拘はり、如何の取引致

し候者有之由相聞き候はゞ早速召捕り、吟味の上嚴重可申付候。來右の趣三郷町中端々迄も不洩様可申置事。

卯七月二十一日

鴻池善右衛門 加島屋久右衛門五萬兩 加島屋 作兵衛三萬八千兩 米屋 平太郎
 炭屋安兵衛二萬六千兩 鴻池新十郎 近江屋 休兵衛八千兩 辰巳屋彌吉三萬兩
 三井八郎右衛門二萬千兩 平野屋 五兵衛 米屋喜兵衛 千草屋宗十郎
 近江屋半右衛門 鴻池庄兵衛 炭屋彦五郎二萬兩 鴻池市兵衛
 天王寺屋忠二郎 米屋長兵衛一萬千兩 づつ右の通り御受け申出て候へ共、無御取上、被仰出左の通り、

天保十四年卯年七月六日五つ時、夫々町人共被召出、西御役所に於て、御掛り御役人中御立會の上、御用金被仰渡候左の通り。

一、金十萬兩今橋二丁目 鴻池屋善右衛門玉水町 加島屋久右衛門大川町 加島屋作兵衛。一、同六萬兩吉野屋町 辰巳屋彌吉梶木町 千草屋宗十郎。一、同五萬兩高麗橋一丁目 三井八郎右衛門今橋一丁目

御用金仰渡さる

平野屋五兵衛安土町 炭屋安兵衛。一、同四萬兩内平野町 米屋平右衛門北久太郎町四丁目 近江屋半左衛門平野町二丁目 米屋喜兵衛。一、同三萬五千兩今橋二丁目 鴻池屋庄兵衛平野町一丁目 炭屋彦五郎。
 一、同二萬五千兩尼ヶ崎町 鴻池屋市兵衛。一、同二萬兩玉水町 島屋市兵衛今橋二丁目 鴻池屋善五郎過書町 天王寺屋忠次郎内平野町 米屋長兵衛玉水町 加島屋重郎兵衛平野町二丁目 茨木屋安太郎。
過書町 鹽屋市之助船加島屋作五郎 今橋三丁目 加島屋作次郎堂島播磨屋仁兵衛 長雜賀屋捨松。
 一、同二萬五千兩中之島 山家屋權兵衛尼ヶ崎町 鴻池屋伊兵衛江戸堀四丁目 平野屋四郎兵衛北久太郎町四丁目
 目松屋伊兵衛。一、同一萬二千兩 日野屋茂兵衛伏見兩替町 小橋屋伊右衛門。一、同一萬兩江戸堀五丁目 大庭屋次郎右衛門南久太郎町三丁目 舛屋傳兵衛尼ヶ崎町一丁目 米屋伊太郎江戸堀三丁目 傳法屋五左衛門平野町二丁目 泉屋六郎右衛門今橋二丁目 鴻池屋得兵衛本町二丁目 平野屋新兵衛四軒 平野屋仁兵衛今橋二丁目 平野屋孫兵衛薩摩堀納屋町 鏑屋六兵衛立賣堀四丁目 近江屋權兵衛長堀 蒲島屋次郎吉梶木町 天王寺屋伊太郎鹽小橋屋利右衛門 堂難波屋太助七郎右衛門町 天王寺屋孫七韮天満屋市兵衛。
 安堂寺町 河内屋平右衛門。一、同八千兩本町二丁目 伊丹屋四郎兵衛安土町 鏑屋忠兵衛淡路町小 西佐兵衛島笹屋勘左衛門。一、同七千五百兩堀住友甚兵衛 手泉屋甚次郎。一、同

六千兩 島之内 吉野五運 一、同五千兩 玉水 島屋市五郎 本町五丁目 扇屋利助 木挽北 松屋清兵衛 堂 大坂屋亮五郎 島桑名屋庄助 萬屋伊太郎 北久右工門 錢屋長兵衛 堂 島豐島屋安右衛門 北濱二丁目 高池屋三郎兵衛 玉水 加島屋安兵衛 農人橋 山本屋伊右衛門 平野町 錢屋儀兵衛 南竹 橋屋喜兵衛 北久太郎 備前屋彌兵衛 天満老 綿屋 代判吉 京橋四兵衛 南久寶寺 平野屋甚右衛門 北濱一丁目 堺屋市右衛門 一、同四千兩 金田 平野屋宗兵衛 南本町 柳屋又八 茂左衛門 龜屋伊太郎 同増屋利兵衛 茂左衛門 左良屋小四郎 長堀十丁目 伊丹屋勝藏 本町一丁目 泉屋源兵衛 新 萬屋仁兵衛 南久太郎 布屋安兵衛 堀木 鍵屋善兵衛 新天 神崎屋仁兵衛 一、同三千兩 安土寺町 浮田桂藏 新天 大津屋伊兵衛 鴻池屋千代 代中之 辰巳屋省兵衛 上人 油屋善兵衛 一町堀 備前屋得兵衛 内平 日野屋七郎兵衛 本堀 小西伊兵衛 内淡町 小西宗七 道修町 内田屋宗三郎 日野屋作五郎 本 布屋甚九郎 五町一丁目 米屋分兵衛 天 吉野屋九右衛門 島之内 錢屋佐兵衛 内平 河内屋又兵衛 唐物 信濃屋勘兵衛 堀木 白木屋新之助 谷町一丁目 平野屋市郎兵衛 瓦町 昆布屋伊兵衛 南久寶 小山忠兵衛 大和屋又兵衛 道修 加賀屋四郎兵衛 長崎屋萬次郎 内淡 日野屋小兵衛 船越 米屋喜代松 天満橋 大根屋小十郎 小西甚兵衛 小西卯兵衛 豊

町 米屋惣兵衛 瓦町二丁目 米屋太兵衛 大和屋勘兵衛 大坂屋卯之助 道修 鍵屋利兵衛 伊丹屋十郎兵衛 堀 丹波屋平兵衛 玉 萬屋小兵衛 西 平野屋彦助 難波 松屋嘉兵衛 吳服 節屋庄右衛門 平野町 油屋喜兵衛 淡路町 米屋儀兵衛 一丁目 米屋虎七 四軒 堺屋次郎兵衛 平野町 池田屋卯兵衛 道修町 鍵屋清右衛門 同 近江屋次兵衛 同 近江屋喜兵衛 道修町 備前屋九郎兵衛 同 小西屋喜兵衛 同 小西屋喜助 同 近江屋宗八 同 大和屋十郎兵衛 南久太郎 泉屋嘉兵衛 鹽町三丁目 丸屋吉兵衛 北久太郎 河内屋六兵衛 木挽 平野屋善右衛門 北濱一丁目 小池屋作兵衛 鹽町 天満屋六次郎 天満東 木屋伊兵衛 天満八 櫻井屋正兵衛 同宮之 大和屋豊三郎 代判 油町 日田邊屋仁兵衛 淡路町 越後屋久兵衛 伏見 道具屋勝兵衛 吳服 佐渡屋市兵衛 平野町 海部屋新兵衛 内平 河内屋又右衛門 島 鳥羽屋善兵衛 柏屋藤兵衛 一、同二千兩 古手 加島屋三郎兵衛 上人 油屋治兵衛 四軒 加島屋次郎三郎 今橋一丁目 山本三次郎 堀木 鍵屋龍三郎 播磨屋九郎兵衛 北 肥前屋又兵衛 今橋一丁目 天王寺屋清右衛門 平野屋作兵衛 北濱一丁目 平野屋九郎兵衛 玉水 加島屋七兵衛 天満 鹿島屋清右衛門 堂 堺屋善之助 同 舛屋源右衛門 北久太郎 繪具屋吉兵衛 豐島屋與七郎 高麗橋 升屋九右衛門 出店 支配人庄 同 蛭子屋八郎右衛門 出

店支配人京橋六 大鶴屋九藏向米屋三右衛門堀熊野屋三右衛門道修袴屋善兵衛北濱一
 肥前屋得兵衛田中屋清兵衛江加賀屋林兵衛瓦町一八荷屋彌助天王寺屋元次郎
 海部 天満屋甚九郎瓦町一鐵屋庄右衛門同二川崎屋三右衛門大田貝足屋七左衛門北濱
 邊 西村彌右衛門尼ヶ井筒屋平次郎京橋一鹽屋彌兵衛淡路町肥前屋丈右衛門折屋小川
 屋和助中津平野屋彦兵衛鈴木大和屋善兵衛天満川舛屋利助天満九綿屋左兵衛平野町炭
 屋萬兵衛金田象牙屋次郎兵衛吳服節屋庄兵衛堂難波屋覺兵衛島鶉鶉屋善助同新地大和
 屋清右衛門茂左衛門河内屋勘兵衛淡路町大津屋新助南本町河内屋新兵衛天満十福田屋太
 右衛門立賣泉屋市兵衛安治川南泉屋次右衛門鹽町三菱屋久兵衛天満辰伊賀屋半兵衛同
 伊賀屋宗七吉野阿波屋嘉右衛門南堀江伊勢屋次兵衛鹽町四菱屋藤五郎堂島裏松屋三
 右衛門南堀四播磨屋忠兵衛丹波梅屋忠兵衛唐物町佃屋茂兵衛菅原長濱屋伊兵衛吳服
 舛屋長藏材木米屋武右衛門桑名小西屋得十郎同淡路屋權四郎備後町錢屋宗兵衛木挽
 町 河内屋次郎兵衛内平日野屋甚右衛門備後町三田屋得兵衛南久寶寺小山屋儀兵衛安土
 町 泉屋庄兵衛白髮新宮屋長兵衛立賣堀近江屋熊藏岡崎阿波屋善右衛門北濱一西岡屋

五兵衛京町堀阿波屋伊兵衛樺木今木屋安兵衛藤原大和屋權次郎瀬戸解屋八兵衛權右
 町 解屋安兵衛京町堀宮原屋儀兵衛津村南伊勢屋利兵衛南濱灰屋平右衛門今橋二高木屋
 五兵衛三郎右具足屋太右衛門樋之大根屋小兵衛一同八千兩備後町錢屋佐一郎一
 同四千兩尼ヶ崎町竹川彦太郎代判備後町丹波七兵衛一、同三千兩鹽町四小橋屋彦九
 郎安堂寺町大文字屋彌兵衛島之國分屋彌兵衛北久寶寺油屋彦兵衛藤右衛門天王寺屋利助南久寶寺
 南久寶寺 丸屋伊兵衛安土町錢屋清右衛門堂河内屋善助南久寶寺谷屋清兵衛大寶河内屋
 小兵衛瓦町一太刀屋庄兵衛北勘四河内屋捨松上難山口屋次右兵衛本町二布屋市兵衛
 一、同二千兩島之内平野屋八郎兵衛北久太郎柴田德翁本町一錢屋宗兵衛茂右衛門泉屋久
 兵衛津村北毛馬屋茂三郎北久太郎菊屋長藏天満東姫路屋吉兵衛南久寶糸屋忠次郎堀四
 町 紙屋喜兵衛内本分銅屋新右衛門備後町塚口屋喜右衛門油掛天野屋五郎左衛門大川
 淀屋清兵衛伏見佐渡屋伊兵衛京町堀辻屋源兵衛濱明石屋九郎兵衛京町堀泉屋三九郎
 平野町 川崎屋彌兵衛雜喉柴屋孫兵衛粉川播磨屋久兵衛傳馬木屋伊兵衛天満檜皮屋平兵
 衛安治川南播磨屋七郎兵衛天満又小山屋孫右衛門長堀富大津屋作次郎小島堺屋善藏北

寶寺町 八幡屋市兵衛 江戸堀 竹原屋與兵衛 高麗橋 三丁目 芋屋吉右衛門 北久寶寺 町一丁目 布屋伊兵衛 白髮
 二丁目 大津屋三右衛門 追手 堺屋清九郎 助右衛門 天滿屋利兵衛 古川二 河内屋休兵衛 南本町 笹島
 屋平兵衛 瓦町二 櫻井屋八郎兵衛 納屋 大津屋吉兵衛 權右衛門 荒物屋忠兵衛 信濃 吹田屋善
 兵衛 幸町一 木屋利兵衛 幸町五 淡路屋重兵衛 雜喉 尼崎屋傳兵衛 京町堀 紀伊國屋又三郎
 同一 炭屋大次郎 御幸 河内屋九右衛門 雜喉 大和屋彌兵衛 同 神崎屋平九郎 油町三 錢屋善
 助 四軒 紀國屋與兵衛 過書 尼崎屋勘兵衛 南尊 炭屋五郎兵衛 北久太 大和屋利兵衛 中津 荻
 屋清兵衛 江之子 天滿屋清兵衛 新天 古座屋武兵衛 傳馬 木屋九郎兵衛 寺町 川口屋新右衛
 門 龜山 佐渡屋市兵衛 石灰 錢屋市兵衛 同 鹽屋庄作 鹽町三 丹波屋利兵衛 西高 和泉屋源兵
 衛 同 佛具屋喜兵衛 金田 丹波屋與三兵衛 金田 丹波屋孫兵衛 安堂寺町 同 次兵衛 藤屋 神崎
 屋善兵衛 西信 赤穂屋喜兵衛 齋藤 淀屋金兵衛 油町二 布屋市右衛門 湊橋 綿屋清八 内平 河
 内屋與三郎 南久太郎 錢屋傳兵衛 同 五 松葉屋喜兵衛 鹽町一 伊賀屋利兵衛 同 河内屋次兵
 衛 上雄 松屋善兵衛 新成 田中屋重兵衛 同 油屋長兵衛 同 長右衛門 新大 大根屋儀兵衛 鹽
 二丁目 大和屋又兵衛 松原 酢屋金三郎 南新 奈良屋喜右衛門 阿波 三田屋宗兵衛 北久寶寺 錢屋

安兵衛 奈良 松屋四郎兵衛 安土町 廣屋得兵衛 玉澤 明石屋庄右衛門 石津 阿波屋卯兵衛 高
 橋一 西村屋七郎兵衛 鹽町三 中井屋岩之助 鹽 岩田屋喜兵衛 豐後 廣屋又兵衛 高橋 平野屋
 市五郎 北堀江 炭屋彌吉 伏見 加島屋喜助 備後町 布屋利兵衛 安土町 丸田屋專藏 堂島舟 天滿
 屋庄助 堂島裏町 神崎屋源助 道修町 備前屋彌兵衛 北久太郎 近江屋卯八 西高 木綿屋五郎兵
 衛 西高 同源左衛門 南久寶寺 平野屋五郎兵衛 平野町 日野屋長左衛門 天滿伊 茶屋吉右衛
 門 屋 明石屋庄五郎 立賣堀 灰屋忠兵衛 南瓦 瓦屋九八郎 宇和 米津屋正三郎 幸町四 島屋
 嘉兵衛 軒數三百七十五軒、金高二百十二萬六千兩
 今橋一 天王寺屋五兵衛 瓦町一 炭屋善五郎 高麗橋 油屋竹之助 梶木 舩屋平右衛門 舟助 松屋
 忠兵衛 橋助 松屋新次郎 又
 右金高被仰付無之候へ共、御用相勤度候はゞ、成丈け出精上納可致候。
 泉鴻池屋新十郎 立賣 遠江屋休兵衛。
 右先達て御呼出しに相成り、御用金申付け候ても、他借致し相勤候ては、御趣意に振
 候に付、御用相勤度候はゞ、成丈け出精被仰渡候處、此度改め二千兩被仰付候趣、

高麗橋 三井元之助 代判義兵衛 (以上七月廿二日廿三日八月六日) 三丁目 其後追々六度に被仰付候軒敷也 右御用金と申不被仰付候へ共、獻金可致旨被仰渡候事。

九月十一日追て被仰付候分

一、金二千兩宛 南問 龜屋善兵衛 安堂寺町 丹波屋忠兵衛 尼崎町 米屋亮右衛門 町 鹽屋六右衛門 新天 仁和寺屋宗兵衛 南勘四 河内屋佐兵衛 前町 綿屋利八 町 丹波屋仁兵衛 滿 堀川 佐野屋喜右衛門 會根崎 近江屋萬助 天滿堀 木屋伊右衛門 本 伊賀屋庄兵衛 二越後屋藤兵衛 淡 二越後屋重兵衛 津村東 河内屋五兵衛 吉文字屋五兵衛 新 神崎屋惣兵衛 北國屋八兵衛 南部屋清右衛門 新天 和泉屋勘兵衛 助松屋伊太郎 今増屋市兵衛 信濃 備前屋市兵衛 天王寺屋安右衛門 玉澤 布屋七兵衛 淡 二錫屋正兵衛 助右衛門 天滿屋清右衛門 藤右町 淨田屋善兵衛 中筋 西村屋愛助 瓦町 二百足屋虎吉 代判由 同一 近江屋八右衛門 平内田屋半兵衛 南本町 奈良屋善兵衛 大庭屋清兵衛 和泉屋善兵衛 南本町 河内屋半兵衛 京町堀 屋清三郎 初瀬 落屋平兵衛 北勘四 松屋太兵衛 幸町 石見屋吉兵衛 源左衛門 播磨屋仁兵衛 南堀江 丸屋清藏 同 二 雜喉屋定次郎 北久太郎 利倉屋與兵衛 南久寶寺 河内屋利右衛門 阿波座 三丁目

讚岐屋八兵衛 南久寶寺 町 三丁目 黒川屋三右衛門 同 鍵屋半兵衛 北久太 紀伊國屋彌兵衛 長堀十江 戸屋七兵衛 長堀平右 土佐屋善七 安治川上 木屋市三郎 安治川北 小西屋新六 和泉 三郎 伏見 平野屋安兵衛 南問 綿屋重五郎 同 吉田屋仙右衛門 同 河内屋半兵衛 同 京屋九兵衛 京橋六 米屋又兵衛 綿袋 山田屋武兵衛 櫻 松屋儀左衛門 同 豊田屋卯右衛門 宗右衛門 京屋源兵衛 天滿地 大和屋喜兵衛 同 河内 元次屋仁兵衛 茂左衛門 和泉屋元之助 代判喜藏 新 吹田屋六三郎 海部堀 加賀屋惣右衛門 元伏見 伊勢屋平藏 北久太郎 河内屋久右衛門 鍵屋惣七 玉 菱屋 蛇草屋久兵衛 小西 田中屋新右衛門 本 河内屋善兵衛 本 鈴鹿屋九郎兵衛 天滿小松 原屋喜兵衛 同 中島屋長兵衛 北久太郎 大和屋源右衛門 海部堀 佃屋五兵衛 同 近江長兵衛 阿波 金屋長次郎 淡路町 近江屋平兵衛 本町 小澤屋新六 同 布屋新三郎 同 大菱屋平右衛門 同 金平野屋源兵衛 富田 伊丹屋代之助 白髮 佃屋楠太郎 代判辨吉 立賣堀 和泉屋かた代判 市兵衛 新難波 辰巳屋喜七 幸町 大和屋勘兵衛 北堀江 丸屋喜兵衛 同 紙屋萬兵衛 西高 泉屋 金兵衛 同 錢屋林兵衛 南瓦 村來屋德兵衛 長堀治郎 泉屋善衛兵 茂左衛門 小堀屋武兵衛 南久 町 三 平野屋彌兵衛 宗右衛門 紙屋吉兵衛 南堀 山田屋八兵衛 同 同國三郎 鈔屋 近江屋嘉兵衛

九郎助町 錢屋仙助鹽谷町 奈良屋治兵衛追手町 山口屋吉兵衛西高津新地八丁目 同亭屋利兵衛紀伊國一丁目 屋又兵衛九之助町 大和屋吉兵衛西高津新地九丁目 大國屋新兵衛相生町 荒物屋治右衛門南ぬしや町 竹葉屋安兵衛安堂寺町 佛具屋安兵衛同紀伊國屋佐助 東藤屋平兵衛北堀江 田中屋榮三同阿波屋傳次郎 代判清三郎鹽町二丁目 綿屋小四郎橋町 龜屋善兵衛出口 河内屋七兵衛淨國寺町 河内屋茂兵衛上難波町 沼田屋仙助南久太郎町二丁目 榎並屋藤兵衛長堀四郎兵衛町 灘屋安五郎同備前屋嘉兵衛

べ百二十六人

金數 二十五萬二千兩

右の外にも百二十人、九月二十六日に至り召出されて、二三千兩づつの御用金を仰付けられしと云ふ事なり。御用金も大抵先達て迄にて相締りぬる様子なりしに、素生なき者共の幸を得て、近頃成り上りし町人共、御用金被仰付し町人共と面を連れ、身柄なる様に思はれんと名を貪り、身を高ぶらんと思へる心よりして、私も二千兩・三千兩の御用承りたしと申出ぬる者兩三人、又百兩・二百兩・三百兩・五十兩・三十兩等の獻金せんとて申出てし者も、十餘人有りしと云ふ。之に依りて御奉行より總年寄共へ、斯様に御用金を差出せる者共の之有る事なるに、夫々へ申付けざる

御用金の減額を請願す

段不行届不取調故なり。篤と相調べ可申付由との沙汰なりしにぞ、早々總年寄共より、町毎に年寄共を呼出し、其方共一町限りに御用金差出せる程の身上の者、一々申出しぬる様にと厳しく申渡されしにぞ、身上不如意にして、内外に借財あれども、たゞ表を張りて外見を取繕ひ、不恙なる身上なる者共外見に依りて、其名前を書出され、或は平日町入用杯の事には、厳しく取締をなして、會所などの私なり難きによりて、其人を名指して申出て、大に迷惑なましめし類などあつて、騒々しき事なりしが、御用金掛り羽倉外記、江戸表より急の御召にて出立せし故、夫れ切になりしにや、世間にて騒々しき取沙汰も少しは鎮まれる様になりしかども、何分にも陰氣なる事のみにして、諸人薄氷を踏める如き様子なりし。御用金仰付けられし者共、何れも大に困窮し、仰付けられし高にては、一統に調達相成り難き事故、皆々減少の儀願ひ出てしと云ふ。先づ鴻池屋善右衛門は、大鹽が爲に焼拂はれしを申立てにて、金四萬兩にて御聞濟被下候様申出て、加島屋久右衛門には、其難も無之何等の申立ても無之故、鴻池よりは五千兩ふやして四萬五

四萬五千兩の調達にて御聞濟の事を願ひ、加島屋作兵衛は二萬兩にて御用捨被下候様と相歎き、島屋市兵衛は銀五百貫目にて御聞届被下候様にと申出てしと云ふ。浪花に於て至て上分なる處の豪家すら如此事にして、諸商人は不及申、出入の召遣ひ迄出入を差止め、大に其家々を取締ぬる程の事なる故、何れも其家々へ出入せる者共は、暴に家督を失ひし如くにて、何れも途方にくれて大に困窮せる様子なり。豪家すら斯る有様なれば、其餘は押して知るべき事なり。中には二萬兩の御用金を被仰付、二千兩も調ひ難く、困苦に迫れる者など少なからざる事なりといへる噂にて、市中一統至て物淋しく、田舎なる在町にも異ならず。然るに八月二十六日に至り、總年寄より市中一統へ口達書を以つて、申渡し左の通り、

御新政の難有儀は、追々の被仰出にても相辨可罷在、殊に今度御用金被仰付候に付、御口達書の趣向又右御用被仰付候者へ、御達し次第も承り、彌々難有可奉存。依之被召出御用金被仰付者の外にも承り傳へ、恐多も奉助御徳意を爲冥加御用の端にも加り度く存居候者も可有之、最早御呼出被仰付候儀は無之

候間、右に相洩殘念に存候者も難計候間、右様の向は本人、又は年寄より、此方共手前に其旨可被申出候。先月被仰出候御口達書の趣、再應致熟讀候様於町町、見計を以、年寄より可被申聞候事。

卯八月

右は卯八月二十六日、南組總會所にて、通達町々年寄へ總年寄中より被仰渡候旨當番酒部町より通達付來候事。

此度御用金被仰付候處、御召出に相洩候向、可申出儀不案内にて差控居、存立の儀も空敷相過候は殘念の事に候。上金等の儀聊不及遠慮可申出候。此方共日々西寄合所へ罷出居候間申出候者は、同所へ罷出可申旨被申聞、御國恩を奉存候者、本意相達候様心得を以、取計遣可被申候事。但し此度御用金相勤、又は上金等仕候者は、五街道御救に付ての上金は相除可申候。

卯八月二十九日

御用掛總年寄

此書付を見る者、毎に腹を抱へて笑はざる者なし。公儀へ對しては、恐入るべき事

なれども、諸人眞實に難有とは思はざる様子なり。何分にも未だ難有功能一つも身に覚え候事無き事故、愚なる者共の腹を抱へて難有からざるも、一理なきにしもあらず。

御用金被_レ仰付候者、先月二十五日限りにて新に御呼出は無之旨御達置き候。然る處御呼出無之以前に、御用金御差加の儀願出で、又は上金申出で候者、此節日々罷出で候處、右呼出洩れ又は身元左程にも無之候へ共、御國恩を奉_レ存、御用金に加里度く申立て候儀及遠慮御呼出に相成り候を相待ち居り候者も有之由、右は前以つて御取調相濟有之者の外は、此節罷出で候様達は無之候間、若し相洩れ候ては残念に存じ、且金高申出で候ても、其上増方等致し候儀と及懸念候向も有之哉、銘々志の限り申立て候儀に候へば、右様の懸念に不及、此方共へ向ひ、書面差出し候様可_レ致候。御呼出相成り候を見合せ、外聞等を憚り差控へ候は、本意に無_レ之、最早追々御調濟に付、御用金差加里度く、又は上金等の申立の向は、來る十七日頃迄面寄會所へ書付を以て申出候様、各より可_レ被_レ達候。折角冥加を存じ、差出

し度き志に候者、其儘差控へ候内には、跡越に相成り、申立て候期を過し候へば、存意も空しく相成り、残念の至りに候。斯様に申立て出來候事は、不容易儀に候條、不懸_レ本意者無之様に、厚く取計らひ可_レ被_レ申事。

卯九月

御用掛り總年寄

一、此度厚き御趣意有之、富商共へ御用金被_レ仰付候處、銘々身上に應じ勤高格別出精御受致し、又は追々御用金へ御差加へ、或は上金等願出で候者も不少、夫是の勵合ひを以て、莫大の御用途高速に相纏まり候段、全く御國恩の難有儀は辨へ及_レ丹誠候事と、別て奇特の至り、右體一廉の御用金相勤め候方、其身の規模は不及_レ申、土地一體の美目にて、夫々所役人共に於ても、心添へ行届き候故の儀一同令_レ賞美候。

一、右御用金の儀は、銘々手元蓄積の金子を以つて相勤め候御趣意にて、其上年割、上納等の儀も願の通り聞届け遣し候上は、何共差繰り致し易く、旁々平世の融通に響合ひ候儀更に無之事に付、追々納め時節に至り、何かと浮説申出で、右に乗じ

御用金出
精を賞美

諸商賣、又は金銀取引筋等手縮み候儀、杯有之候ては、不融通の基にて、御趣意にも相觸れ、以ての外に候。右の儀無之様厚く致勸辨、儉素其外心得方等の儀は、先達て以來追て相觸れ候通りさへ相守り候へば、諸事分外に不及、遠慮正路を以つて商賣筋等彌増し、及繁昌候様可心掛、尤御用金取調も最早相濟み候間、其旨可存。右の通り三郷町中不洩様可申通候事。

閏九月十五日

天文臺より御届に相成候大略

當月七日の初昏、西南の方に當り、其幅一度半五尺、長さ四十度餘の白氣の如き物相見え申候。尤も四日・五日頃よりも少々雲間に見え申候へ共、暁と見極も仕兼ね候處、翌八日の夜長さ五十度に亘り相見え申候。連夜同様に相見え候上は、全く彗星の芒光にも可有之と奉存候。併し地下何程有之候哉難測奉存候へ共、先づは七十度餘りも可有之と評議仕り候。一體彗星の儀は、近來西洋にて測驗仕り候て、別に一種の行環有之儀にて、其種類數多候へ共、先づ豫め推測出來仕候星故、妖星

と申す譯には無之と奉存候。既に去る明和六年七月相見え候彗星は、長さ八十度に亘り、芒光も兩尖に相見え候。至て異様の形狀に候得共、別段兆應も無之儀に御座候。但し漢土には周・秦以來殊の外凶兆の者にも、亦是除田敷新式五色に付けて、兵亂・水火災・大臣の患・大臣專權、種々の古文有之候。西洋にては往古は十二望の位次より、其意も品々有之候由、古き曆書に相見え申候へ共、已に近來咬羅巴航海曆の冒蝕同様、彗星の元狀を記し候上は、一種の寄星と申す迄に御座候。

天保十四卯二月九日

歌仙こはは昨年こはの事にて、専ら江戸にて言難せし事の由なれども、之を見しは、此節の事なる故、此處に記し置きぬる故に、昨年こはの處へ記し置ける洒落文と交へ見るべし。

松青し告げごと榮ふあけの春	成島	四方の長閑は故鶴の聲	御
千町田と終にや爰も成やらん	越政	鎖 <small>とぎ</small> さぬ御代に鎖す商人	珍買
照るつきの兩國川や水かれて	舟啼	剝 <small>むきたし</small> 出家根に三味の初雁	簾止
尾花咲く其淺茅野も今ぞ知る	明店	石の枕に二町なくなり	兩座
吉原は普請なかばに金つかへ	無現越	しかけは質に苦界十年	表産

是程の直下げ利下げに困り果	賣人	諸色懸りの名主時めく	おべつか
能き振と見せて濱邊の佞ヶ松	越人	島行く船に武家の數々	鼓奢
十仲間は一寸手見せの仕置物	空仁	東國組は辛き目を見る	米山
腕立の江戸の花さへ打しほれ	盛場	焼蛤のあれ行きくだる	駿州
遠乗の眞間鎌倉も止めになり	密成	大筒のおとも金に吃驚	所替
腹のいえた家に鎗太刀弓稽古	旗本	今もや亂と騒ぐ居場所	中町始
垣間から桔梗巴が笑みかゝり	林太	遼山里は月もおだやか	口水橋
あはひえの甲斐に玉味噲鹽辛	南史	水も吞れぬ今の世の中	賣子
餓鬼道の髪結淨瑠璃茶屋女	持夫	地獄の沙汰も少し鎮る	廓入
ほととぎす雪見もたえて向島	廣亭	石の地藏の哀れ消絶え	中野
是れからは棄捐店賃こちらの番	有金	地主金主の頭痛鉢巻	念陰
加持祈禱わけはなかやま鼠山	三晒	ちや孝行もあまり澤山	勸教
咲く花もあらんと松の常陸帶	礫	高利は解けて下の潤ひ	安成

天軒愼	地名漬	潜世穩	前町下	眞下札	家主窮	運上止	樽代歌
上懸觸	株困痛	身平禁	地懶準	新借集	酌寺歡	役諸安	日通辨
貸金弱	胴取迹	唐人聘	賤用足	古強出	銀愁癢	町悅巖	諸好儉
儒粹卑	問酒多	結娘瓜	讀定行	藝者追	茶屋没	女成男	戲書衰
役女尊	明現休	甲婦綿	經改盛				
社新出	法越治						
舊地寂	每度愼						
替喧聘	急無立						

浮世の有様 卷之十 終

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like 藤田鳴鶴 and 山田孝之助.

大正九年六月二十七日印刷
大正九年六月三十日發行

國史叢書 浮世の有様 六
定價 金 貳 圓

編輯者 兼 行轉者

國史研究會

右代表者

今村 勝一
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

印刷者

福山 福太郎
東京市牛込區西五軒町五十二番地

印刷所

福山印刷製本所
東京市牛込區西五軒町五十二番地



發行所

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番

國史研究會





